



Report 2023



沖縄振興開発金融公庫
THE OKINAWA DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION



CONTENTS

沖縄公庫の概要

理事長メッセージ	02
プロフィール	04
業務概要	05
行動指針	06
業務運営方針／令和5年度の予算	07
資金調達	08

組織運営の仕組み

リスク管理体制	56
法令遵守体制／顧客保護等管理方針	57
個人情報の保護	58
金融円滑化管理体制	59
政策金融評価	60
ディスクロージャー	61

沖縄公庫の特色と役割

沖縄の振興開発を支える総合政策金融機関	10
セーフティネット機能の発揮、新型コロナウイルス感染症に関する取組	14
自立型経済の発展に向けたリーディング産業を支援	16
地域経済の担い手、頑張る中小企業・小規模事業者を支援	17
創業・新事業展開を支援	18
離島・過疎地域の振興・活性化を支援	20
駐留軍用地跡地開発・県内企業の海外展開を支援	22
地方創生の取組を支援／ハイライトインタビュー①	24
事業再生を支援	26
ひとり親家庭・人材育成を支援	27
関係団体との連携	28
情報サービス	30

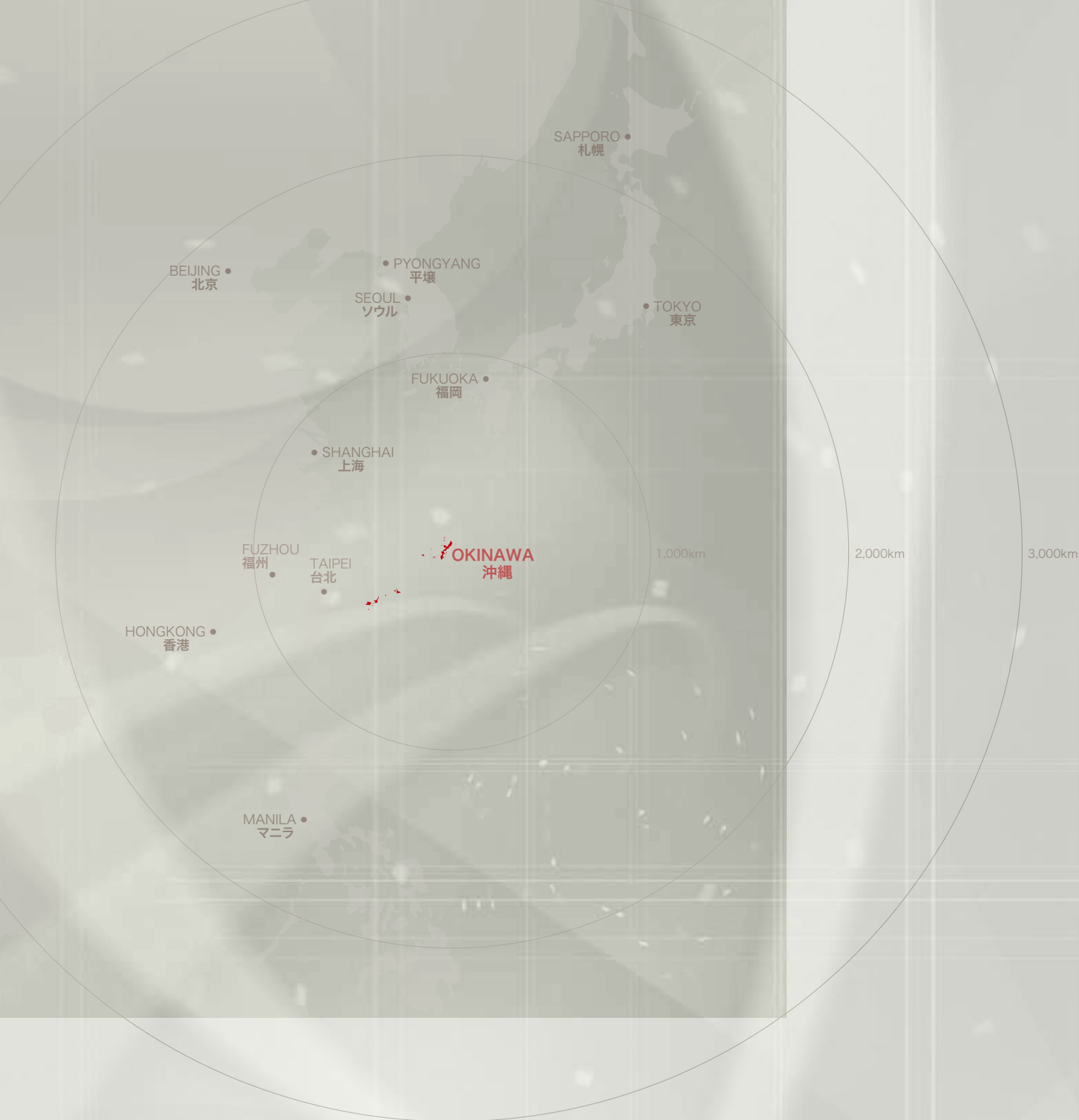
資料編

業績	64
財務諸表	70
財務の状況	72
貸付金の状況	76
行政コスト計算財務書類	78
参考情報	84
沖縄振興開発金融公庫法(抜粋)	90
会計等に関する関連法の規定(抜粋)	92
沿革	94
組織機構	95
店舗	96

融資・出資制度の概要

産業開発資金	32
中小企業資金	34
生業資金	36
生活衛生資金／ハイライトインタビュー②	38
医療資金	40
農林漁業資金	42
住宅資金	44
教育・恩給担保資金	46
出資	48
新事業創出促進出資	50
沖縄公庫独自制度	52





沖縄公庫の概要

理事長メッセージ	02
プロフィール	04
業務概要	05
行動指針	06
業務運営方針／令和5年度の予算	07
資金調達	08

理事長メッセージ



◆沖繩の振興における「車の両輪」

沖縄公庫は、沖縄のみを対象とする唯一の総合政策金融機関として昭和47年5月に設立されて以来、沖縄の経済の振興と社会の開発に資するため、沖縄振興策と一体となった円滑な資金供給に努めてまいりました。民間投資等を支援する当公庫の政策金融は、国による税・財政面の支援措置と並び、沖縄振興における「車の両輪」として位置づけられます。

◆魅力ある沖縄の地域特性

沖縄は、広大な海域に散在する160の島々から成り立っており、優れた自然環境に恵まれ、個性豊かな独特の文化を発展させてきました。成長著しいアジアに近く全国一高い出生率などの大きな優位性と潜在力を有しており、日本の経済成長の牽引役となるよう期待されています。

◆自立型経済の発展に向けた政策金融の役割

沖縄の振興開発は、政策の基本方向が当初の「社会資本整備を中心とした本土との格差是正」から現在の「民間主導の自立型経済の構築、発展」に展開されるなかで様々な施策が講じられることにより、着実に進展してきました。

沖縄公庫はこれまで、国や県の沖縄振興策と一体となった政策金融機能を発揮し、産業基盤整備やリーディング産業、中小・小規模事業者、農林水産業の支援、離島地域の振興、市街地や駐留軍用地跡地の開発、創業、新事業展開の支援、子どもの貧困対策などに積極的に取り組んでまいりました。

加えて、地域経済の動向に即応したセーフティネット資金の円滑な供給や事業再生支援に努めるとともに、より豊かな地域社会の実現に向けて市町村への助言業務にも取り組んでまいりました。

◆沖縄の振興に引き続き貢献するために

沖縄の経済社会は、本土復帰以来、5次にわたる振興計画によって社会資本の整備が進み、沖縄の優位性を活かしたリーディング産業の成長等により、活気のある地域に発展してきました。他方、全国最下位の一人当たり県民所得や子どもの貧困など、なお解決すべき課題を抱えております。また、足もとは、経済・社会活動の本格的な再開により県内景況は回復基調にある一方で、人手不足や原油・原材料価格の高騰などの課題も顕在化してきております。

このようななか沖縄公庫は、令和4年度からスタートした第6次となる沖縄振興計画の下、独自の貸付・出資制度等の活用や地域に根ざした総合政策金融の機能発揮により、沖縄が抱える社会問題の解決とポストコロナの社会における「強い沖縄経済」の実現に貢献するよう取り組んでまいります。

具体的には、コロナ禍がもたらした社会変容やDXの加速、脱炭素化など新たな時代潮流も踏まえ、沖縄振興の基本方向である沖縄の優位性を活かした民間主導の自立型経済の発展等に向けて、各種産業の生産性向上、中小企業・小規模事業者の経営基盤強化や事業承継、人材育成、ひとり親支援、基地跡地利用、北部・離島地域の振興など、多様な資金ニーズにきめ細かく対応し、地域に根ざした金融サービスの提供に努めてまいります。

また、業務運営においては国・県・各市町村や関係団体・民間金融機関との連携・協調を一層促進し、適切なリスク分担を図るとともに、デジタル技術等を活用した業務の改善・効率化、人材育成、リスク管理態勢の高度化等に取り組んでまいります。

今後とも、県民のみならずから信頼される公庫、親しまれる公庫として沖縄振興に貢献すべく努力してまいりますので、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

理事長 川上好久

沖縄振興開発金融公庫の概要

沖縄における政策金融を一元的・総合的に行う政府系金融機関です。

1.設立	昭和47年5月15日、沖縄の本土復帰に伴い沖縄における政策金融を一元的・総合的に行うため「沖縄振興開発金融公庫法」に基づいて設立されました。
2.目的	沖縄振興開発金融公庫は、沖縄における産業の開発を促進するため、長期資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励するとともに、沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金で、一般の金融機関が供給することを困難とするものを供給し、もつて沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的としています。 <small>(沖縄振興開発金融公庫法(昭和47年5月13日 法律第31号)第1条)</small>
3.資本	1,558億円(令和5年3月末現在) 全額政府出資です。
4.役員数	役員5人 職員220人(令和5年度予算定員)
5.店舗	6店舗
6.代理店	10金融機関 251店舗(令和5年3月末現在)
7.役員	理事長 川上 好久 副理事長 井口 裕之 理事 西崎 寿美 理事 屋比久 盛徳 理事 新垣 尚之 監事(非常勤) 酒巻 弘
8.出融資残高	1兆739億円(令和5年3月末現在)

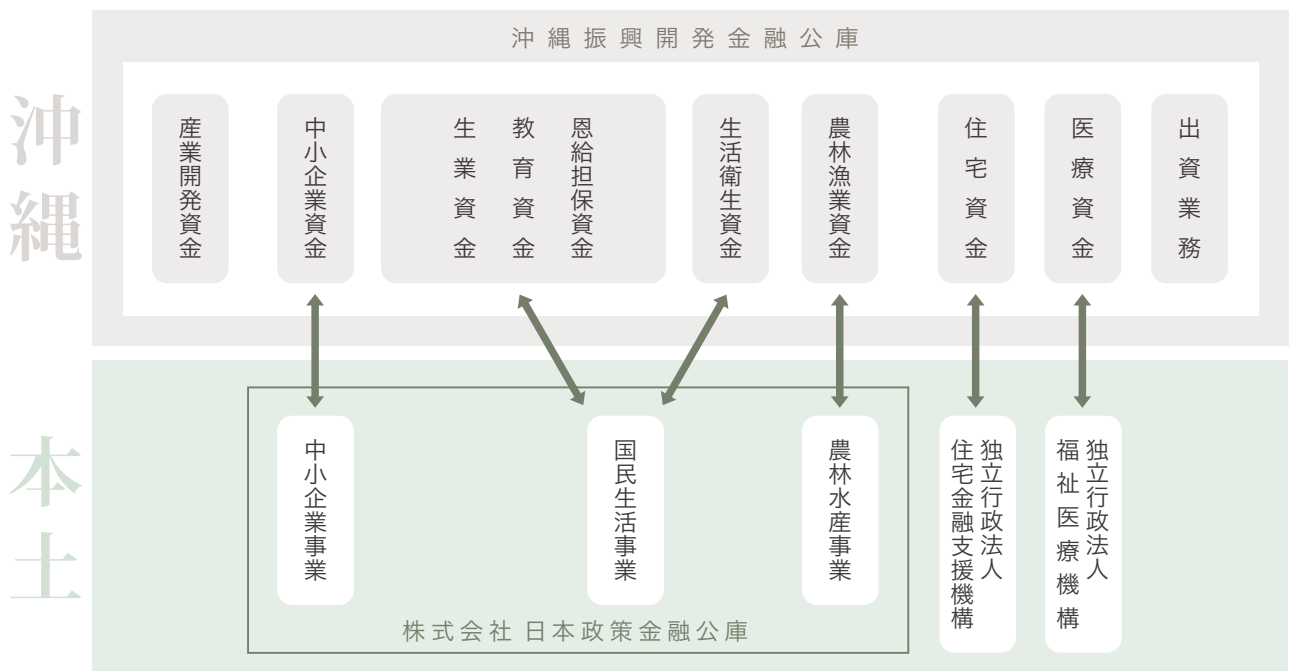
業務概要

◎ 地域に根ざした総合公庫

沖縄公庫は、地域限定の総合政策金融機関として、本土における株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構及び独立行政法人福祉医療機構(福祉貸付を除く)の3機関に相当する業務に加え、沖縄の地域的な政策課題に応える独自制度、地域開発や事業再生を支援する出資及び新事業創出促進出資を一元的に取り扱っています。

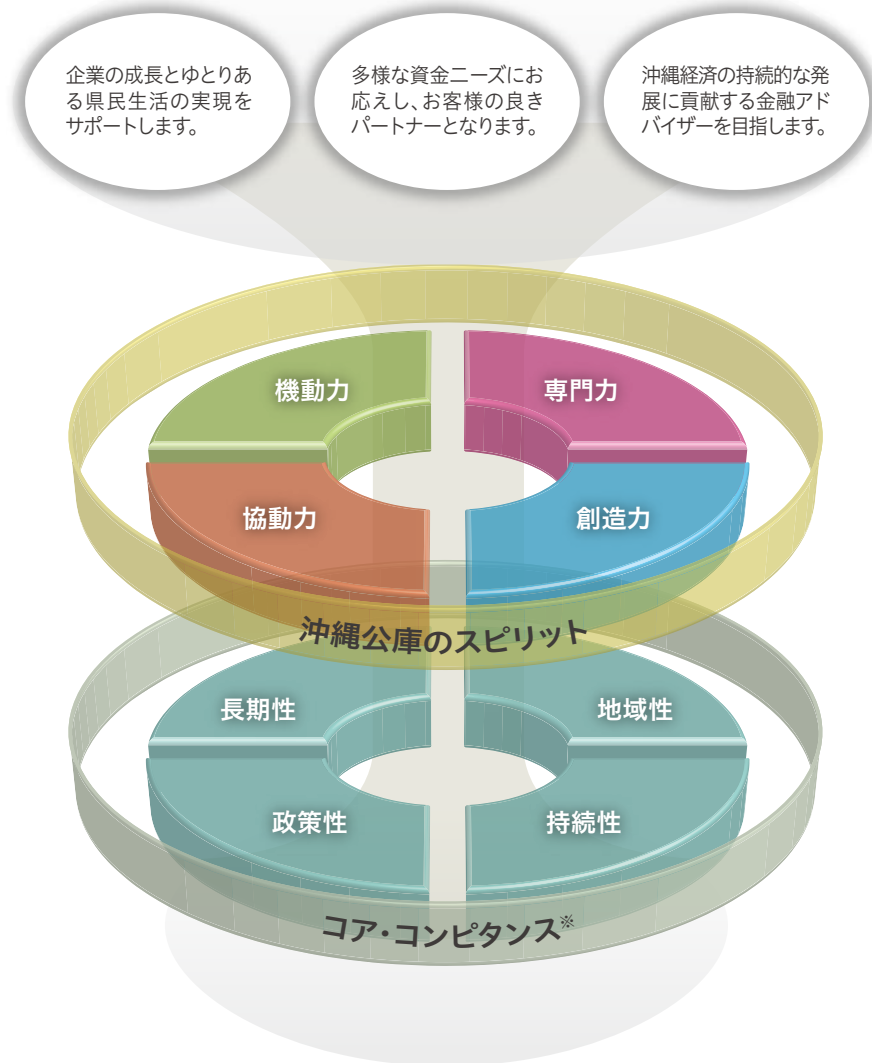
(1) 融資業務	産業開発資金、中小企業資金、生業資金、教育資金、恩給担保資金、住宅資金、農林漁業資金、医療資金及び生活衛生資金の貸付け
(2) 社債の取得業務	沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金又は沖縄において事業を行う中小企業者の事業の振興に必要な長期資金の調達のために発行される社債の取得
(3) 債務の保証業務	沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金に係る債務の保証
(4) 債権の譲受け業務	沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金に係る債権の譲受け
(5) 出資業務	沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な資金の出資
(6) 新事業創出促進出資業務	沖縄における新たな事業の創出を促進するものであって、沖縄の産業の振興に寄与する事業に必要な資金の出資
(7) 債務の株式化業務	経営不振に陥っているものの、再生の見込みがある企業に対する貸付金等(産業開発資金、中小企業資金、生業資金、農林漁業資金、生活衛生資金に限る)の株式への振替え(DES)
(8) 受託業務	独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援業務、独立行政法人勤労者退職金共済機構の審査回収業務及び独立行政法人福祉医療機構における旧年金資金運用基金の貸付債権の管理回収業務の受託

▼ 沖縄公庫の出融資業務



政策金融の「総合力」を発揮し、 沖縄の未来を創造します。

わたしたちの行動指針



沖縄公庫は、地域限定の総合政策金融機関として培った長期的・持続的視点を基盤として、良質な資金と最適な金融ソリューションの提供などの「総合力」を発揮し、沖縄の未来を創造します。

役職員は、その実現と多様化・高度化するニーズに応えるために、脈々と受け継がれる「沖縄公庫のスピリット」を育み、「わたしたちの行動指針」を堅持していきます。

*コア・コンピタンスとは、他社がまねのできないもの、自社ならではの価値を提供できるもの、自社の強みをいう。

業務運営方針

● 業務運営の基本方針(要旨)

沖縄のみを対象とする唯一の総合政策金融機関として、その役割を積極的に果たしていくため、令和5年度の業務運営方針においては、「現下の沖縄経済は、コロナ禍による落ち込みからは回復しつつあるものの、引き続き、物価高騰や人手不足等の供給制約による影響が懸念されている。かかる状況を踏まえ、コロナ禍により負債が増加した事業者や物価高騰等の影響を受けた事業者に対する支援をはじめ、事業再構築や生産性向上等、事業者の成長力強化やスタートアップ支援等についても積極的に取り組み、経済・社会の発展及び沖縄における地域課題の解決に貢献すべく、国や県、各種支援組織との連携をより一層強化し、国内外及び沖縄における地域経済の動向や、地域特性を十分に反映させた業務を推進する」こととしています。

また、業務運営にあたって役職員は、沖縄振興に寄与するという使命を踏まえ、民間金融の補完を旨としつつ、国や県の沖縄振興策をはじめ、国の経済対策、成長戦略、地方創生、働き方改革等にかかる諸施策を踏まえた政策金融機能を最大限発揮するよう努めるべく、以下の重点事項に取り組むこととしています。

● 業務運営の重点事項(要旨)

① 沖縄公庫らしい役割・機能の発揮

- (1) 国や県の沖縄振興策と一体となった政策金融機能を最大限発揮し、子どもの貧困対策やひとり親支援、雇用環境の改善、北部・離島地域の振興、駐留軍用地跡地の開発、リーディング産業をはじめとした各種産業の振興、地域人材の育成等の取り組みを推進します。
- (2) 地域経済を支える事業者等の経営課題や沖縄の地域課題の解決に向けて、民間金融の補完を旨と

しつつ、行政機関・民間金融機関・各種支援組織との連携を一層強化し、ワンストップサービス機能を発揮した円滑な資金供給とコンサルティング支援に取り組みます。

- (3) 国の政策に基づき、中小・小規模事業者及び農林漁業者等の成長・発展に向けた支援をはじめ、創業・新事業、ソーシャルビジネス、海外展開、事業承継、事業再生、生産性向上、GX・DX、脱炭素化への支援等、多様な資金ニーズに適切に対応します。
- (4) 自然災害、感染症の流行、経済環境の変化等によるセーフティネット需要に対しては、総合政策金融機関の機能を最大限発揮し、機動的に対処してまいります。

② 業務の迅速・適切な執行と地域活性化への取り組み

- (1) 出融資、債権管理等における顧客対応においては、形式的な事象のみで判断することなく、経営実態や事業の特性等を十分に考慮するなど、顧客の立場に立った親身な対応を徹底します。
- (2) 顧客に対しては資金供給等の支援に留まらず、経営力向上等に資する情報の提供及び各種支援組織と連携した非金融支援についても積極的に行います。また地域経済への波及効果が期待される大規模プロジェクト等に対しては、早期からの出融資相談等を通して、事業化及び高付加価値化の支援に取り組みます。
- (3) 自治体等との連携を強化し、地域における課題解決に取り組みます。また、大学等教育機関、シンクタンク等と連携した地域経済の分析や情報発信等に努めます。加えて、若年層への起業家教育を積極的に行う等、地域経済の活性化に向けた取り組みを推進します。

令和5年度の予算

沖縄公庫の令和5年度予算の事業計画などの概要は次のとおりです。

事業計画の概要

(単位:百万円)

貸	付	
		229,500
産業開発資金		100,000
中小企業等資金		100,000
住宅資金		5,000
農林漁業資金		8,500
医療資金		8,500
生活衛生資金		7,500
出	資	3,700
企業等に対する出資		3,000
新事業創出促進出資		700

資金交付計画及び原資の概要

(単位:百万円)

資	金	交	付	
				244,818
原			資	244,818
財	政	投	融	資
				206,400
		産	業	投
				資
				7,000
		財	政	融
				資
				金
				借
				入
				金
				1,400
				1,400
				1,400
				1,400
				10,687
				10,000
				687
				26,331

注:四捨五入の関係上、内訳の集計数は、合計数と必ずしも一致しません。

資金調達

◎ 資金調達の仕組み

沖縄公庫は、政府からの借入金(財政融資資金)及び出資金(産業投資出資金、一般会計出資金)、沖縄振興開発金融公庫債券(財投機関債)の発行などを主な資金調達手段としています。

▼ 資金調達の仕組み



▼ 資金調達(当初予算額)の内訳

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
財政融資資金借入金	513,700	221,700	199,400
産業投資出資金	2,200	2,600	7,000
一般会計出資金	—	—	200
財投機関債	10,000	10,000	10,000
その他	1,674	1,753	2,097
勤労者退職金共済機構借入金	1,000	1,000	1,400
寄託金	10	10	10
住宅宅地債券	664	743	687
調達額合計	527,574	236,053	218,697

◎ 財投機関債

沖縄公庫は、平成14年度より毎年度、財投機関債の発行により貸付原資の自己調達を行っています。

なお、令和4年度末における発行累計額は、3,480億円となっています。

また、令和3年度より、サステナビリティファイナンスに関する第三者評価「DNVセカンドパーティ・オピニオン」を取得し、「サステナビリティボンド」として発行しています。調達された資金はすべて、沖縄が抱える社会・環境的課題の解決に資する事業への融資に活用されます。

▼ 発行実績

(単位:百万円)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
15,000 (10年) 15,000 (5年)	10,000 (10年)	10,000 (10年)	10,000 (10年)	10,000 (10年)

(注) ()内は発行年限。

▼ 格付(令和4年11月29日現在)

(株)格付投資情報センター(R&I)	AA+(安定的)
--------------------	----------



沖縄公庫の 特色と役割

沖縄の振興開発を支える総合政策金融機関……………	10
セーフティネット機能の発揮、新型コロナウイルス 感染症に関する取組……………	14
自立型経済の発展に向けたリーディング産業を支援…	16
地域経済の担い手、頑張る中小企業・小規模事業者を支援…	17
創業・新事業展開を支援……………	18
離島・過疎地域の振興・活性化を支援……………	20
駐留軍用地跡地開発・県内企業の海外展開を支援…	22
地方創生の取組を支援／ハイライトインタビュー①…	24
事業再生を支援……………	26
ひとり親家庭・人材育成を支援……………	27
関係団体との連携……………	28
情報サービス……………	30

沖縄の振興開発を支える総合政策金融機関

7.2兆円
設立以来の出融資実績

沖縄公庫は、「沖縄の優位性を生かした
民間主導の自立型経済の発展」を金融面から支えます。

◎ 沖縄振興策における沖縄公庫の位置づけ

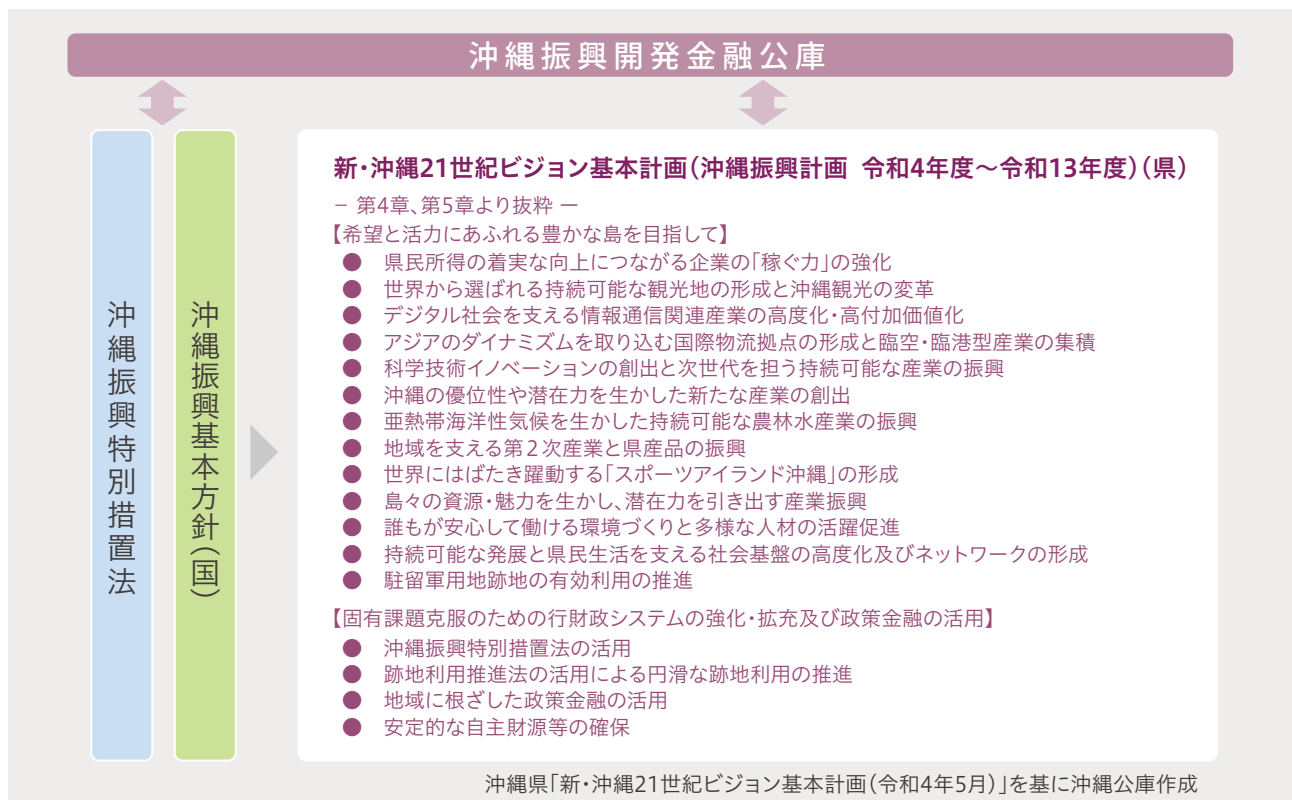
沖縄振興特別措置法において、国は沖縄振興策の目標実現に必要な資金の確保に努めることとされており、沖縄公庫の出融資はその具体的措置の一つとして位置づけられています。

沖縄公庫は、沖縄における政策金融を一元的・総合的に行う政府系金融機関として、引き続き沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展に貢献すべく、国や県の沖縄振興策と一体となった政策金融機能の発揮に努めてまいります。※

※沖縄公庫の在り方について

沖縄公庫は、政策金融改革において当初、平成24年度以降に(株)日本政策金融公庫に統合するものとしてとされていましたが、現在は、「沖縄振興特別措置法」等の一部改正(令和4年4月1日施行)に伴う「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)の一部改正により、令和14年度以降に統合するものとしてとされています。

▼ 沖縄振興策と沖縄公庫



◎ 沖縄公庫とSDGs

SDGsは、2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されています。

沖縄公庫は、沖縄における唯一の総合政策金融機関として、SDGsに貢献していきます。

▼ 沖縄公庫による政策金融とSDGs (主なもの)



◎ 沖縄の地域的な政策課題に対応した沖縄公庫独自の出融資制度

沖縄公庫は、本土における日本公庫などの機関と同様の融資制度に加え、沖縄の地域的な政策課題に因るため、国や県の沖縄振興策などに則した独自制度(34制度)を活用し、地域に密着した政策金融を実施しています。

▼ 沖縄公庫の出融資体系と沖縄振興策

沖縄振興開発金融公庫

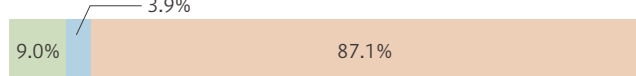
産業開発資金	中小企業資金	生業資金	生活衛生資金	農林漁業資金	医療資金	住宅資金
産業振興に寄与する事業者への長期資金の融資	中小企業者への長期事業資金の融資	小規模事業者への小口の事業資金の融資、教育ローン、恩給担保融資	生活衛生関係事業者への事業資金の融資	農林漁業者、食品産業向けの長期資金の融資	病院、診療所等の整備・運営のための資金の融資	賃貸住宅建設資金等の融資
【沖縄公庫独自制度】						
駐留軍用地跡地の利用促進 ● 駐留軍用地跡地開発促進			農業振興 ● 沖縄農林漁業経営改善資金 ● 製糖企業等資金 ● おきなわブランド振興資金 ● 沖縄農林畜水産物等起業化支援資金 ● 水産加工施設資金 ● 沖縄農林漁業台風災害支援資金		生活基盤整備 ● 離島・過疎地域病院等	
リーディング産業の振興 ● 国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興 ● 沖縄情報通信産業支援 ● 沖縄観光リゾート産業振興						
産業集積の推進 ● 沖縄特区等無担保貸付利率特例						
社会資本・産業基盤整備 ● 電気 ● ガス ● 海運 ● 航空 ● 沖縄自立型経済発展 ● 基本資金		中小企業の振興、雇用の促進 ● 沖縄特産品振興貸付 ● 沖縄創業者等支援貸付 ● 沖縄離島・北部地域振興貸付 ● 沖縄生産性向上促進貸付				
財務基盤強化 ● 産業開発資金資本性劣後ローン特例制度		● 沖縄雇用・経営基盤強化資金(沖経)		人材育成 ● 沖縄人材育成資金 ● 教育資金所得特例 ● 教育離島特例 ● 教育ひとり親特例		
持続可能な経済・社会の発展 ● 産業開発資金カーボンニュートラル推進投資利率特例制度		● 位置境界明確化資金				
沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例(要件により一部適用外)						
赤土等流出防止低利(ちゅら海低利)						
沖縄特利(基準金利 -0.3%)						
企業等への出資(産業基盤整備、リーディング産業支援)			ベンチャー企業への出資(新事業創出促進出資)			

▼ 沖縄公庫独自制度の融資構成比(金額)

(令和4年度)



(令和2年度)



(令和元年度)



(凡例) ● 沖縄公庫独自制度 ● 日本公庫等並び制度 ● 新型コロナ関連融資(日本公庫等並び制度)※

※融資制度はP15参照。ただし、産業開発資金に係るコロナ関連融資は、沖縄公庫独自制度に含む。

沖縄振興特別措置法

(失効期限: 令和14年3月31日)

- 沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、特別の措置を講ずることにより、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。(第1条)
- 内閣総理大臣は、沖縄の振興を図るため、沖縄振興基本方針を定めるものとする。(第3条の2)
- 沖縄県知事は、沖縄振興基本方針に基づき、沖縄振興計画を定めるよう努めるものとする。(第4条)
- 沖縄振興上重要な分野について、国による資金の確保(沖縄公庫の独自制度の活用)を規定。
→ 観光産業(第10条)、情報通信産業(第33条)、製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業(第38条)、国際物流拠点産業(第52条)、農林水産業(第60条)、電気の安定的かつ適正な供給の確保(第63条)、中小企業の振興(第65条)
- 新事業創出促進出資の業務について、引き続き沖縄公庫の特例業務として規定。(第68条)

沖縄振興基本方針

(令和4年5月10日内閣総理大臣決定)

- 本基本方針は、沖縄振興特別措置法第3条の2に基づき、国が考える沖縄の振興の意義や方向、振興に当たっての基本的な視点を示すとともに、沖縄県が沖縄振興計画を策定する際の指針となるべき基本的事項や計画の推進に関する基本的事項について定めたものである。(1序文抜粋)
- 沖縄振興計画に基づく取組等を推進するため、次の政策ツールが設けられている。沖縄振興開発金融公庫は、コロナ禍で打撃を被った地域経済の下支えを行うとともに、独自の貸付・出資制度等も活用し、沖縄が抱える社会問題の解決に向けて取り組むことが期待されている。(IV 沖縄振興の推進に関する事項抜粋)

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画

(沖縄振興計画)(令和4年5月15日決定)

- 「沖縄21世紀ビジョン」の実現のためには、沖縄振興特別措置法に規定する各種特別措置と民間投資を促進する政策金融が車の両輪として、また、本県の可能性を顕在化させるために必要不可欠です。このことから、本県のみを対象とする唯一の政策金融機関である沖縄振興開発金融公庫(以下「沖縄公庫」)の存在は重要です。本県の地域事情に精通し、政策金融を一元的・総合的に行う沖縄公庫については、現行の組織及び機能の維持存続を図った上で、各種金融支援制度の整備やその活用促進など沖縄県と民間金融等と協調・連携した一層の役割発揮が求められます。(第5章克服すべき沖縄の固有課題抜粋)

◎ 沖縄の振興における「車の両輪」

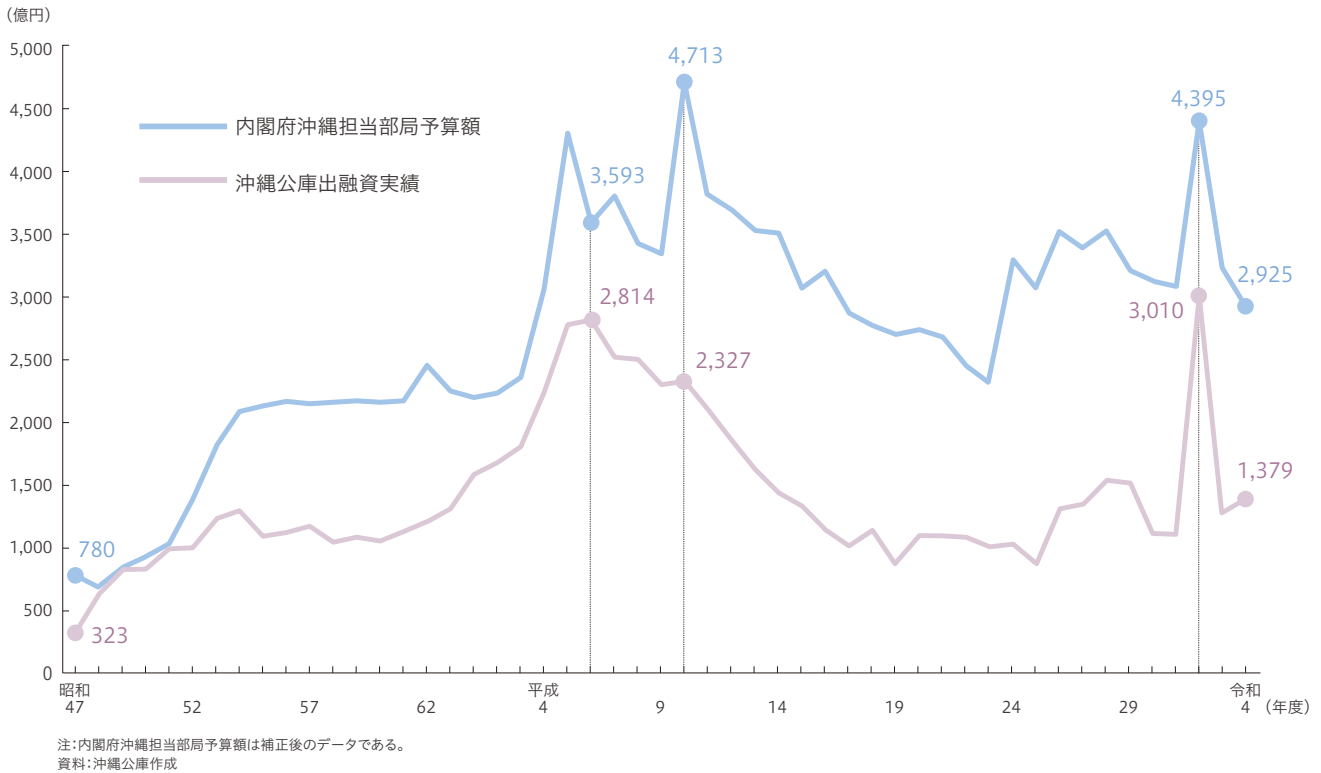
民間投資等を支援する沖縄公庫の政策金融は、国による税・財政面の支援措置と並び、沖縄の振興における「車の両輪」として位置づけられます。

(昭和47年度～令和4年度累計)

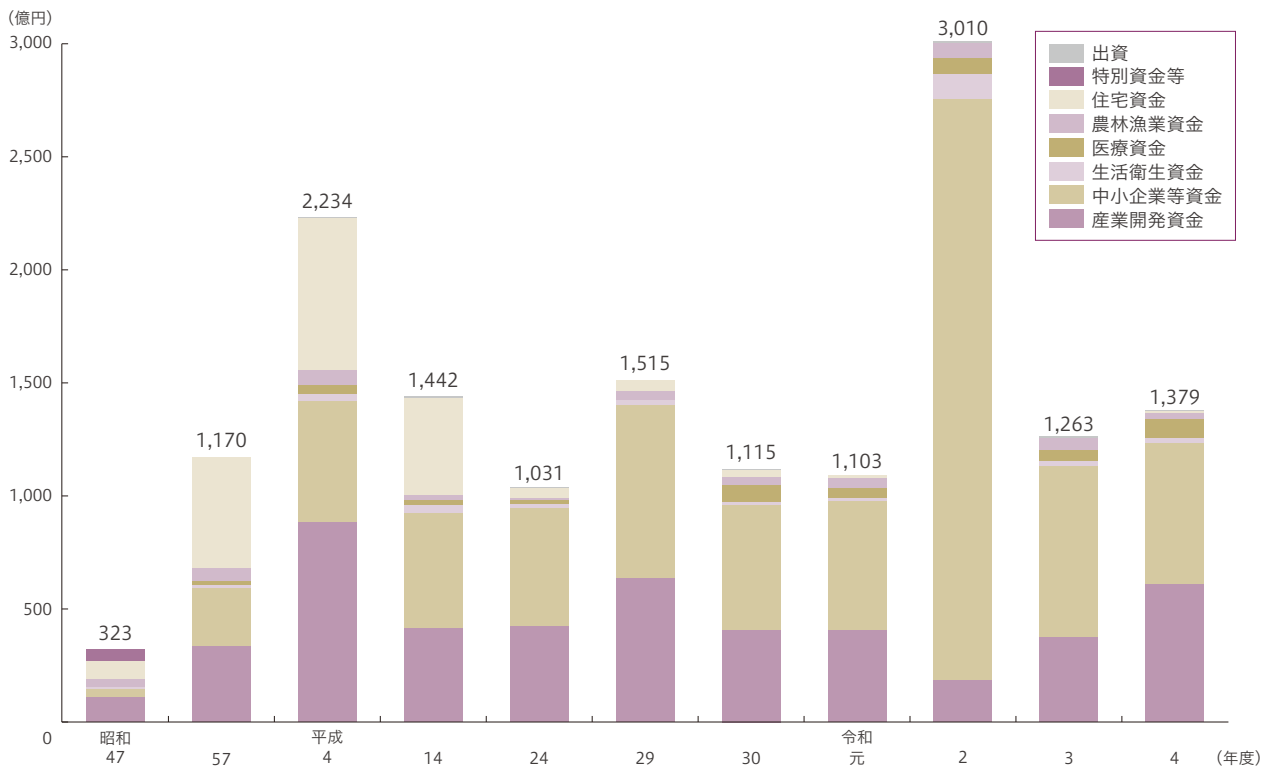
(内閣府沖縄担当部局予算額) 13兆8,463億円

(沖縄公庫出融資実績) 7兆2,158億円

▼ 内閣府沖縄担当部局予算額と沖縄公庫出融資実績の推移



◎ 出・融資実績の推移

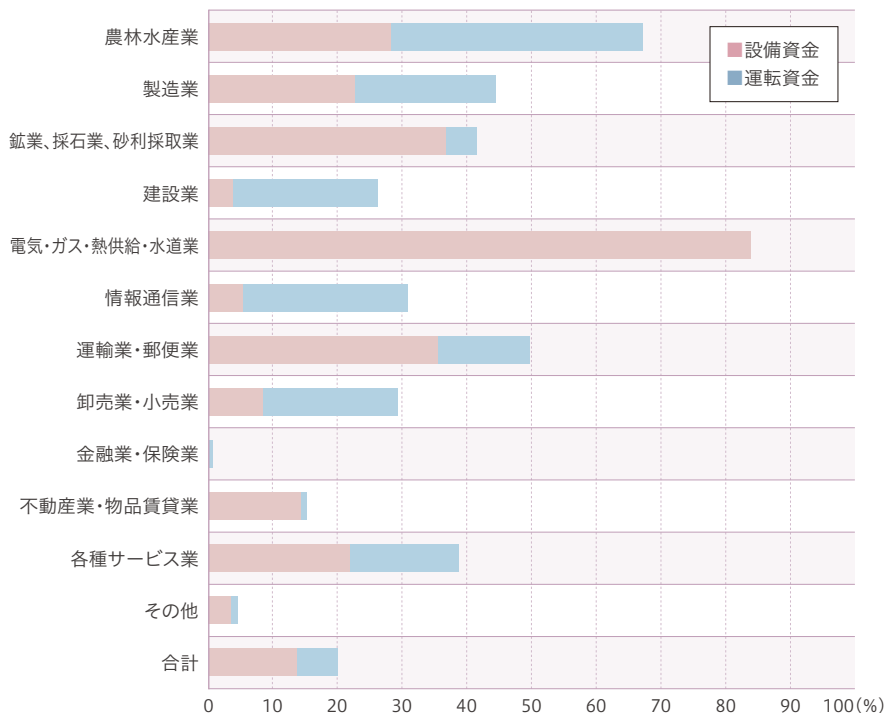


● 民業補完

沖縄公庫は、良質な資金を供給することにより、民間金融を補完しています。

投資回収に長期を要する設備投資分野では公庫の長期・固定金利が活用され、事業活動に必要な運転資金は民間金融機関が主体となって供給しています。

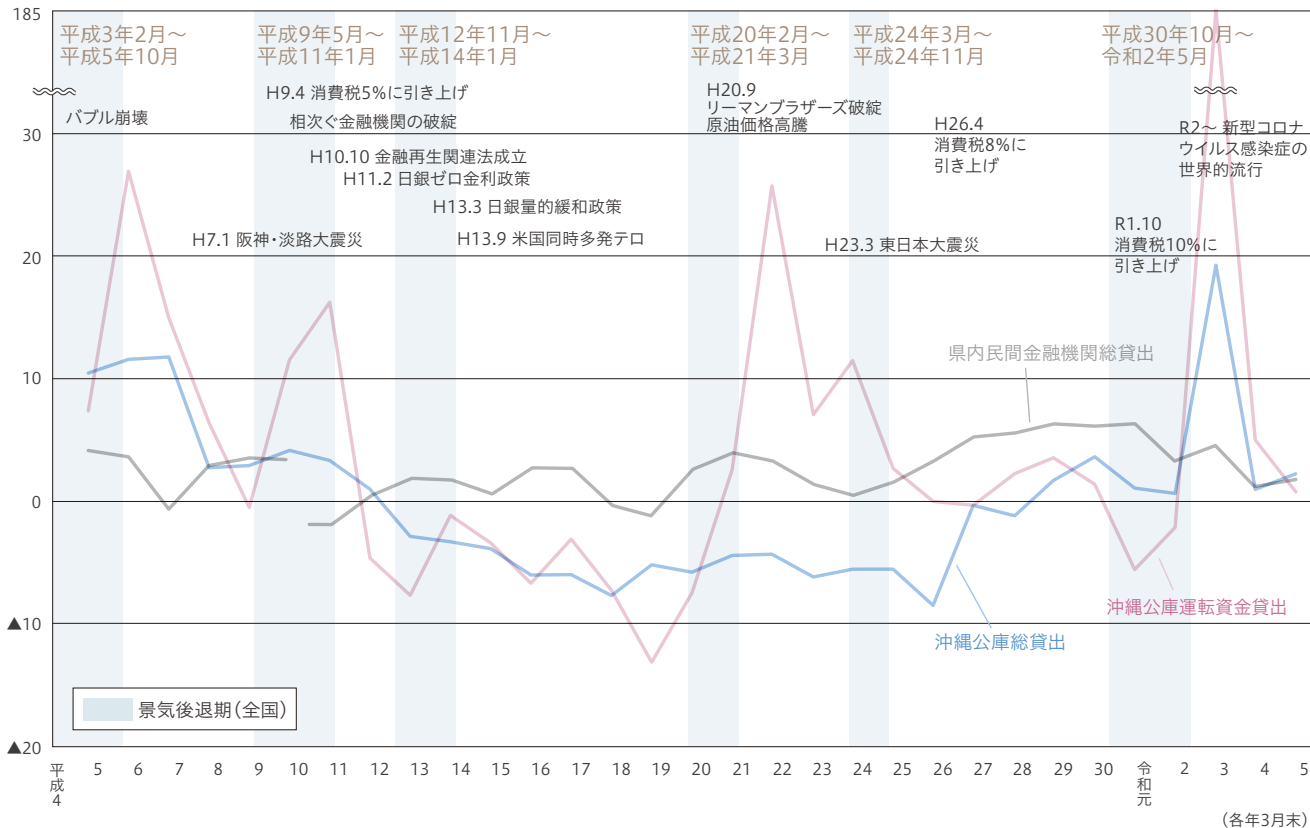
▼ 沖縄公庫の業種・使途別融資残高構成比(令和5年3月末)



注1: 県内3行(地銀、第二地銀)との合計に占める割合
 注2: 統計の関係上、融資残高には、貸出金、貸付有価証券、外国為替、未収利息、仮払金、未払承諾見返が含まれる
 注3: 各種サービス業は、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス業、他に分類されないサービス業が含まれる
 資料: 各行決算説明資料を基に沖縄公庫作成

▼ 県内民間金融機関と沖縄公庫の対前年比貸出残高伸び率の推移

(%) 景気後退期には、運転資金の貸出を中心に、特に円滑な資金供給に努めています。



注1: 年度末の期末残高ベース。ただし県内民間金融機関総貸出のうち、平成9～29年は平均残高ベースに変更されたため、それ以前とは連続しない。
 注2: 県内民間金融機関総貸出は、国内銀行、信用金庫の県内店舗、信託勘定を含まない。
 資料: 日本銀行那覇支店資料を基に沖縄公庫作成

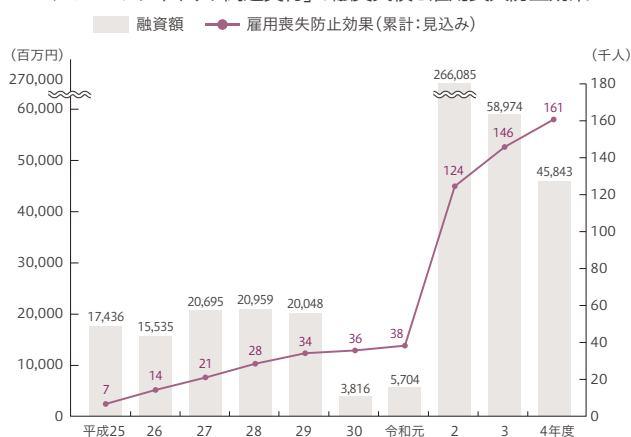
セーフティネット機能の発揮、新型コロナウイルス感染症に関する取組

◎ 経営環境の変化や金融環境の変化に対応し、セーフティネット機能を発揮

離島県である沖縄は、景気変動や自然災害などによる急激な社会的・経済的環境の変化(P13下段参照)を大きく受けることから、企業や県民に対するきめ細かな対応やセーフティネット機能の発揮に努めています。「セーフティネット関連貸付」の融資実績は、平成25年度から令和4年度の累計で23,347件、4,750億95百万円、資金繰り支援による雇用喪失防止効果(見込み)は160,725人となっています。

令和2年1月27日には、新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた事業者の融資や返済に関する相談に対応するため、特別相談窓口を設置し、事業者の資金繰り支援に強力に取り組んでいます。

▼「セーフティネット関連貸付」の融資実績と雇用喪失防止効果



令和5年4月時点で開設中の主な特別相談窓口等

新型コロナウイルス関連肺炎特別相談窓口	ウクライナ情勢・原油価格上昇等関連特別相談窓口
---------------------	-------------------------

主な特別相談窓口におけるセーフティネット融資実績

米国同時多発テロ関連(平成13年10月11日～平成14年10月28日)	99億円(358件)
リーマンショック関連(平成20年9月24日～平成26年2月24日)	285億円(347件)
東日本大震災関連(平成23年3月12日～開設中)	116億円(423件)
新型コロナウイルス関連肺炎(令和2年1月27日～開設中)	令和5年3月末現在 3,878億円(18,893件)

◎ 新型コロナウイルス感染症に関する取組 ～総合公庫の特性を最大限に発揮～

新型コロナウイルス感染症の発生とその世界規模の急激な拡大に伴い、沖縄の社会、経済の活動は大きく停滞しています。観光を基幹産業とする沖縄においては、観光客の減少による経済面の影響は甚大なものとなっており、地域経済や雇用を維持するために、事業者に対する強力な資金繰り支援が求められています。

沖縄公庫においては、令和2年1月27日に新型コロナウイルス関連肺炎特別相談窓口を開設し、総合公庫の特性を最大限に発揮し、同感染症の発生により影響を受けた幅広い業種・業態・規模の事業者に対して、各種関連融資制度(P15下段参照)を活用した迅速な資金繰り支援に努めています。

また、商工会議所・商工会等との連携強化により新型コロナウイルス感染症特別貸付の斡旋スキームを構築し、小規模離島を含め県内全域の事業者の資金繰り支援にきめ細かく対応を行っています。

新型コロナウイルス関連肺炎特別相談窓口の実績(令和2年1月27日～令和5年3月31日)

融資申込	21,070件	4,789億円
条件変更申込	7,436件	

相談窓口の機能拡大、迅速処理の取組、感染防止策の実施により資金繰り支援を強力に推進

- 総合公庫の組織力を活かした対応人員の最大化(経営資源の効率的投入)
- 各種処理プロセスの効率化、審査・契約処理ラインの複線化による集中・迅速処理
- 商工会議所、商工会等の斡旋スキームの構築により県内全域から円滑な融資申込を誘導
- 申込及び契約にかかる郵送手続きの推進、申込書の押印省略等
- コロナ禍における事業者の取組事例の周知

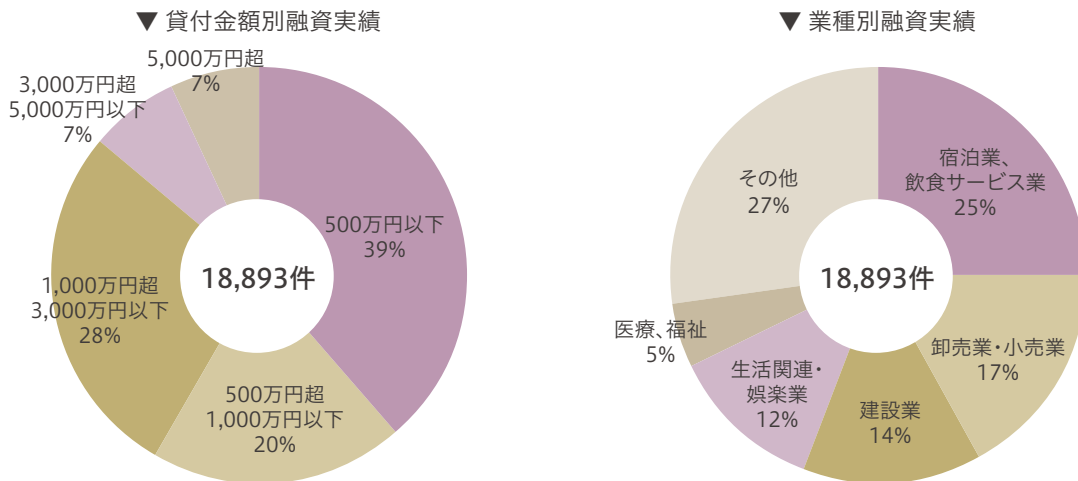
◎ 新型コロナウイルス感染症関連融資の実績等

新型コロナウイルス感染症関連融資の実績は、令和5年3月末現在で18,893件、3,877億円となっています。入域観光客数の激減や感染防止対策の影響等から「宿泊・飲食」など観光関連産業のみでなく、不況に強い業種(生活関連、医療等)まで、幅広い業種の事業者からの融資申請があります。

○中堅・大企業から中小・小規模事業者、NPO法人、フリーランスと各種業態・規模の事業者に融資を執行しており、金額別融資実績は、「500万円以下」は39%、「500万円超1,000万円以下」は20%で、1,000万円以下の小口融資が約6割を占めています。

○本島・宮古・八重山とその周辺の小規模離島(※)まで県内くまなく支援を実施しており、地域経済及び雇用の維持に貢献しています。

(※) 久米島町・渡嘉敷村・座間味村・南大東村・伊江村・伊平屋村・伊是名村・宮古島市伊良部・竹富町・与那国町の商工会と連携



▼ 新型コロナウイルス感染症関連融資制度(主なもの)

(令和5年6月現在)

ご利用いただける方	ご融資の種類	ご融資の限度額	利率の優遇措置	ご返済期間(運転資金)	うち据置期間
中堅企業・大企業の方	(産業開発資金) 沖縄自立型経済発展貸付	所要資金の7割	基準利率	7年以内	2年以内
中小企業事業者の方	(中小企業資金、生業資金、生活衛生資金) 新型コロナウイルス感染症特別貸付(※1)	6億円	4億円を限度として 当初3年間 基準利率-0.9%	20年以内	5年以内
小規模事業者の方		8,000万円	6,000万円を限度として 当初3年間 基準利率-0.9%	20年以内	5年以内
生活衛生関係営業者の方		8,000万円		20年以内	5年以内
農業、林業及び漁業を営む方	(農林漁業資金) 農林漁業セーフティネット資金	一般:1,200万円 特認:年間経営費等の6/12以内(一定の要件を満たす方)	利子助成を受けることにより一定の限度額の範囲内で 当初5年間実質無利子	15年以内	3年以内
病院、介護老人保健施設、診療所等の医療施設	(医療資金) 長期運転資金	次の額と「前年またはコロナ前の同月の減収額の12カ月分」のいずれか高い方 病院(※2) 7億2,000万円 介護老人保健施設等 1億円 診療所等(※2) 4,000万円	特別利率	15年以内	5年以内

(※1) 当該区分の事業者を対象とした新型コロナ対策資本金劣後ローンもあります。

(※2) 3割以上減収の場合、ご融資の限度額は病院10億円、診療所5,000万円となります。

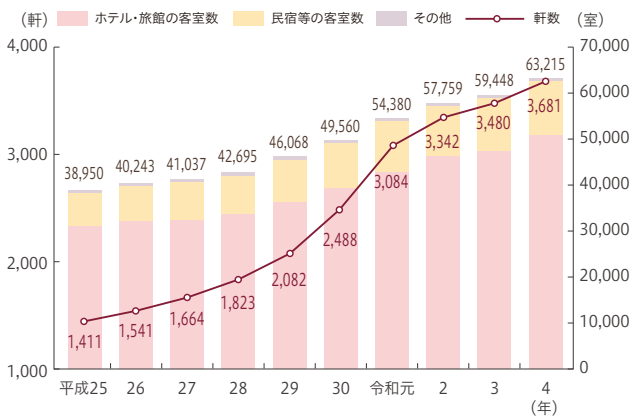
自立型経済の発展に向けたリーディング産業を支援

◎ 世界から選ばれる持続可能な観光地の形成

沖縄公庫は、国や県の観光関連施策に基づき、沖縄の歴史・自然・文化等の多様で魅力ある地域資源を活用した、高付加価値型観光の戦略的な展開等を行う観光関連事業者を支援し、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成を推進します。

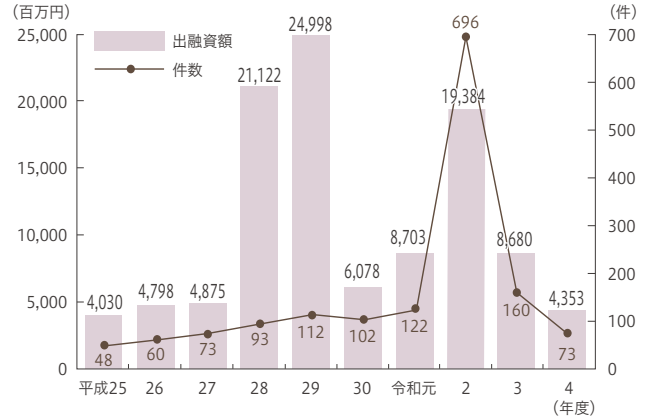
県内の宿泊施設数は、平成25年の1,441軒(38,905室)から令和4年には3,681軒(63,215室)と2,240軒(24,310室)増加しており、沖縄公庫の宿泊業への出融資実績は、平成25年度から令和4年度の累計で1,539件、1,070億20百万円となっています。

▼ 県内宿泊施設数の推移



注1) 各年は12月31日現在の数値。
注2) 民宿等には民宿、ペンション、貸別荘、ドミトリー・ゲストハウス、ウィークリーマンションが含まれる。
出所: 沖縄県「宿泊施設実態調査」を基に沖縄公庫作成

▼ 宿泊業への出融資実績

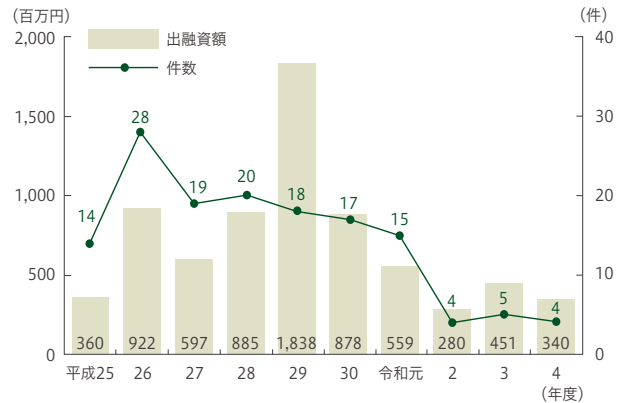


◎ 情報通信関連産業の高度化・高付加価値化

沖縄公庫は、情報通信関連産業が、沖縄におけるリーディング産業としてより一層の発展を遂げるため、情報通信関連事業者向けの貸付制度(独自制度)を創設し、沖縄振興施策における戦略的な情報通信関連産業の高度化・高付加価値化を支援しています。

「情報通信関連産業の高度化・高付加価値化」に係る出融資実績は、平成25年度から令和4年度の累計で144件、71億9百万円となっています。

▼ 「情報通信関連産業の高度化・高付加価値化」に係る出融資実績

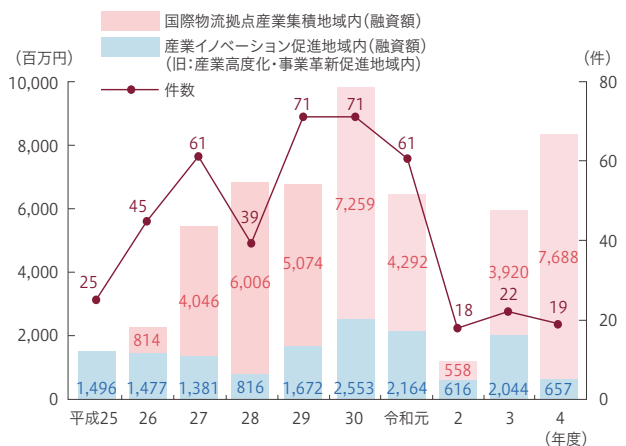


◎ アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成

沖縄公庫は、多様な国際物流ネットワーク強化と物流コストの低減、臨空・臨港型産業の集積促進及び県内事業者の海外展開促進とビジネス交流拠点の形成を支援しています。

「国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付」の融資実績は、平成25年度から令和4年度の累計で432件、545億32百万円となっています。

▼ 国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付の融資実績



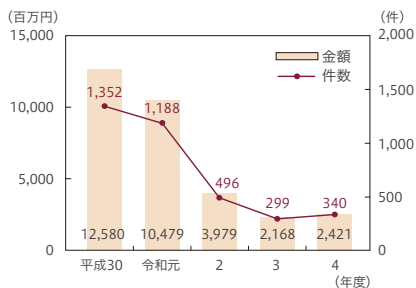
地域経済の担い手、頑張る中小企業・小規模事業者を支援

◎ 小規模事業者に対する取組

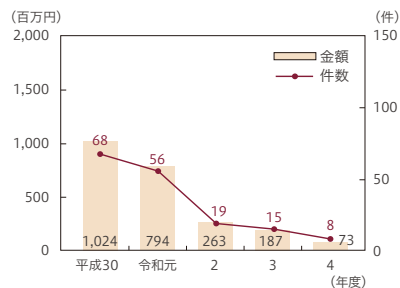
小規模事業者に対しては、商工会議所や商工会、生活衛生同業者組合等と密接に連携し、無担保・無保証の貸付制度である「小規模事業者経営改善資金(マル経資金)」や「生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(衛経資金)」により、経営改善や衛生水準の向上を支援しています。

また、平成24年度には沖縄県の施策に則して「沖縄雇用・経営基盤強化資金(沖経資金)」を創設しました。この制度は、商工会議所・商工会の実施する経営強化指導を受けている特定規模事業者を対象にした無担保・無保証の融資制度です。

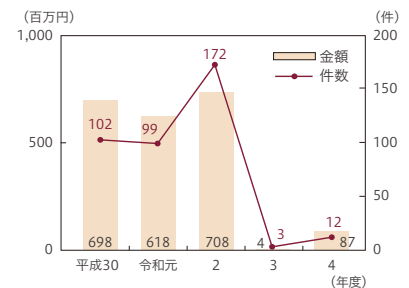
【小規模事業者経営改善資金(マル経)】



【沖縄雇用・経営基盤強化資金(沖経)】



【生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(衛経)】



沖縄公庫の特色と役割

◎ 事業特性に応じた最適な金融サービス

沖縄公庫は、事業特性や多様な資金ニーズに応じた最適な金融サービスを提供するため、動産評価アドバイザーや、中小企業診断士、M&Aによる事業承継等に精通した人材「M&Aシニアエキスパート」、「事業承継シニアエキスパート」の養成を行っています。

▼ ABL(機械設備などを除く)による融資実績

(単位:件、百万円)

	平成29		30		令和元		2		3		4年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
動産・債権担保	4	417	3	157	1	10	1	600	2	111	2	257

※ABL(Asset Based Lending:動産・債権担保融資)とは、企業が有する在庫や売掛債権、機械設備などの事業収益資産を担保として活用する金融手法です。

◎ 事業承継に対する取組

沖縄公庫は、事業承継の課題を抱える事業者の皆さまの相談窓口として、本・支店に「事業承継担当者」を配置しているほか、沖縄県事業承継ネットワークへの参画や、沖縄県事業承継・引継ぎ支援センター等と「事業承継における連携に関する覚書(※)」を締結するなど、関係団体等と連携して県内事業者の円滑な事業承継支援に取り組んでいます。

また、令和5年4月には、事業承継分野等の取組を一層強化するため、「事業者支援推進室」を新設し、専担部署である同室が組織横断的なサポートを行うことに加え、関係団体や専門家等との関係深化を図ることで、事業承継分野の支援を強化しています。

※同覚書の締結はP28「関係団体との連携」参照

創業・新事業展開を支援

5,441件

過去10年間の「沖縄創業者等支援貸付」の融資実績(H25～R4)

沖縄公庫は、創業や経営多角化、新事業の展開に必要な資金の積極的な供給に努めています。

◎ 創業支援に対する取組

創業や新事業の展開は、沖縄経済の振興や活性化にとって重要な要素です。

一方で、事業実績や担保提供可能な資産が十分でない創業期の事業者にとって、一般的に資金調達は容易ではありません。

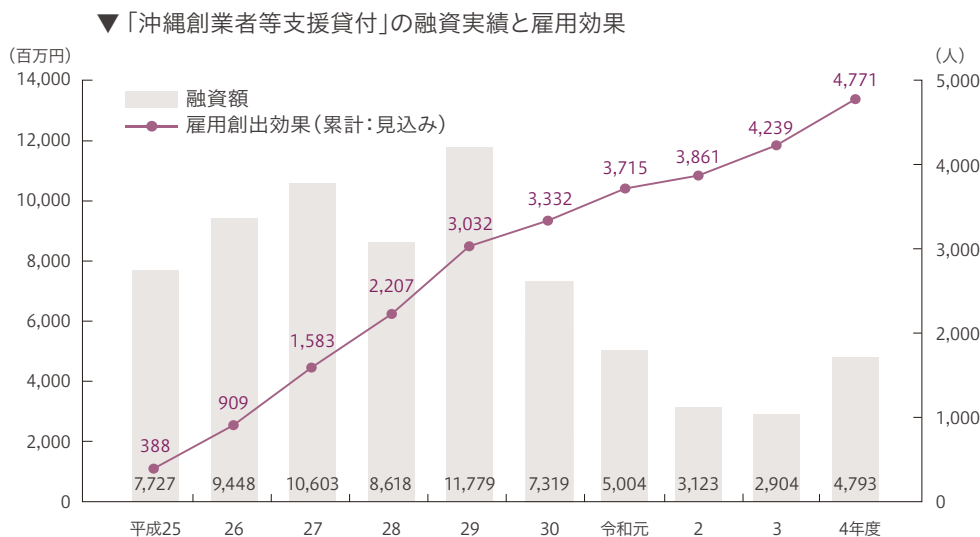
沖縄公庫は、地域に根ざした総合公庫として、目利き力を発揮して新事業の可能性を見極めるとともに、独自制度である「沖縄創業者等支援貸付」や担保、保証に依存しない融資制度の積極的な活用、ベンチャー企業に対する「新事業創出促進出資」などにより、最適な金融サービスを提供しています。

また、令和5年4月に「事業者支援推進室」を新設し、創業・スタートアップ等に関する組織横断的なサポートや関係団体・専門家等との連携窓口を同室が担うことで、創業・スタートアップ分野等の情報やノウハウの一元化を図り、一層の支援強化に取り組んでいます。

◎ 「沖縄創業者等支援貸付」の実績

「沖縄創業者等支援貸付」は、新規開業や経営多角化で必要となる資金を融資する沖縄公庫独自の制度です。

平成25年度から令和4年度までの融資実績(累計)は、5,441件、713億円17百万円となっています。



◎ 革新的な技術に挑戦する企業を支援～資本性ローン～

創業・新事業展開・事業再生などに取り組む方の財務体質強化を図るために、「挑戦支援資本強化特別貸付(資本性ローン)」を適用して支援しています。本制度による融資は、長期の期限一括償還・無担保であるほか、償還順位が民間金融機関からの借入金などに劣後することから、民間金融機関融資の「呼び水」効果が期待されます。

平成20年度から令和4年度までの融資実績(累計)は68件、36億11百万円となっています。

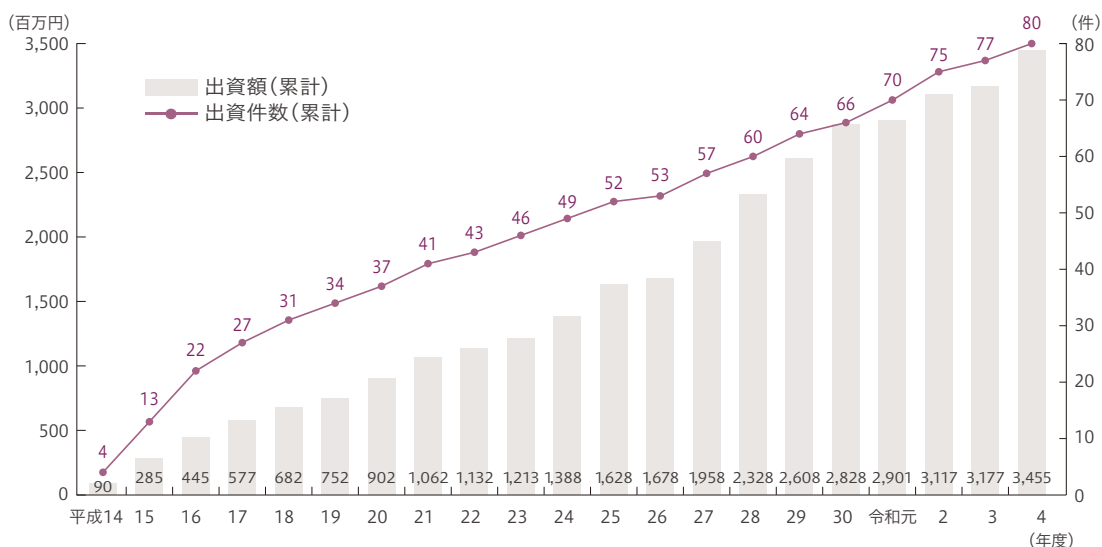
平成29年度からは、ひとり親世帯の親の創業等にも適用が可能となりました。

◎「新事業創出促進出資」の実績

平成14年4月に施行された「沖縄振興特別措置法」は、民間主導の自立型経済の構築に向けた、戦略的な産業振興に主眼を置き、新事業の育成による沖縄の産業振興と雇用創出を重要な政策課題としています。

「新事業創出促進出資制度」は、沖縄における新たな事業の創出を促進することを目的に、沖縄公庫業務の特例として同法に基づき設けられているもので、出資実績は平成14年度から令和4年度までの累計で80件、34億55百万円となっています。

▼「新事業創出促進出資」の実績



融資事例

産後ケアに特化した助産院の開院を支援 BAO(宮城とも美様)

名護市

● 事業概要

助産師の経験を有する宮城さんは、令和4年7月に産後ケアに特化した助産院「BAO」を開院しました。同施設では、出生から満1歳未満までの乳児の健康状態のチェックに加え、母親とのコミュニケーションを通じた育児の不安解消に努め、母親の孤立ゼロを目指しています。また、骨盤ケアや仮眠時間の確保、エステ等の母親向けのサービスも提供しています。



● 融資内容

沖縄公庫は、創業間もない助産院を移転し、本格的に事業を展開するための改装等に充てる設備資金及び移転後の資金繰り安定化を支援するための運転資金について融資を行いました。



● 融資効果

当施設の開院により助産院事業の安定的な成長が見込まれるほか、母親同士が助け合えるコミュニティも形成され、子育て環境の充実や北部地域が行う産後の女性の包括支援に寄与することが期待されます。

離島・過疎地域の振興・活性化を支援

317 億円

過去10年間の「沖縄離島・北部過疎地域振興貸付※」の融資実績(H25~R4)

沖縄公庫は、離島・過疎地域の地理的・経済的諸課題に対応するため、独自の貸付制度や制度の特例を設け、離島・過疎地域の振興・活性化を支援しています。

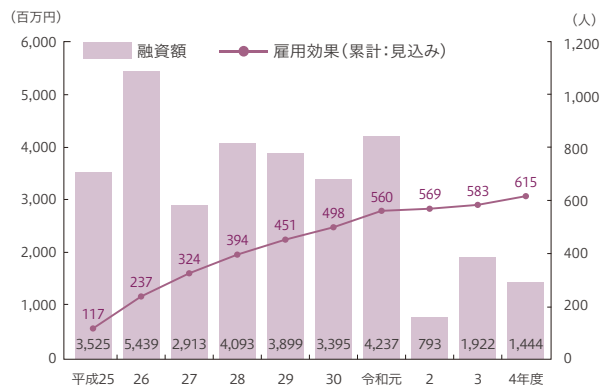
◎「沖縄離島・北部過疎地域振興貸付※」の実績

「沖縄離島・北部過疎地域振興貸付」は、県内離島や過疎地域において産業の振興や経済活性化に資する事業を行うために必要な資金を融資する沖縄公庫独自の制度です。

融資実績は、平成25年度から令和4年度の累計で889件、316億60百万円となっており、615人の雇用効果(見込み)を生み出しています。このほか、沖縄公庫の有する総合公庫機能を発揮して多様なニーズに応え、離島・過疎地域における産業の振興、雇用の安定・確保に寄与しています。

※令和5年度から、貸付対象を北部地域全域に拡大し、制度名称を「沖縄離島・北部地域振興貸付」に改称

▼「沖縄離島・北部過疎地域振興貸付※」の融資実績と雇用効果



融資事例①

脱炭素社会の推進に寄与する市庁舎駐車場への太陽光発電設置を支援 大和電気株式会社

宮古島市



- 事業概要** 当社は昭和42年に創業した電気工事業者です。外線工事・電気・水道・土木工事等の豊富な実績を有しており、電気設備や太陽光発電に関する技術力を活かした節電・省エネ・コスト削減(デマンド管理)に積極的に取り組んでいます。
- 融資内容** 沖縄公庫は、環境省の補助金を活用して宮古島市庁舎の駐車場に太陽光発電設備を設置する当社の設備投資を融資により支援しました。
- 融資効果** 当社は、太陽光発電設備の運営・保守管理業務を受託することで安定的な収益の確保が可能となります。また、当該設備が駐車場の雨除け・日除けを兼ねることにより庁舎利用者の利便性向上に繋がり、自然エネルギーを利用した発電設備の設置により宮古島市における脱炭素社会の推進にも貢献することが期待されます。



融資事例②

宿泊施設の事業承継を支援 荒木 紘史 様

竹富町



- 事業概要** 竹富町小浜島の最西端にある業歴20年の宿泊施設「PanaPana」は、多くのリピーターを有するほか、西表島を一望できるオーシャンビューの宿として高い知名度があります。令和5年1月に事業を承継した荒木さんは、長年従事したホテル業での経験や調理師としてのスキルを活かし、食事付きプランなどの新たなサービスも提供しています。
- 融資内容** 沖縄公庫は、前オーナーからの事業承継に伴う宿泊施設の取得などに必要な資金の融資を行いました。
- 融資効果** 事業承継により離島地域の観光拠点を維持するとともに、顧客基盤なども引継ぐ形で荒木さんの長年の夢であった宿泊事業を創業することができました。荒木さんは、小浜島の各事業者との連携による観光サービスの向上にも取り組んでおり、観光産業の振興及び離島地域の活性化に繋がることが期待されます。



◎ 離島地域における医療施設の整備

沖縄は多くの離島があることから、県民が等しく医療サービスの恩恵を受けられるよう離島・過疎地域の医療施設の整備を支援する必要があります。沖縄公庫は、こうした離島・過疎地域における病院などの新築や増改築に必要な資金について、融資限度額の特例を設けています(P41)。

◎ 離島地域の人材育成

沖縄の離島地域における高等学校は、久米島、宮古島、石垣島の3島にしかなく、それらの島々以外の離島居住者は、中学卒業後から親元を離れ、居住島以外の高校への進学を余儀なくされます。

また、専門学校、大学などへの進学に際しても、その教育費用は大きな負担となっています。

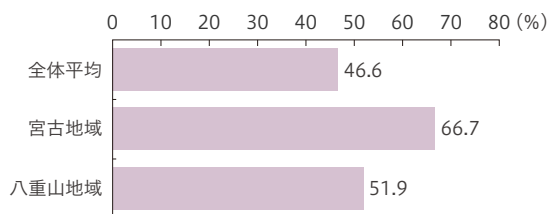
沖縄公庫は、利用者のニーズに即して教育資金の制度拡充を図り、離島地域における人材の育成を支援しています(P46)。

◎ 各地に支店を置き、離島の振興・活性化を支援

沖縄公庫は、中部、北部、宮古、八重山に支店を置き、総合公庫としての機能を最大限に発揮し、離島の魅力を生かした振興・活性化のためにきめ細かな支援を行っています。

特に、宮古・八重山地域においては、中小企業数に占める顧客数の割合が、全体の平均に比べ高い水準となっているなど重要な資金供給機能を発揮しています。

▼ 県内中小企業数に占める顧客数の割合



資料：中小企業庁「市町村別中小企業数」(平成28年)を基に沖縄公庫作成

◎ 経済チバリヨ(ワイド)懇談会の開催

各圏域における産業・地域経済の動向や沖縄公庫に対するご意見、ご要望をお聞きし、地域と公庫の相互理解を深め、沖縄公庫が地域経済の活性化に一層貢献できるよう、経済チバリヨ(ワイド)懇談会を開催しています。

<令和5年度の開催実績>

- 令和5年6月 宮古経済ワイド懇談会
- 令和5年6月 八重山経済チバリヨ懇談会
- 令和5年7月 中部経済チバリヨ懇談会
- 令和5年7月 北部経済チバリヨ懇談会



八重山経済チバリヨ懇談会(令和5年6月開催)の様子

駐留軍用地跡地開発・県内企業の海外展開を支援

1,222億円

平成10年度以降の駐留軍用地跡地地区における融資実績(事業系設備資金)

沖縄公庫は、大規模な駐留軍用地跡地の開発や県内企業の海外展開を支援します。

◎ 今後見込まれる大規模な駐留軍用地跡地開発

沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最終報告(平成8年12月)では、全11施設・5,002haの返還が合意されました。

また、平成25年4月には、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」にて嘉手納飛行場より南の6施設・区域(約1,048ha)の返還時期が示されました。

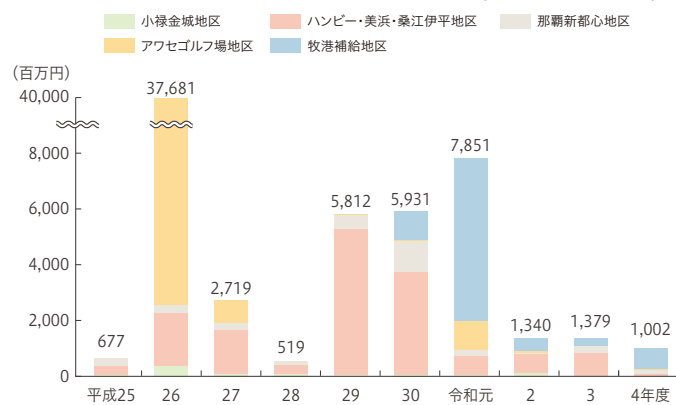
返還が合意されている大規模な駐留軍用地の跡地利用には、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」のもと、円滑かつ確実な整備を進め、沖縄全体の持続的な振興につなげていくことが求められています(新・沖縄21世紀ビジョン基本計画等)。

◎ 駐留軍用地跡地地区における融資実績

駐留軍用地跡地地区(小禄金城地区、ハンビー・美浜・桑江伊平地区、那覇新都心地区、アワセゴルフ場地区、牧港補給地区)への事業系設備資金の融資実績は、平成10年度から令和4年度の累計で1,656件、1,221億85百万円となっています。

駐留軍用地跡地の利用促進が図られるよう、沖縄公庫が持つ金融ノウハウを最大限に生かし、支援してまいります。

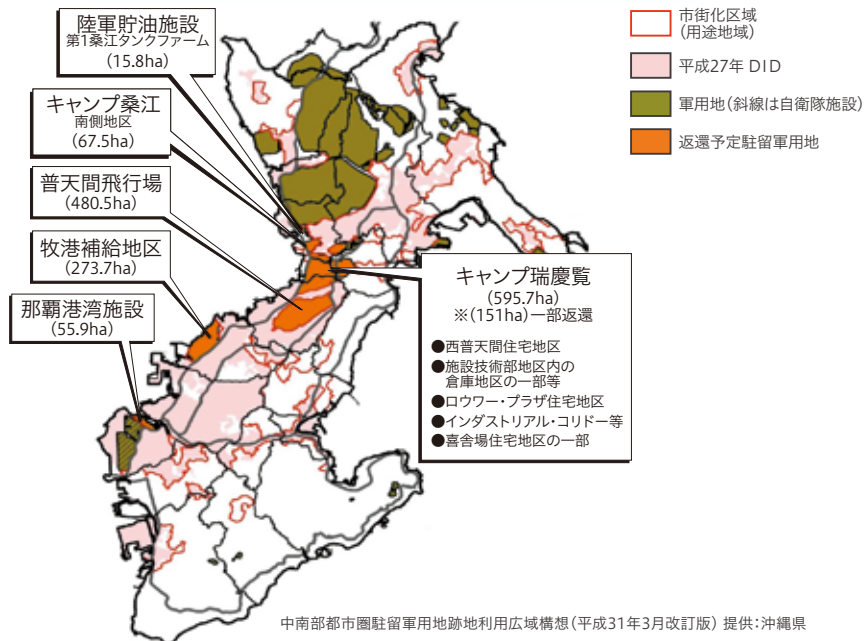
▼ 駐留軍用地跡地地区における融資実績(事業系設備資金)



注) 駐留軍用地跡地地区

- 小禄金城地区 : 那覇市金城、赤嶺、田原
- ハンビー・美浜・桑江伊平地区 : 北谷町北前、北谷、美浜、桑江、伊平
- 那覇新都心地区 : 那覇市上之屋、安謝、天久、銘苅、おもろまち
- アワセゴルフ場地区 : 北中城村島袋、比嘉、瑞慶覧、ライカム
- 牧港補給地区 : 浦添市港川、城間、屋富祖、仲西、牧港、宮城、小湾、勢理客

▼ 中南部都市圏の市街地と基地の位置図



中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想(平成31年3月改訂版) 提供: 沖縄県

駐留軍用地跡地開発・県内企業の海外展開などを支援する専担部署を設置

沖縄公庫は、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)」等に即した取組等の支援強化を目的に、以下の主要業務を専門に担当する部署として融資第一部「地域振興班」を設置しています。

- ①駐留軍用地跡地の開発を支援する業務
- ②県内企業の海外展開を支援する業務
- ③沖縄振興に寄与する地域プロジェクトの推進を支援する業務

● 海外進出や輸出促進を目指す県内事業者を積極的に支援

沖縄公庫は、アジアを中心とする海外の成長力を取り込む県内事業者を「資金」と「情報」の両面から積極的に支援しています。海外展開を図る事業者の資金ニーズに対応するほか、ジェットロ、JICAをはじめとする専門機関と連携しながら、個々のニーズに応じた情報を提供しています。

海外展開の支援事例

海外向け製品の安定的な製造体制構築を金融面で支援 沖縄東京計装株式会社

うるま市



当社は、半導体の製造に欠かせない流量計や流量コントローラー等の製造業者で、製品は主に北米や東アジア圏の半導体製造業者向けに出荷されています。平成23年に東京計装株式会社の沖縄工場として操業を開始した後、平成27年に現地法人化、保税蔵置場の許可取得や製造設備の自動化等により、効率的な出荷体制が構築されています。



沖縄公庫は、ウクライナ紛争や円安等の社会情勢の変化を背景とする原材料価格の高騰に対応するための長期運転資金にセーフティネット融資を実行しました。



長期運転資金の確保により安定的な部材の調達等が可能となり、海外向けに製品出荷を行う当社事業の中長期的な発展や経営基盤の強化が期待されます。

関係機関との取組

「円安をチャンスに！」 ～EPAの活用セミナーを開催～

沖縄公庫は、独立行政法人日本貿易振興機構沖縄貿易情報センター(ジェットロ沖縄)と海外展開セミナーを開催しました。

同セミナーでは、近時の円安環境下を海外輸出の好機ととらえ、「経済連携協定(EPA)※」をテーマに、東京共同会計事務所及び沖縄地区税関より、活用のポイント等を解説いただきました。EPAは、輸出事業者にとって関税の引き下げ手段に活用できる等のメリットがあり、価格競争力の向上のための理解を深める機会となりました。※特定の国や地域同士での貿易や投資を促進するため、「輸出入にかかる関税の撤廃」、「サービス業を行う際の規制の緩和・撤廃」、「投資環境の整備」、「ビジネス環境の整備の協議」、等の内容を約束する条約。

沖縄公庫は、今後も関係機関と連携しながら、事業者の皆様に対し広く海外展開に関する情報発信を行うとともに、事業者の海外進出を積極的に支援していきます。



海外展開セミナー(令和5年3月1日開催)

地方創生の取組を支援

◎ 地方創生は「第2期総合戦略を踏まえた新たなステージ」へ - 「沖縄版総合戦略」の推進 -

地方創生は、国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂を経て、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた新しい地方創生の実現に向けた取組が進められています。沖縄県および県内各市町村においても、「第2期地方版総合戦略」が策定され、各地域におけるプロジェクトの推進や観光・商工・農林等の各分野における個別施策が継続されており、各地域に適した自主的・主体的な更なる取組が重要となっています。

沖縄公庫は、地域の課題解決に向けた組織横断的な専担部署を設置し、公民連携プロジェクト（PPP/PFI等）の事業性を高めるため、「コンサルティング機能」、「コーディネート機能」等のトータルソリューションを提供する業務を行っています。さらに、市町村との「助言業務協定」締結等により地域開発プロジェクトの構想・企画段階から積極的に参画し、より豊かで特色あるサステナブル（持続可能）な地域社会を築く取組を市町村と一体となって推進しています。

今後も引き続き、これまで培った沖縄経済に対する知見や長期金融のノウハウ及び政府関係機関を含めた幅広いネットワークを活かし、国や県等の重点施策と一体となって沖縄振興に貢献します。

地方自治体との取組

沖縄公庫は、県内26市町村と地域プロジェクトに係る助言業務協定を締結し、一体となって地域活性化に取り組んでいます。令和4年7月には、助言業務協定先の首長を一堂に会し、「第6回公庫・市町村パートナーシップ推進会議」を開催しました。同会議では、当公庫の公民連携に関する支援等を紹介したほか、各地域が抱える課題や当公庫に対する要望について意見交換を行いました。

また、令和4年度は、助言業務協定先からのご要望を踏まえ、実務担当者を対象とした「PPP/PFI等に関する勉強・情報交換会」も計2回開催いたしました。

沖縄公庫は、今後も助言業務協定先の市町村との連携強化に努めてまいります。

▼ 助言業務協定締結先一覧(26市町村)

締結年月	協定先
平成19年 5月	北谷町
平成23年10月	八重山3市町(石垣市・竹富町・与那国町)
平成26年 5月	宮古2市村(宮古島市・多良間村)
平成26年12月	北中城村
平成27年 8月	南城市
平成28年 1月	西原町
平成28年 8月	浦添市
平成29年 2月	恩納村
平成29年12月	座間味村
平成30年 2月	国頭村・大宜味村・東村
平成30年 6月	本部町
平成31年 3月	八重瀬町
平成31年 4月	久米島町
令和元年 8月	名護市
令和元年 9月	金武町
令和元年10月	うるま市
令和元年12月	那覇市
令和2年10月	読谷村
令和3年 3月	与那原町
令和3年12月	宜野座村
令和5年 1月	南風原町



南風原町との協定締結式(令和5年1月)



第6回公庫・市町村パートナーシップ推進会議(令和4年7月)

◎ 沖縄振興計画等と連携して、産業の振興と地域の発展を支援

沖縄公庫は、沖縄振興に寄与する地域プロジェクトを推進するため、PPP/PFI等の公民連携プロジェクトや基幹交通、流通基盤施設の整備等の個別プロジェクト等に対し、構想・企画段階から助言や調整を行い、出・融資機能を活用して、産業の振興と地域の発展を支援しています。沖縄県内の市町村においては、PFI事業が事業者選定の段階に移行するなど、具体的な事業化段階となっており、民間の創意工夫等を活用した地域経済の活性化や行政の効率化の実現が期待されます。

公民連携(PPP/PFI)の取組

PPP/PFI分野の専門家による講演や県内の最新動向をタイムリーに提供(沖縄地域PPP/PFIプラットフォーム)

沖縄公庫は、県内でのPPP/PFI分野の事例研究のほか、関係者間の相互の連携強化を図ることを目的に平成30年7月に「沖縄地域PPP/PFIプラットフォーム」を設立しました。その後、令和元年5月に沖縄県(「官」分野)及び沖縄電力株式会社(「産」分野)を共同代表に迎え、産官学金の連携や官民対話を含めた情報交換等の取組を支援する「PPP/PFI地域プラットフォーム協定制度」において、内閣府及び国土交通省と協定を締結しました。

令和4年度には、本プラットフォーム主催によるセミナーを計2回開催し、PPP/PFI分野に関する最新情報の提供や、地域プロジェクトの事業化に向けた地方公共団体による官民対話(サウンディング[オープン・クローズ方式])等を実施しました。



「沖縄地域PPP/PFIプラットフォーム第11回セミナー(令和4年11月/会場・オンライン開催)」の様子



久米島町 桃原 秀雄町長

久米島町は、効率的かつ効果的な行財政運営の実現に向けて、官民連携手法の積極的な活用に取り組んでおり、令和5年4月から民間事業者へ公共施設等の包括管理業務を委託しているほか、老朽化した学校給食センターの建て替えについて民間ノウハウ等を活用した整備を進めています。

沖縄公庫は、こうした取組に対し、プロジェクトの企画・構想段階から積極的に参画し、取組事例等の情報や金融ノウハウの提供を行うことを目的とした「助言業務協定」を平成31年4月に締結しました。

貴町の将来像の実現に向けた取組をお聞かせください。

桃原町長 久米島町では「すべての世代が生き活きと暮らせる島づくり」を目指し、様々な取組を推し進めています。特に平成2年以降続いている人口減少に対しては、町民が「島を離れる」要因・理由の解消や、島外からの移住促進に向けた環境整備に取り組んでいます。

まず、平成28年に移住定住の総合窓口「島ぐらしコンシェルジュ」を設置し、住まいや暮らしについて様々なご相談に対応しています。また、定員割れにより廃科の危機にあった久米島高校園芸科の存続のため、島外から生徒を募集する離島留学制度を平成26年に立ち上げました。この制度は商工会や町議会、PTAの皆さんによって組織化された「久米島高校の魅力化と発展を考える会」により発案されました。この取組の結果、これまで多くの生徒が島外から入学し、園芸科の廃科も見送りとなりました。現在では年10名の募集枠に全国から毎年20～30名の応募があります。多くの方に久米島高校を選んでいただき嬉しい限りです。

その他の移住・定住者の環境整備としては、納骨堂の整備があります。町内には空き家が多くあるものの仏壇が祀られているため、賃貸や売却が出来ないことがネックとなっていました。納骨堂の整備目的はネックになっていた仏壇を預かり空き家の利活用を促進することで、移住者等に住居を提供しやすくするものです。

そして、移住・定住者のための働く場所の確保は大変重要で、現在日量1万3千トンの海洋深層水の取水量を、大規模取水管を導入し、10万トンに増やす計画を立てているところです。取水量の増水に伴い海洋深層水を活用したクルマエビや海ブドウ、カキなどの養殖の増産や、新規企業の参入も可能となるため、更なる企業誘致により、雇用環境の充実を図りたいと考えています。

また、取水施設では海洋温度差発電を行っており、2040年までに町内で消費するエネルギーを太陽光発電等と併せて100%補う「温室効果ガス排出ゼロ」を目指しています。海洋温度差発電には、これまで69か国から約1万2,000人の方が視察に見えており、この取組を持続可能な久米島モデルとして、全世界に発信していきたいと思っています。

観光業の振興に関する取組については、令和元年度からスタートした第2次観光振興基本計画で掲げた目標を達成するため、観光まちづくりの先導役として設立した「くめじまDMO」が今年、観光庁の観光地域づくり法人として登録されました。これまでそれぞれ単独で行動していた商工会や観光協会、船組合、JA、漁協の経済5団体が一体となって久米島の観光振興に取り組んでいるところです。



海洋温度差発電施設

貴町における官民連携の位置づけや具体的に取り組まれている施策、今後の展望についてお聞かせください。

桃原町長 久米島町は2つの村の合併により誕生したため、町が保有する施設が相当数あり、その維持管理が負担となっていたことから、より安心・安全な施設の提供を図るため、今年4月に公共施設等包括管理業務委託契約を民間事業者と締結しました。民間のノウハウ活用により、保守管理の質の向上と業務の効率化等が図られると考えています。また、業務委託を公募する際には、できるだけ町内の小規模事業者を活用することを条件とすることで、町の地域経済の発展にも繋げられるような工夫も取り入れています。

現在の学校給食センターは昭和51年に供用開始されてから47年が経過し、老朽化が進んでいる状態です。そこで、民間資金やノウハウの活用による学校給食センター整備に関するサウンディング型市場調査を実施しました。生徒の給食だけではなく、高齢者や障がい者世帯への配食サービス、今後移行予定の認定こども園への給食提供など、多様なニーズをカバーするよう計画しており、令和8年8月の供用開始を目指しています。学校給食センターを稼げる施設として運営するという取組は、同じ課題を抱えている他の自治体からも注目されています。

また、新しい給食センターの整備予定地に隣接する具志川農村環境改善センター敷地は、緊急避難の場所でもあるため、有事の際には食事の提供も可能と考えています。

沖縄公庫をはじめ金融機関へのご要望についてお聞かせください。

桃原町長 学校給食センターの整備やバーデハウス久米島再生に向けた取組に対し、沖縄公庫から多くの助言をいただきました。本当にありがとうございます。町としても、町民福祉の向上のために様々な取組を行っているところですが、私たち行政だけでは解決できないこともあり、沖縄公庫や民間事業者の力をお借りしなければなりませんので、今後とも、多方面からいろいろアドバイスをいただければと思っています。

沖縄公庫には、これまで以上に久米島町の様々な課題に対するノウハウの提供や助言、提案、事業者の支援等を期待しております。

事業再生を支援

● 事業再生に取り組む事業者を支援

社会的・経済的環境の急激な変化などにより、抜本的な経営改善や事業の再生に取り組む中小企業等への支援は重要です。沖縄公庫は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰り支援を目的として、令和2年4月より新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール計画(令和4年4月より収益力改善支援へ変更)に基づき中小企業等への金融支援に取り組んでいます。

今後も引き続き、中小企業活性化パッケージ(収益力改善・事業再生・再チャレンジ支援施策)等を活用して、貸付条件緩和や企業再生貸付の実施等、顧客の特性や経営課題に応じた経営支援に取り組めます。

▼ 実抜計画※の策定に基づくリスクスケジュールの実施状況

	令和2年度	3年度	4年度
先数	4先	9先	12先

※ 実現可能性の高い抜本的な経営改善計画の略

▼ 特例リスク計画に基づくリスクスケジュールの実施状況

	令和2年度	3年度	4年度
先数	45先	57先	28先

● 地域密着型金融機能を一層強化

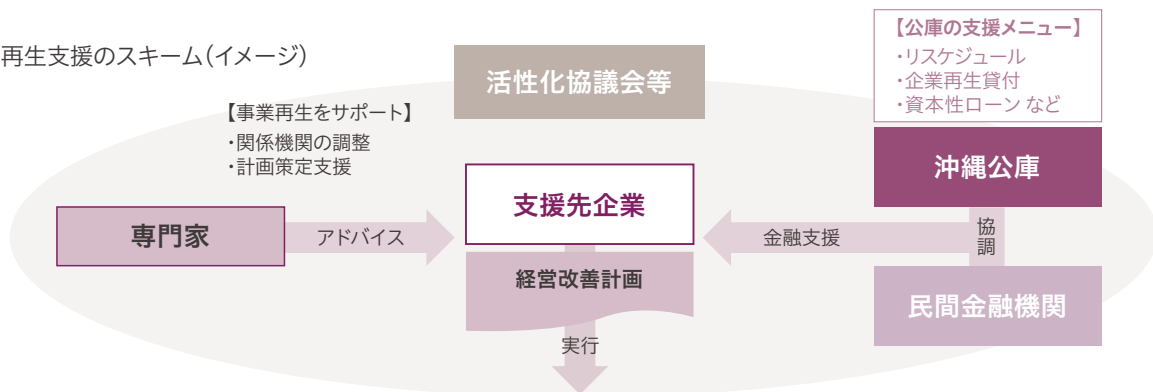
沖縄公庫は、地域密着型金融機能強化の一環として、県内4行庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結し、民間金融機関と協調・連携した事業再生の取組を推進しています。また、中小企業の再生支援等を目的に設置されている「沖縄県中小企業活性化協議会」や、沖縄公庫を含む金融機関や専門家、支援機関等が加盟する「おきなわ中小企業経営支援連携会議」において開催される「おきなわ経営サポート会議」に参与する等、関係機関と連携した取組も行っています。

今後も引き続き、事業再生等で連携強化を図り、円滑な中小企業金融と地域経済の活性化のために地域密着型金融機能を一層強化していきます。

▼ 活性化協議会等との連携実績(令和4年度末)

沖縄県中小企業活性化協議会の再生計画策定完了案件数(累計)	沖縄公庫が関与した案件数(累計)
225先	139先
おきなわ経営サポート会議の活用案件数(累計)	沖縄公庫が関与した案件数(累計)
635先	427先

▼ 再生支援のスキーム(イメージ)



財務体質を強化・事業再生を加速!

再生支援事例

市中銀行等と協調して新型コロナウイルス感染症の影響で悪化した資金繰りを支援 食品加工製造業 A社

- **事業概要** A社は、沖縄県内で食品加工製造業を営んでおりましたが、販路拡大を企図した設備投資をするも、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて業況が悪化したため、中小企業活性化協議会の関与の下で、経営改善計画を策定しました。
- **支援内容** 沖縄公庫及び協調行は、A社の資金繰り支援を図るため、長期運転資金の融資と既存借入条件変更を実施しました。
- **支援効果** 関係金融機関と協調して金融支援をしたことにより、A社の資金繰り改善を図ることができました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で業況厳しい中ではありますが、従業員の雇用を維持した事業運営が期待されます。

ひとり親家庭・人材育成を支援

沖縄公庫は、沖縄における子どもの貧困対策・ひとり親家庭の親の支援や人材育成を総合的に推進するため、金利負担を軽減する特例制度等を設けています。また、ひとり親の皆さまの相談窓口として、本・支店に「ひとり親相談担当」を配置し、県内関係機関・団体との連携強化に努めています。

1. 沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例

ひとり親家庭の就労支援、雇用の維持又は拡大、従業員の処遇改善及び人材育成などに必要な資金(住宅資金等を除く)の貸付けに関し、金利負担を軽減する制度です。

ご利用いただける方	<p>1. ひとり親等の雇用促進等に積極的に取り組む方であって、次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国によるひとり親の雇用にかかる助成(特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース))を受ける方(受けている方を含む) ② 沖縄県の「女性の就職総合支援事業(変更前の「ひとり親世帯・中高年齢者就職総合支援事業」を含む)」を活用して、ひとり親を雇用する方(雇用している方を含む) ③ 事業所内保育施設等を設置又は増改築する方 ④ 雇用の維持又は拡大を図る方、又は沖縄県において雇用調整助成金に係る実施計画の届出が受理された方 <p>2. 従業員の処遇改善や人材育成等に積極的に取り組む方であって、次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国による非正規労働者のキャリアアップにかかる助成金(キャリアアップ助成金)の助成を受けている方又は沖縄県の「所得向上応援企業認証制度」の認証を受けた方 ② 非正規雇用の処遇改善に取り組む方 ③ 国による業務改善や人材育成にかかる助成金(人材開発支援助成金(平成30年度以降の受給分については人材育成支援コース(変更前の特定訓練コース、一般訓練コース、特別育成訓練コースを含む。))又は教育訓練休暇等付与コースに限る。)、業務改善助成金)を受けた方 ④ 沖縄県による「沖縄県人材育成企業認証制度」の認証を受けた方
-----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

融資事例

企業主導型保育施設の開業を支援 株式会社ホテル共和

宮古島市

- **事業概要** 当社は昭和60年に設立されたホテル業者で、業歴は長く宮古島において高い知名度を有しています。令和3年には平良字松原に建設した新ホテルに移転しています。
- **融資内容** 当社は、従業員の就労環境改善や経営多角化を目的として、新ホテル近くに企業主導型保育施設を開業しました。沖縄公庫は、当施設の開業に必要な資金の融資を行いました。
- **融資効果** 保育施設の開業により、当社従業員の就労環境改善が図られます。また、近隣企業と共同利用契約の締結により、当社外からも園児を受け入れることで、宮古島市内の待機児童数減少にも寄与するものと期待されます。



2. 沖縄創業者等支援貸付

ひとり親家庭の親の方が新規開業(開業後概ね7年以内を含む)する際にご利用いただけます。

※ひとり親家庭の親で本貸付をご利用の方は「挑戦支援資本強化特別貸付(資本性ローン)」の条件によるご利用も可能です。

3. 教育ひとり親特例(教育一般資金)

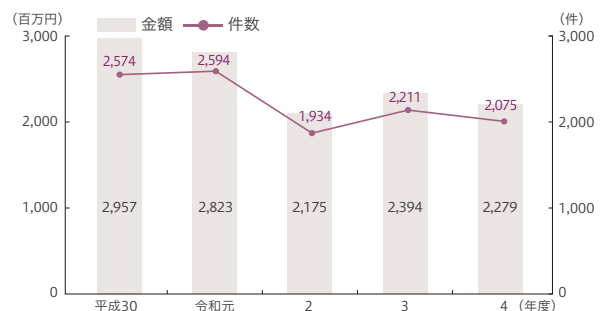
ひとり親家庭の親の学び直し(就労に向けたスキルアップ等)を支援するため、貸付利率を低減する制度です。

ご利用いただける方	ひとり親家庭の親で、自ら入学又は在学するための資金を必要とする方
-----------	----------------------------------

◎ 学ぶ機会の確保と経済的負担の軽減(国の教育ローン)

- 学ぶ機会の確保と離島地域における人材の育成等の政策的な観点から貸付利率を優遇する特例制度を設けています(P46、47)。
- 経済的理由により高等教育機関への進学を断念することなどを極力防ぐことを目的に、沖縄人材育成資金を創設し、教育機会の向上に努めています(P46)。
- 「教育ひとり親特例」制度を創設(上記)し、ひとり親家庭の親の「学び直しの機会の確保」に努めています。

▼ 「教育資金(教育一般資金・沖縄人材育成資金)」の融資実績



沖縄公庫は、ひとり親のみなさまに対しワンストップで相談しやすい環境をご提供するほか、県内の関係機関・団体との連携強化を図るため、本・支店に「ひとり親相談担当」を配置しています。

- ・本店 融資第二部 生衛・創業融資班(098-941-1830)
- ・中部支店 業務第二課(098-989-6702) ・北部支店 業務課(0980-52-2338)
- ・宮古支店 業務課(0980-72-2446) ・八重山支店 業務課(0980-82-2701)

関係団体との連携

◎「攻めの経営」のためのプロ人材活用セミナーを開催

沖縄公庫は、令和5年2月に(公財)沖縄県産業振興公社との共催により、宮古・八重山地域で「攻めの経営」のためのプロ人材活用セミナーを開催しました。

同社の沖縄県プロフェッショナル人材戦略拠点(愛称:人材チャンプルー)は、事業者とプロ人材等とのマッチング支援を通じて人手不足等の経営課題の解決を目指すものです。

セミナーでは、人材チャンプルーから講師を迎え、宮古・八重山地域の事業者の方にプロ人材等活用のメリットやポイント、事例等が紹介されました。

沖縄公庫は、プロ人材、副業・兼業人材の活用など、アフターコロナを見据えた事業展開に有用な情報を積極的に提供し、コンサルティング機能の一層の発揮に努めてまいります。



◎ 沖縄県商工会議所連合会、沖縄県商工会連合会、沖縄県事業承継・引継ぎ支援センターと「事業承継における連携に関する覚書」を締結

沖縄公庫は、令和5年3月に沖縄県商工会議所連合会、沖縄県商工会連合会、沖縄県事業承継・引継ぎ支援センターと「事業承継における連携に関する覚書」を締結しました。

本覚書は、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、就業の機会を提供すること等により地域経済の基盤を形成している県内事業者に対して、4者が連携して円滑な事業承継を支援することにより、当該事業の維持発展に資することを目的としています。

沖縄公庫は、引き続き民間金融機関や各支援機関と連携強化を図りながら、県内事業者からの相談等に対して、迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。



沖縄公庫フォーラム2022の開催

沖縄公庫では、創立50周年を記念し、令和4年11月に「沖縄公庫フォーラム2022～沖縄の『稼ぐ力』の向上にむけて～」を会場(ダブルツリーbyヒルトン那覇首里城)及びオンライン(zoomウェビナー)のハイブリッド方式で開催しました。

本フォーラムの第一部では、株式会社刀 代表取締役CEO 森岡毅様による基調講演「沖縄の『稼ぐ力』の切り札とは」のほか、株式会社リウボウホールディングス 代表取締役会長 糸数剛一様との特別対談「沖縄の『稼ぐ力』の向上にむけて」を行いました。

第二部では、沖縄県内で活躍されている三名の若手経営者をお迎えし、「若手経営者が考える沖縄に必要な『稼ぐ力』とは」をテーマとしたパネルディスカッションを行いました。



基調講演の様子



◎ 民間金融機関との連携

沖縄公庫は、事業者のあらゆるライフステージ(創業期～成長・成熟期～低迷・再生期)において最適な金融サービスを提供するため、民間金融機関との連携に取り組んでいます。

▼ 意見交換会の開催

沖縄公庫と民間金融機関の円滑な意見交換を図るため、内閣府沖縄振興局と内閣府沖縄総合事務局財務部の共催により「沖縄振興開発公庫と民間金融機関との意見交換会」が開催されます。参加機関は、県内の地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用漁業協同組合連合会、農業協同組合及び沖縄公庫で、各機関の部長級が参加します。

開催実績：(第1回)平成29年11月、(第2回)平成30年5月、(第3回)平成30年11月、(第4回)令和元年5月、
(第5回)令和2年10月、(第6回)令和4年11月 ※令和3年度はコロナ禍のため未開催

▼ 連絡窓口の設置

沖縄公庫と各民間金融機関が相対で各種調整や意見交換等を行うため、平成29年10月に連絡窓口を設置しました。連絡窓口の設置により、個別の協調融資案件に関する調整などの円滑化が一層図られました。

▼ 協調融資

沖縄公庫は、民業補完の観点から協調融資を推進しています。令和4年度の協調融資実績(当公庫融資額)は、206件38,701百万円(令和3年度113件31,508百万円)となりました。

単位:件、百万円、()は前年度

	小規模事業者	中小企業	農林漁業	大規模プロジェクト	その他	合計
件数	152 (46)	36 (45)	2 (5)	14 (11)	2 (6)	206 (113)
金額	3,010 (1,286)	5,444 (9,648)	87 (1,533)	22,986 (14,784)	7,174 (4,257)	38,701 (31,508)

(注)協調融資:同一目的の資金計画に対し、民間金融機関と沖縄公庫が協議等を経た上で、両者が融資を決定したもの(融資決定時期が異なる場合も含む)。
上記金額は、当公庫の融資額。

事業資金:産業開発資金、中小企業資金、生業資金(一部を除く)、生活衛生資金(同)、医療資金、農林漁業資金、住宅資金(同)

また、民間金融機関との協調融資を一層促進するため、協調好事例の公表(個別協調融資案件の概要紹介)も行っています。加えて、民間金融機関との協調融資商品創設にも取り組んでいます。

新型コロナ対策資本性劣後ローン「ベスト・サポート」

事業計画 策定支援 **ニーズに沿った提案**

新型コロナ対策資本性劣後ローン「ベスト・サポート」は、地域で一番やさしい金融機関を目指している「コザ信用金庫」と民間金融機関である「沖縄振興開発金融公庫」が協力して、地域の皆様を支援するために創設した融資商品です。

	コザ信用金庫	沖縄振興開発金融公庫
ご 利 用 方 向	新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けている観光地等において、営業が停滞を来し、事業の再開・継続を目的とする、少額融資案件の方	
利 率	● 事業計画策定・策定後の経過について、当該融資の用途にあわせて、コザ信用金庫・民間金融機関が話し、お客様のニーズに沿ったお客様の負担が軽くなるようにします ● コザ信用金庫の融資と沖縄公庫の融資が新型コロナウイルス感染症の発生により、経営資金に限りお客様の負担が軽減される場合があります	
ご 利 用 限 界	ご融資の上限は500万円です	
ご 利 用 条 件	融資期間:ご融資の用途により、1年以内、2年、3年、5年以内	
ご 利 用 手 数	所定の利率	毎月の返済に合わせた利率
特 長	必要に応じてご利用いただけます	返済額・返済額

※ 上記内容は本制度の概要です。詳しくはご利用の窓口にお問い合わせください。

コザしん・おきなわ公庫 協調ローン「ベスト・パートナー」

Step 1 融資に係るお客様の事前手続きのご負担を軽減します
Step 2 融資等のご利用がスムーズになります

コザしん・おきなわ協調ローン「ベスト・パートナー」は、地域で一番やさしい金融機関を目指している「コザ信用金庫」と民間金融機関である「沖縄振興開発金融公庫」が協力して、地域の皆様を支援するために創設された融資商品です。

種 別	コザしん・おきなわ協調ローン「ベスト・パートナー」
ご 利 用 方 向	融資・新規融資、事業資金、その他融資用途に広くお客様のニーズに沿った融資
ご 利 用 限 界	2,000万円以内(「コザ信用金庫と沖縄公庫との協賛融資」の融資限度額)までです
ご 利 用 条 件	融資期間について10年以上、返済方法について5年以内の返済方法が選択可能で、お客様のニーズに沿った返済方法が選択できます
特 長	コザ信用金庫・沖縄公庫においてそれぞれ定める融資条件・利率・返済方法等が適用され、お客様のニーズに沿った融資が実現します。また、お客様のニーズに沿った返済方法が選択可能で、お客様の負担が軽減されます
ご 利 用 手 数	コザ信用金庫と沖縄公庫において、それぞれご負担が軽減されます

※ 上記内容は本制度の概要です。詳しくはご利用の窓口にお問い合わせください。

かいぎん・おきなわ公庫 ビジネスサポートローン

【目的】 融資に係るお客様の事前手続きのご負担を軽減します
【特徴】 お客様のご利用がスムーズになります

かいぎん・おきなわ協調ビジネスサポートローンは、お客さまのお役に立てる一歩も進んだ融資を目指している「沖縄振興開発金融公庫」と民間金融機関である「かいぎん信用金庫」が協力して、地域の皆様を支援するために創設された融資商品です。

種 別	かいぎん・おきなわ協調ビジネスサポートローン
ご 利 用 方 向	融資、新事業、地域経済活性化等に必要なお客様の資金及び返済負担を軽減するための融資です
ご 利 用 限 界	5,000万円以内(「沖縄振興開発金融公庫と民間金融機関との協賛融資」の融資限度額)までです
ご 利 用 条 件	返済期間について10年以上、返済方法について5年以内の返済方法が選択可能で、お客様のニーズに沿った返済方法が選択できます
特 長	沖縄振興開発金融公庫(「協賛融資」)と「かいぎん信用金庫」において、それぞれ定める融資条件・利率・返済方法等が適用され、お客様のニーズに沿った融資が実現します。また、お客様のニーズに沿った返済方法が選択可能で、お客様の負担が軽減されます
ご 利 用 手 数	融資・返済額

※ 上記内容は本制度の概要です。詳しくはご利用の窓口にお問い合わせください。

情報サービス

◎ 情報サービスで企業活動をサポート

沖縄公庫は、沖縄の社会開発・産業構造・企業経営などの主要テーマについて最新情報の収集分析を行い、調査結果を各種のレポート等によって提供しています。

各種産業経済調査

地域社会や産業の動向について各種の調査分析を行い、地域産業経済の成長発展のための提言を行っています。

以下は最近の調査事例です。

- 沖縄公庫教育資金利用者調査報告書
- 2021年度県内主要ホテルの稼働状況
- ポストコロナ時代における沖縄観光の二次交通に関する調査
- 「県内都市公園の現況と課題」について
- 「訪日外国人旅行者のサステナブルツーリズムへの意向と沖縄観光」について
- 「日本人の沖縄旅行に関する調査(2022年版)」について

設備投資動向調査

沖縄における主要企業の設備投資計画の動向について年2回(3月、9月)約240社を対象にアンケートを行って分析し、「公庫レポート」として発行しており、産業界や行政機関の施策立案等の参考に活用されています。

経済講演会の開催・講師派遣

沖縄公庫は、地域経済の活性化のため、セミナーの開催や各種講演会への講師派遣を行っています。

最近1年間の講演会・講師派遣実績

○ 講演会開催

- 令和4年 9月 沖縄地域PPP/PFI
～12月 Park-PFI部会 (全3回)
- 令和4年11月 沖縄地域PPP/PFI(第11回)セミナー
- 令和4年11月 沖縄公庫フォーラム2022
- 令和5年 2月 沖縄地域PPP/PFI(第12回)セミナー
- 令和5年 3月 海外展開セミナー

○ 講師の派遣

- 令和4年 7月 那覇商工会議所主催「創業塾(オンライン開催)」に講師を派遣
沖縄県生活衛生営業指導センター主催「生活衛生営業経営特別相談員研修会」に講師を派遣
- 令和4年 9月 浦添商工会議所主催「創業塾」に講師を派遣
- 令和4年度後期 沖縄国際大学「政策金融論」
- 令和5年 1月 沖縄商工会議所主催「創業塾(オンライン開催)」に講師を派遣
- 令和5年 6月 沖縄県商工会連合会主催「令和5年度経営指導員等研修会」に講師を派遣

県内企業景況調査

沖縄における企業の景況判断等について年4回、約380社の県内企業を対象にアンケートを行って分析し、「景況トレンド」として発行しており、景況感や経営上の課題に関する情報を提供しています。

経済ハンドブック

沖縄県の産業経済に関する主要な統計等を掲載した「沖縄経済ハンドブック」を発行し、取引先や一般事業者等、ご希望の方に提供しています。



広報紙「櫓舵(ルカジ)」

沖縄公庫は、広報紙「櫓舵(ルカジ)」を平成28年4月に創刊しました。沖縄が自立型経済モデルを発展させるための道しるべを探るため、斯界のビジネスパーソンを招いてのセッション等を紹介しています。



上記のレポート・広報紙等については、沖縄公庫のホームページ (<https://www.okinawakouko.go.jp/>) からダウンロードできます。



融資・出資制度の概要

産業開発資金	32
中小企業資金	34
生業資金	36
生活衛生資金／ハイライトインタビュー②	38
医療資金	40
農林漁業資金	42
住宅資金	44
教育・恩給担保資金	46
出資	48
新事業創出促進出資	50
沖縄公庫独自制度	52

※出融資事例のQRコードは承諾を得た先のみ掲載しております。

産業開発資金

● 産業開発資金の役割

産業開発資金は、沖縄の地域的な政策課題に対応する沖縄公庫独自の資金です。

リスクが高い、あるいは多額の初期投資を必要とし投資回収に長期を要するものの、地域の新たな発展のために重要な都市基盤整備、交通基盤整備、情報通信網整備、流通施設整備などのプロジェクトを調整・誘導し実現させていく地域開発金融としての役割があります。

また、設備の新・増設や維持補修に多額の資金を必要とするエネルギー、観光、交通運輸、製造業などの主要産業に対し、その事業に必要な資金を安定的に供給する産業金融としての役割もあります。

● 産業開発資金への期待

民間主導の自立型経済の発展に向け、各般の沖縄振興策が進行・具体化するなか、産業開発資金は、民間企業や第三セクター事業への融資を通じて、各種プロジェクトの実現を支援します。とりわけ、観光リゾート産業等のリーディング産業の振興、駐留軍用地の跡地開発は、沖縄の振興開発における重要な課題の一つであり、その役割の発揮が求められています。

また、沖縄の地域特性のさらなる発揮に向けた、低炭素・循環型社会や成長するアジアマーケットを対象としたプロジェクトへの取組、知的・産業クラスターの形成といった推進戦略分野において、産業開発資金の機能発揮が期待されています。

融資事例①

総合物流センター整備による県内物流の効率化を支援 琉球海運株式会社

豊見城市



● 事業概要

当社は昭和25年に設立された沿海及び外航貨物海運業者です。沖縄本島を拠点に本土（東京、大阪、福岡、鹿児島）と先島（宮古、八重山）及び台湾（高雄）を結ぶ航路を運航するほか、集荷、倉庫保管、配送まで海・陸一体となったワンストップ輸送を提供し、離島県である沖縄の貨物輸送を支えています。

● 融資内容

沖縄公庫は、物流施設の集約化等を目的とした総合物流センター「琉球ロジスティクスセンター」の整備に必要な資金について、民間金融機関と協調して融資を実行しました。

● 融資効果

「琉球ロジスティクスセンター」の開設により、物流施設が集約化されることで、物流効率の向上によりCO2排出量の削減が見込まれるほか、課題であるトラックの待ち時間や倉庫スペース不足の解消、マテハン機器（ソーター）の導入による作業負担の軽減が期待されます。



融資事例②

複合型高層ビル建設による都市型オーシャンフロント・リゾート地の形成促進を支援 株式会社ゆがふホールディングス

浦添市



● 事業概要

当社は、グループの経営戦略策定や業務最適化に向けた経営資源の配分等の取り組みに加え、建設、観光、住宅、不動産、ビル管理など、多岐にわたるグループの事業領域において培われたノウハウやネットワークを活かし、オフィスビルやホテルの開発、公民連携事業等を手掛けています。

● 融資内容

沖縄公庫は、オフィスとホテルが一体となった複合型高層ビル「ゆがふBizタワー浦添港川」の建設に必要な資金について、民間金融機関が組成したシンジケートローンと協調して融資を実行しました。

● 融資効果

「ゆがふBizタワー浦添港川」は、牧港補給地区返還予定地に隣接したエリアに立地し、周辺エリアの開発に先駆けて整備されました。オフィスとホテルが一体化した「ビジネスリゾート」をコンセプトに、浦添市西海岸エリアのランドマークとして魅力ある都市形成に寄与することが期待されます。



◎ ご利用いただける方

- 沖縄において産業の振興開発に寄与する事業を営む方又は沖縄において営まれる産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金の供給を行う方(銀行その他の金融機関を除く)。なお、本社は沖縄県外にあってもかまいません。
- 株式会社、組合、財団法人等、いずれの組織形態でも対象となります。

◎ ご融資の種類と条件

沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金であって、設備の取得、改良、補修又は土地の取得、造成等に必要資金を対象としています。また、当該資金に係る債務の保証、社債の取得、貸付債権の譲受けも対象としています。

▼ 主な融資制度

(令和5年4月現在)

ご融資の種類	資金の使いみち	ご融資の限度額	ご返済期間
基本資金	沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に係る設備の取得等に必要資金	所要資金の7割	原則1年以上 10年以内※
電気	発電設備、送電設備、変電設備、配電設備又は通信設備の取得・改良に必要な資金	所要資金の8割	15年以内
航空	定期航空に寄与する設備の購入に必要な資金	所要資金の7割	15年以内
	航空機等の購入に必要な資金	所要資金の8割	
沖縄観光リゾート産業振興貸付	国又は県の観光関連施策に基づく整備地域において、観光リゾート産業の振興に寄与する事業を行うために必要な資金	所要資金の7割	25年以内
国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興	国際物流拠点産業集積地域、産業イノベーション促進地域内で事業又は当該事業の用に供する施設、設備の設置又は整備を行うために必要な資金	所要資金の7割	25年以内
沖縄情報通信産業支援	国又は県の情報通信産業振興関連施策に基づく指定地域内において情報通信関連事業を行うために必要な資金	所要資金の7割	20年以内
沖縄自立型経済発展	・ 沖縄の民間主導の自立型経済の発展に向けた産業の振興開発に寄与する特定の事業(情報通信関連産業の集積、交通体系の整備事業、県内事業者による海外展開事業)に必要な資金	所要資金の7割 (一定の要件を満たす場合はこの限りではない)	25年以内
	・ 地方公共団体等の事業・資産を譲り受け又は地方公共団体等の資産の貸付け等を受け、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して効率的かつ効果的に実施される事業に必要な資金		30年以内
	・ 高等教育を実施するために必要な施設等の整備に必要な資金		25年以内
	・ 廃棄物を適正に処理する事業に必要な施設の整備に必要な資金 ・ 再生可能エネルギーを導入する施設を取得するために必要な資金		15年以内
	・ 非設備事業資金		7年以内
駐留軍用地跡地開発促進	・ 駐留軍用地跡地関係市町村における商業施設等(延床面積3,000㎡以上)の整備事業(3,000㎡以上の建築物の一部を取得する事業を含む)に必要な資金 ・ 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の施行日以後返還され、又は引き渡された駐留軍用地跡地の利用に関する整備計画が示す計画区域内において行われる建築物の整備事業(建築物の一部を取得する事業を含む)又は土地の造成事業に必要な資金	所要資金の7割	25年以内

※特に必要と認められるときは30年以内

このほかにもプロジェクト分野別の融資制度があります。

▼ 産業開発資金資本性劣後ローン特例制度

制度の内容	ご融資の限度額	担保・保証人	ご返済期間	ご返済方法
沖縄における産業の振興開発に寄与する事業を行う方の財務体質を強化する資本性劣後ローンを供給することをもって、生産性向上及び地域経済の活性化を図る制度です。本制度による借入金は、劣後特約により法的倒産手続き時には民間金融機関等の債務に劣後し、金融機関の資産査定上、自己資本とみなすことができるため、民間金融機関からの円滑な資金調達が期待されます。	所要資金の5割	無担保・ 無保証人	5年1ヵ月以上 15年以内	期限一括返済 (利息は毎月払)

● 産業開発資金カーボンニュートラル推進投資利率特例制度

再生可能エネルギーの導入等、脱炭素に資する設備投資を行う方には、金利の優遇を行っております。

● 沖縄特区等無担保貸付利率特例

国又は県の施策に基づく特区・地域制度において対象事業種等を営む方のうち、新たな事業所の設置や耐震対策を行う方には、金利の優遇を行っております。

中小企業資金

◎ 中小企業の成長・発展を支援

中小企業は地域経済の基盤です。経済環境が大きく変化している今日、中小企業がその機動性や創造性を発揮して、新たな商品開発やサービス提供に取り組んでいくことが、地域経済の活性化にとっても重要です。

中小企業資金は、中小企業の成長発展と経営基盤の強化を図るため、国や県の中小企業施策に則り、事業承継や働き方改革、生産性の向上、情報化の推進など、環境変化に前向きに取り組む中小企業を支援します。

また、経済・金融環境の悪化など事業環境の急激な変化に際しては、資金繰りの支援など、セーフティネット機能の発揮に努めています。

◎ 安定的な長期資金の供給

中小企業が安定的に事業を維持し、成長発展していくためには、的確でタイムリーな設備投資の実施と継続的な財務体質の強化が必要です。中小企業資金は、新たな設備投資や更新投資に必要な資金、長期運転資金など中小企業の多様な資金ニーズにお応えします。沖縄公庫は、中小企業が必要とする長期資金の安定的な供給に努めています。このほか中小企業が長期資金を調達するために、新たに発行する社債の取得なども対象としています。

融資事例①

バイオガスプラント施設における発電設備の増設を支援 株式会社八重瀬堆肥センター

八重瀬町



● 事業概要

当社は八重瀬町内の複数の酪農家により共同で乳用牛のふん尿処理等を行うことを目的に設立されました。平成29年より町が有するバイオガスプラント施設の管理運営を担っており、乳用牛のふん尿と食品廃棄物を収集しバイオガス発電により電力を供給するほか、処理過程で発生する液肥等を町内農家に無償で提供しています。



● 融資内容

沖縄公庫は、既存発電設備の処理能力を超えるバイオガスの生成に伴い必要となる発電設備増設(能力増強)のための設備資金を融資しました。

● 融資効果

処理過程で発生する残さを堆肥製造の副資材に利用することで、コスト削減と品質向上が図られ、また、ふん尿の悪臭低減や地域農家の収益力向上など、地域社会の課題解決や活性化に加え、循環型社会の構築にも寄与することが期待されます。



融資事例②

電気バス導入を資本性ローンで支援 西表島交通株式会社

竹富町



● 事業概要

当社は、西表島において路線バス・貸切バス・タクシー運行業のほかレンタカー事業も手掛けるなど、島内交通を担う総合的な旅客自動車運送業者です。遊覧船事業やレストラン、土産品販売店などを運営するグループ企業と一体となって西表島の観光業を支えています。



● 融資内容

沖縄公庫は、老朽化した当社の路線バス及び貸切バスの更新投資に際し、新たに電気バス等を導入するための設備資金について、資本性ローンの融資を行いました。

● 融資効果

コロナ禍においても必要な車両の更新投資について、資本性ローンを活用することで、財務基盤の強化を図りながら対応することができました。また、電気バスの導入による燃料費削減効果に加え、環境負荷軽減等、持続可能な西表島観光の実現に貢献することが期待されます。



◎ ご利用いただける方

対象業種

建設業、製造業、運輸業等

※ゴム製品製造業の一部は、資本金3億円以下 又は 従業員900人以下

卸売業

小売業、飲食店

サービス業

※旅館業は、資本金5千万円以下 又は 従業員200人以下 ※サービス業のうちソフトウェア業、情報処理サービス業は、資本金3億円以下 又は 従業員300人以下

対象企業規模

資本金3億円以下 又は 従業員300人以下

資本金1億円以下 又は 従業員100人以下

資本金5千万円以下 又は 従業員 50人以下

資本金5千万円以下 又は 従業員100人以下

▼ 主な融資制度

(令和5年4月現在)

ご融資の種類	ご利用いただける方	資金の使いみち	ご融資の限度額	ご返済期間
沖縄創業者等支援貸付	次のいずれかに該当する方で、一定の要件を満たす方 ○新規市場の創出が見込まれる事業を新たに行う方 ○雇用の創出を伴う事業を新たに行う方 ○母子家庭の母又は父子家庭の父であって、事業を新たに行う方 ○経営多角化を図る方	設備資金	7億2,000万円	20年以内
		長期運転資金	2億5,000万円	7年以内
国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付	国際物流拠点産業集積地域、産業イノベーション促進地域内において事業を営む方又は当該事業の用に供する施設、設備の設置又は整備を行う方	設備資金	7億2,000万円	20年以内
		長期運転資金	2億5,000万円	7年以内
沖縄観光リゾート産業振興貸付	国又は県の観光関連施策に基づく整備地域において、観光リゾート産業の振興に寄与する事業を行う方	設備資金	7億2,000万円	20年以内
		長期運転資金 (増加運転資金に限る)	2億5,000万円	7年以内
セーフティネット貸付 (経営環境変化対応資金)	一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、社会的な要因による業況悪化により資金繰りに支障をきたしている方など	設備資金	7億2,000万円	15年以内
		長期運転資金	7億2,000万円	8年以内

このほかにも、事業の種類、資金の使いみちにより、さまざまな融資制度があります。

融資事例③

非対面型の自動車販売店出店を支援 有限会社宇根自動車

沖縄市

● 事業概要

当社は昭和54年に創業し、平成17年に法人成りした本部町の自動車小売業者です。現代表は平成23年に創業者であるお父様から事業承継したのち、積極的な営業活動や北部地域を中心とした店舗展開により、順調に事業を拡大しています。

● 融資内容

沖縄公庫は、顧客基盤の更なる拡大を図るため事業再構築補助金を活用して新たに沖縄市に店舗進出する当社の設備投資について、融資による支援を行いました。



● 融資効果

沖縄市の新店舗では、独自のアプリを活用することで、従来の対面型の顧客対応に加え、見積書の発行や代金決済などの非対面対応も可能となり、顧客利便性と生産性の向上が期待されます。

生 業 資 金

◎ 小規模事業者の経営の安定と成長を支援

生業資金は、経営の安定を図るために必要な小口の設備資金や運転資金を対象とし、主に小規模事業者に活用されています。

また、事業実績が乏しいなどの理由で一般の金融機関から融資を受けることが困難な新規開業者や創業間もない事業者にも活用されています。

◎ より利用しやすい資金として

生業資金には、担保の提供を希望しない又は提供が困難な方のために、無担保融資特例制度や新創業融資制度が設けられています。

また、「小規模事業者経営改善資金(マル経資金)」と「沖縄雇用・経営基盤強化資金(沖経資金)」は、商工会議所や商工会の推薦により無担保・無保証でご利用いただけます。

◎ 商工会議所・商工会等と連携

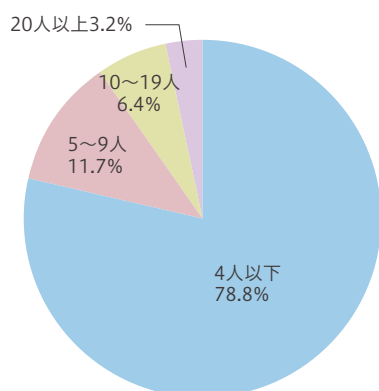
沖縄公庫は、商工会議所や商工会等と連携し、事務連絡会議や出張融資相談会を開催するなど、離島を含む県内各地の小規模事業者等への支援に努めています。



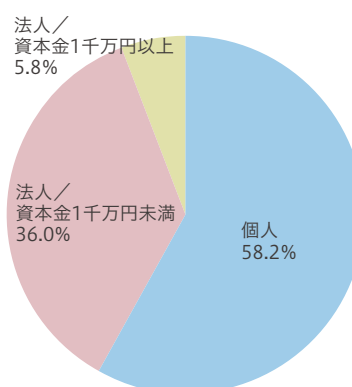
マル経・沖経連絡会議の様子

◎ 生業資金のご利用状況

▼ 従業者規模別融資構成比(件数)(令和4年度)



▼ 個人・法人別、資本金別融資構成比(件数)(令和4年度)



融資事例①

沖縄初、調剤ロボットの導入による薬局業務のDX促進を支援 株式会社くちサプライズ

豊見城市

● 事業概要

当社は、保育園施設の運営を目的として平成19年に設立され、現在は豊見城市において保育園を運営しています。令和2年8月には、沖縄県下で調剤薬局を展開する株式会社ジーセットメディカルより、「あいらんど薬局(豊見城中央病院前店)」の事業譲渡を受けて調剤薬局の運営を開始しました。

● 融資内容

沖縄公庫は、処方箋の確認や薬の調合・分包といった人手によるオペレーションの負担軽減を可能とする調剤ロボットの導入に必要な資金について、民間金融機関と協調して融資を実施しました。

● 融資効果

調剤ロボットの導入により、薬剤の在庫管理のシステム化による廃棄コストの抑制、調剤時間の削減に伴う薬剤師による服薬指導の充実、人手不足の解消などの生産性向上が図られるほか、調剤薬局における待ち時間の短縮など顧客サービスの向上にも寄与することが期待されます。



◎ ご利用いただける方

沖縄に住所を有し、独立して事業(※)を営む方(個人又は法人等)。
 ※投機的事業、一部の遊興娯楽業等は対象となりません。

▼ 主な融資制度

(令和5年4月現在)

ご融資の種類	ご利用いただける方	資金の使いみち	ご融資の限度額	ご返済期間
基本資金	事業を営む方 (ほとんどの業種の方にご利用いただけます)	設備資金	4,800万円	原則10年以内
		運転資金		原則5年以内
沖縄創業者等支援貸付	次のいずれかに該当する方で、一定の要件を満たす方 ○新規市場の創出が見込まれる事業を新たに行う方 ○雇用の創出を伴う事業を新たに行う方 ○母子家庭の母又は父子家庭の父であって、事業を新たに行う方 ○経営多角化を図る方	設備資金	7,200万円	20年以内
		運転資金	4,800万円	7年以内
沖縄離島・北部地域振興貸付	沖縄県内の離島及び北部地域(名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町)において産業の振興及び経済の活性化に資する事業を行う方	設備資金	7,200万円	20年以内 <small>県内の離島における貸家・貸間業は30年以内</small>
		運転資金	4,800万円	7年以内
小規模事業者経営改善資金(マル経資金)	商工会議所、商工会の経営指導を受けている小規模事業者で、商工会議所会頭、商工会会長の推薦を受けた方	設備資金	2,000万円	10年以内
		運転資金		7年以内
沖縄雇用・経営基盤強化資金(沖経資金)	商工会議所、商工会の経営強化指導を受けている特定規模事業者で、商工会議所会頭、商工会会長の推薦を受けた方	設備資金	2,000万円	10年以内
		運転資金		7年以内
セーフティネット貸付(経営環境変化対応資金)	一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、社会的な要因による業況悪化により資金繰りに支障をきたしている方など	設備資金	4,800万円	15年以内
		運転資金		8年以内

このほかにも、事業の種類、資金の使いみちにより、さまざまな融資制度があります。

融資事例②

恩納村初のクラフトビール醸造・販売を支援 株式会社シーフォー

恩納村

- **事業概要** 当社は平成22年に設立された恩納村のダイビング業者で、万座、新原ビーチを拠点として主に県外からの観光客向けにダイビング及びマリンスポーツサービスを提供しています。

- **融資内容** 沖縄公庫は、コロナ禍におけるダイビング客の減少を受けてクラフトビールの醸造及び販売を新たに手掛け、事業再構築に取り組む当社に対して、醸造設備や販売施設の設置に必要な資金を融資しました。

- **融資効果** 事業多角化による収益基盤の強化が見込まれるほか、恩納村で醸造・販売されるクラフトビールの誕生により、北部地域における観光産業振興及び地域経済活性化に寄与することが期待されます。



生活衛生資金

◎ 衛生水準の向上と近代化を支援

生活衛生資金は、飲食店、喫茶店、旅館業、理容業、美容業、クリーニング業等の生活衛生関係営業を営む方が、店舗の新築や増改築あるいは設備の取得などに要する資金のほか、運転資金もご融資の対象としています。また、無担保・無保証の「生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(衛経資金)」の制度も設けています。

沖縄公庫は、日常的に県民生活と密接に関わる生活衛生関係の営業について、生活衛生同業組合の自主的活動や保健所を通じた衛生面での指導、沖縄県生活衛生営業指導センターによる経営面での指導などと連携しながら、生活衛生関係営業者の衛生水準の向上と近代化、合理化を支援しています。

◎ ご利用いただける方

飲食店、喫茶店、食肉販売業、食鳥肉販売業、冰雪販売業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、一般公衆浴場業、クリーニング業などを営む方。

なお、業種ごとの生活衛生同業組合等の経営指導に基づいて経営の改善を図る小規模事業者の方は、無担保・無保証の融資制度「生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(衛経資金)」もご利用いただけます。

▼ 主な融資制度

(令和5年4月現在)

ご融資の種類	資金の使いみち	業 種	ご融資の限度額	ご返済期間	
一般設備貸付	営業に必要となる機械・器具等の購入、店舗等の新築、増改築、改装、買取、入居保証金等の設備資金	一般公衆浴場業	3億円	30年以内	
		興行場営業 サウナ営業	2億円		
		旅館業	4億円	13年以内	
		クリーニング業 (取次業に業態転換された方)	1億2,000万円 (振興事業貸付(設備資金)と合わせて4,800万円)		
		飲食店、喫茶店 美容業、理容業 食肉販売業 食鳥肉販売業 冰雪販売業	7,200万円		
振興事業貸付	振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員が必要とする設備資金及び運転資金	興行場営業 旅館業	7億2,000万円	20年以内 (一定の要件を満たす場合 な30年以内)	
		クリーニング業 (取次業に業態転換された方)	3億円 (一般設備貸付と合わせて4,800万円)		
		一般公衆浴場業	1億5,000万円 (一般設備貸付とは別枠)		
		飲食店、喫茶店 美容業、理容業 食肉販売業 食鳥肉販売業 冰雪販売業	1億5,000万円		
		運転資金	上記全業種 (クリーニング業で取次業に業態転換された方)	5,700万円 (4,800万円)	7年以内
生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(衛経資金)	生活衛生同業組合等の実施する経営指導に基づいて経営改善を行うために必要な資金	上記全業種	2,000万円	設備:10年以内 運転:7年以内	

融資事例

イタリアンレストランの開業を支援 合同会社DUE

那覇市



● 事業概要

当社は本格派のイタリアンを提供する飲食事業者です。令和3年に本部町浜元で完全予約制のレストランpescheria due(ペスケリア ドゥエ)を開業し、令和4年には那覇市泊にてカジュアルスタイルの2店舗目osteria due(オステリア ドゥエ)を開業するなど積極的な事業拡大に取り組んでいます。



● 融資内容

沖縄公庫は、創業時の1店舗目に引き続き、2店舗目の出店資金について、民間金融機関と協調して融資を行いました。



● 融資効果

民間金融機関との協調融資により、創業期にある当社の店舗展開が円滑に進んだほか、新店舗の出店による地域経済の活性化が期待されます。



韓国料理舞鶏 神元 舞 様

神元さん(以下敬称略)は令和5年3月に創業し、那覇市内にて韓国料理店を営む事業者です。店舗立ち上げにあたっては、簿記資格の取得や韓国料理店を営む知人のもとで料理の経験を積むなどの準備に努め、開店後は顧客とのコミュニケーションを大事にした店舗経営を従業員と一体となって取り組んでいます。従業員とともに学びながら、出来ることを積極的に実行し、試行錯誤を繰り返すことで、10年20年と長く愛される店舗を目指しています。

経営者としてのモットーや経営で意識していることについてお聞かせください。

神元 今年の3月から店舗経営を始めて4か月が経ちましたが、日々勉強をモットーにしています。初めてのことばかりなので、周りの人たちのアドバイスや従業員の声を聴き、出来ることを実行し、試行錯誤しながら従業員とともに学んでいきたいと思っています。

この店舗を出店するきっかけとなったのは、鶏一羽を丸ごと使った韓国の鍋料理、タッカンマリとの出会いでした。もともと韓国が好きでよく通っているうちにタッカンマリに魅了され、この料理を沖縄でも広めたいと思うようになり、自ら出店することを考えるようになりました。周囲に創業の相談をしている中で、知人から物件売却の話を受けたところから計画が具体化し、そこで一念発起して創業を決意しました。経営者になるのであればしっかり勉強しなければと考え、働きながら簿記の資格を取得し、韓国料理店を営む知人のもとで料理の経験を積むなど、準備に努めてきました。全てが初めてのことで、従業員の給料が払えなくなったらとの不安もあり、出来ることにはなんでも取り組む姿勢でいようと思っています。

オープンしてからは、SNS・広告グルメサイトなどの活用やデリバリーサービスでのランチ提供など、認知度向上に積極的に取り組んでいます。フライヤーの配布についても検討しており、多くの店舗に置いてもらえるよう掛け合っているところです。

そのような取組みもあって足元では新規のお客が増えてきたため、次のステップとしてリピーターの獲得が課題だと捉えています。そのためにはお客様とのコミュニケーションが重要だと考えています。お客様の顔を覚えるだけでなく、好きな料理を把握し、積極的に声をかけています。また、従業員にも同じような接客を心がけるよう指導しており、店舗全体でお客様とのコミュニケーションを図ることで、良い雰囲気づくりが出来つつあります。

創業して間もないですが、お客様から10年20年と長く愛される店舗となるのが、今の目標です。

競合他店との差別化についてお聞かせください。

神元 店舗の位置する壺屋通りは国際通りにも近く、韓国料理店も多いのですが、タッカンマリを専門にしている店舗は少ないため、韓国料理店を始めるならメインはタッカンマリと決めていました。また、タッカンマリは鶏一羽を丸ごと使った鍋料理なので、下準備やスープの仕込みに時間がかかることから事前予約制としたり、料理の提供に時間を要する店舗が多いのですが、当店では仕込み作業の分業化やマニュアル化を行うことで、どのスタッフでも仕込み作業が容易にできるようにしており、そのため短時間で料理の提供が可能となっています。

沖縄公庫をはじめとする金融機関へ期待することについてお聞かせください。

神元 もともと沖縄公庫という存在自体を知りませんでしたが、店舗出店を決めて周囲に相談する中で沖縄公庫への相談を勧められ、そこで初めて知りました。資金調達については親族や友人から支援を受けることも考えましたが、今後の経営を見据えたときには金融機関との関係構築が重要と思い、沖縄公庫に相談に伺いました。私自身金融機関へ相談に行くことを想像したこともなく、初めて沖縄公庫に足を踏み入れたときはとても緊張しました。相談する際は事業に対する熱意が大切、という知人からのアドバイスを受け、自分の気持ちを上手く伝えられるか不安だったので、作文を書いて持っていき事業への想いを素直に話しました。そうすることで、担当者の方から親身にアドバイスをいただき、分からないことはすぐ問い合わせられる関係性を持つことができました。今回の経験で、これから事業拡大をする際にも気軽に相談できるというイメージを持つことができたと感じています。

若い方には、創業したいと考えていても、私のように融資の相談に行くこと自体をハードルと感じる方が多いと思います。沖縄公庫をはじめとする金融機関には、そのような方に寄り添い、身近に感じられる場所であることを期待しています。

これから創業を考えている方にメッセージをお願いします。

神元 まずは行動に移すことが重要だと思います。若い方でも自分のお店を持ちたいと考えている人は多いと思いますが、結局できないだろうと諦めてしまう方も多くはないかと思っています。いきなり金融機関へ相談に行くのは難しいかもしれませんが、私の場合は、まず祖母や母など周囲の方からサポートやアドバイスをもらいました。一人で頑張ろうと抱え込まずに、積極的に周りの人に頼ることも大事だと思います。



コラーゲン豊富で身体にも優しいタッカンマリ

医療資金

◎ 医療施設の整備促進に大きな役割

医療資金は、沖縄の地域医療体制整備と施設の充実、医療水準の向上を図るため、病院、介護老人保健施設、診療所、医療従事者養成施設などの新築資金や増改築資金、医療機器の購入資金、長期運転資金の融資を対象とし、医療環境の充実に貢献しています。

◎ 医療技術の高度化、質の向上に対応

近年、沖縄の医療施設は患者の療養環境の改善や高度な医療技術の提供など、医療の質的向上、高度化が進んでいます。医療資金は、国の施策や沖縄県の施設整備計画を踏まえながら、医療施設の幅広い資金需要に対応しています。



診療所



介護老人保健施設

融資金事例

沖縄県南部医療圏の高度急性期医療を担う中核病院建設を支援 社会医療法人友愛会 友愛医療センター

豊見城市

● 事業概要

社会医療法人友愛会は、沖縄本島南部地域において、友愛医療センター（令和2年8月移転開院）、豊見城中央病院、豊崎クリニック、健康管理センター及び介護老人保健施設友愛園を運営し、地域の中核として医療・保健・福祉事業を展開しています。

● 融資内容

沖縄公庫は、老朽化・狭隘化していた高度急性期医療を担う中核病院の移転・新築に必要な資金に対し、民間金融機関と協調して融資を行いました。

● 融資効果

中核病院の移転・新築により、地域で提供される医療サービスの充実及び災害発生時の拠点病院としての機能向上が期待されます。



◎ご融資の対象となる施設等

病院、介護老人保健施設、介護医療院、診療所、助産所、指定訪問看護事業、医療従事者養成施設

▼主な融資制度

(令和5年4月現在)

資金の使いみち	施設の種類の	ご融資の限度額 ^(※2)	ご返済期間
施設等の新設 ^(※1)	病 院	7億2,000万円 (ただし、所要額 ^(※3) の70%以内)	耐 火 30年以内 その他 20年以内
	介護老人保健施設		
	介護医療院	12億円 (ただし、所要額 ^(※3) の90%以内)	耐 火 20年以内 その他 15年以内
	診 療 所	5億円 (ただし、所要額 ^(※3) の70%以内)	
現に開設している施設の増改築	病 院 ^(※4)	7億2,000万円 (ただし、所要額 ^(※3) の70%以内)	耐 火 30年以内 その他 15年以内
	介護老人保健施設		
	介護医療院	12億円 (ただし、所要額 ^(※3) の90%以内)	耐 火 20年以内 その他 15年以内
	診 療 所	5億円 (ただし、所要額 ^(※3) の70%以内)	
新設に伴い必要な機械器具等の購入 ^(※5)	介護老人保健施設	5,000万円 (ただし、購入価格の70%以内)	5年以内
	介護医療院	5,000万円 (ただし、購入価格の90%以内)	
	診 療 所	2,500万円 (ただし、購入価格の80%以内)	
新設に伴い必要な運転資金	介護老人保健施設	1,000万円 (ただし、所要資金の70%以内)	3年以内
	介護医療院	1,000万円 (ただし、所要資金の90%以内)	
	診 療 所	300万円 (ただし、所要資金の80%以内)	
経営の安定化を図るための運転資金 ^(※6)	病 院 ^(※7)	1億円	5年以内 (ただし、特に必要と認められるときは7年以内)
	介護老人保健施設	1億円	
	介護医療院	1億円	
	診 療 所 ^(※7)	4,000万円	

(※1)施設等の新設に伴う資金は、新築資金として取扱い、原則として開設地が病床の不足している地域(病院又は有床診療所の場合)、又は計画病院が特殊な診療計画を予定している場合などに限られます。

(※2)未耐震の病院が行う耐震化整備に係る資金については、所要額の95%が限度額となるほか、離島・過疎地域における施設の新築・増改築資金などについても、上記の限度額を超える特例があります。

(※3)所要額は、建築工事費と設計監理費等となります。造成工事費等は含めません。

(※4)病床充足地域におけるご融資の限度額については、所要額の60%以内となります。

(※5)高額な先進医療機器(1品の価格が5,000万円以上)については、7億2,000万円(ただし、購入価格の80%以内)を限度に、病院に対してもご融資できる場合があります。

(※6)原則として公庫による経営診断を受けていただきます。また、持分なし医療法人へ移行する際に必要となる経営の安定化を図るための運転資金については、病院、介護老人保健施設、介護医療院、診療所いずれも限度額2億5,000万円、ご返済期間10年以内となります。

(※7)地域医療構想の達成に向けた取組みを実施する医療機関として、都道府県が位置付けた病院等に該当する場合は、限度額について病院は5億円、診療所は3億円となり、ご返済期間については病院、診療所ともに10年以内(据置4年以内)となります。

●離島・過疎地域の特例

沖縄は多くの離島を抱えることから、県民が等しく医療サービスの恩恵を受けられるよう離島・過疎地域での医療施設の整備を進める必要があります。こうした離島・過疎地域での病院などの新築や増改築に要する資金に融資限度額の特例を設けております。

農林漁業資金

◎ 生産の安定化と地域特性を生かした「おきなわブランド」の確立のため、幅広い分野の資金需要に対応

農林漁業資金は、農林水産業の生産基盤の整備と生産力の維持・向上を図るため、農地の取得をはじめとする農林漁業の生産等に必要な施設の取得や設備の改良などの設備資金や、果樹の植栽、家畜取得、肥料・飼料購入などに必要な長期運転資金を対象としています。

沖縄公庫は、農林水産業を取り巻く環境が厳しいなか、経営意欲と能力のある農林漁業の担い手の経営改善、安定した生産供給体制の確立及び地域特性などを生かした「おきなわブランド」の確立、農林漁業者が災害などで被害を受けた際の経営再建に必要な資金など、幅広い分野の資金需要に対応し、農林漁業者を支援します。

また、農業経営アドバイザーを養成し、農業経営に関する様々なご相談に対応できるよう取り組んでいます(令和5年3月末現在の有資格者4名)。

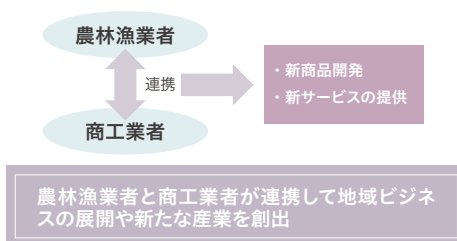
◎ 6次産業化や農商工連携を支援

沖縄公庫は、農林水産物の生産だけではなく、加工・販売に取り組む農林漁業者や、農商工連携に取り組む方、農林漁業者などとの連携により県内農林水産物の加工・販売に取り組む食品製造・販売業者を支援します。

▼ 6次産業化のイメージ



▼ 農商工連携のイメージ



融資事例①

デリカ食品製造工場の移転新築に伴う設備投資を支援 ジーケイフーズ株式会社

うるま市



● 事業概要

当社は、株式会社ぐしけん(パン製造業者)の子会社として平成24年に設立されました。沖縄ファミリーマートの指定工場として、弁当・惣菜・おにぎり・サンドイッチ類の開発・製造を行っており、一日に4万食以上を製造し、年間約250~300種類の新商品を開発しています。

● 融資内容

沖縄公庫は、老朽化と狭隘化が進む工場の移転新築及び能力増強・増産体制構築のための設備投資に対して、民間金融機関と協調して融資を行いました。

● 融資効果

本件は、県内で初めて農業競争力強化支援法における農林水産省の認定を受けた事業再編計画に基づくものであり、計画に沿った設備投資の実行により、パッケージカット野菜に対応できる製造ラインの導入や国産野菜にこだわった付加価値の高い商品の開発等、当社の生産性の向上と収益基盤の強化が期待されます。



融資事例②

製糖期における働き方改革に対応した設備投資を支援 久米島製糖株式会社

久米島町

● 事業概要

当社は、砂糖のベースとなる粗糖を製造する砂糖製造業者です。原料であるサトウキビは、すべて久米島町内のサトウキビ農家から仕入れています。

● 融資内容

沖縄公庫は、令和4年度分蜜糖製造合理化対策事業として当社が実施するボイラー電気統合自動制御装置設備の導入計画に対して、設備資金の融資を行いました。

● 融資効果

現在、沖縄県内の砂糖製造業者は、製糖期における季節的な業務量に対応した働き方改革を進めています。当社においても、ボイラー室と電気室を統合した自動制御設備を導入することにより、1直あたりの人員が削減されることで2交代制から3交代制への変更が可能となるなど、労働環境の改善と生産性の向上が期待されます。



◎ご利用いただける方

○農業(畜産業を含む)、林業及び漁業を営む方 ○農林畜水産物の加工・流通・販売の事業を営む方

▼主な融資制度

(令和5年4月現在)

ご融資の種類	資金の使いみち	ご融資の限度額	ご返済期間
農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	○農地や採草放牧地の取得に必要な資金 ○農地等の改良や造成等に必要な資金 ○農業経営のための施設や機械等の取得に必要な資金 ○農産物の加工処理・流通・販売のための施設等の取得に必要な資金 ○家畜の購入・育成、果樹等の新改植・育成などに必要な資金	個人 3 億円 (特認6億円) 法人 10 億円 (特認30億円)	25年以内
経営体育成強化資金	○上記スーパーL資金と同じ ○制度資金等の償還負担軽減のために必要な資金	負担額の80% ただし 個人・農業参入法人 1億5,000万円、 法人・団体5億円	25年以内
農業改良資金	農商工等連携を行う方等が ○新たな農業部門を開始するために必要な資金 ○農産物又は加工品の新たな生産方式を導入するために必要な資金	個人 5,000万円 法人・団体 1億5,000万円	12年以内
青年等就農資金	○新たに農業経営を開始する方が施設や機械等の取得、家畜の購入等に必要な資金	3,700万円 (特認1億円)	17年以内
農林漁業セーフティネット資金	○災害等により被害を受けた経営の再建に必要な資金又は社会的、経済的な環境の変化等により資金繰りに支障を来している場合等の経営の維持安定に必要な資金	一般600万円 特認年間経営費等の 6/12以内	15年以内
水産加工施設資金	○水産動植物を原料又は材料として使用する製造又は加工に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金	所要額の8割	15年以内
特定農産加工資金	○特定の農畜産物の加工施設の改良、造成又は取得に必要な資金		25年以内
おきなわブランド振興資金	○県の認定と主務大臣の指定を受けた拠点産地で生産される農林水産物(戦略品目)について、その競争力を強化する事業に必要な資金	農林漁業者: 設備7,200万円 運転4,800万円 加工・製造、流通、販売業者: 所要額の8割	15年以内
沖縄農林畜水産物等起業化支援資金	○農林畜水産物等を用いた製品の開発又は農林畜水産物の品種改良を行うために必要な資金	4,800万円	8年以内

このほかにも、資金の使いみちにより、さまざまな融資制度があります。

融資事例③

作業効率化に資するトラクターの導入を支援 庄司 幸一郎 様 庄司 育子 様

名護市

● 事業概要

大阪出身の庄司さんは平成29年に就農した認定新規就農者で、ご夫婦でオクラ、スナップエンドウ、バナナ、スイートコーン、レッドキャベツ等、多品目の野菜・果物の栽培を行っています。

● 融資内容

沖縄公庫は、植え付け過程の効率化に資するトラクターの購入に対して、融資を行いました。

● 融資効果

トラクターの導入により、従来手作業だった土壌づくり等も機械化され、作業時間が大幅に削減されました。また、植え付け過程の作業効率化が図られたことで、作付面積の拡大、収益向上にも寄与しています。



住宅資金

◎「住まい」に関するバックアップ

住宅資金は、災害復興住宅の建設等、省エネルギー対応・サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設、個人住宅・マンション共用部分等のリフォーム、個人向け住宅建設等に対応しています。

◎居住水準の一層の向上を目指して

住宅の質に対するニーズが多様化、高度化する一方で、省エネルギー・省資源という地球環境への配慮が求められています。また、高齢者の居住の確保に配慮した居住環境の整備などの推進も同様に求められています。沖縄公庫は、融資制度の活用を通じて、ゆとりと豊かさを実感できる住生活の実現を支援します。

◎都市開発事業等のまちづくりを支援

都市開発事業等のまちづくりに関するニーズに対し、積極的な支援を行います。

融資事例①

老朽化分譲マンションの建替え事業を支援 丸竹ファミリーマンション建替組合（平成28年11月解散）

那覇市

● 事業概要

当組合は、那覇市小祿の丸竹ファミリーマンションの区分所有者が、法律に基づき設立したもので、平成25年5月1日付で那覇市から認可された県内初のマンション建替組合です。同マンションが築39年と老朽化し、高齢者世帯の生活に不便を来していたことから、地上12階建て22戸の分譲マンションへの建替えを実施しました。

● 融資内容

沖縄公庫は都市居住再生資金を適用し、建設費等の融資を行いました。

● 融資効果

昭和56年6月以降に建築されたマンションについては、巨大地震発生時の倒壊・崩壊の危険性が低いといわれますが、それ以前に建築されたものについては、耐震改修や建替えが喫緊の課題となっています。特に、マンションの建替えには多額の費用を要することから、建替え後の住戸（保留床）の売却収入による負担軽減が事業の実現に欠かせません。沖縄公庫は、本件建替え事業に対し、着工から建替え後の保留床売却までの安定的な資金供給を通して、円滑な事業遂行を支援しました。

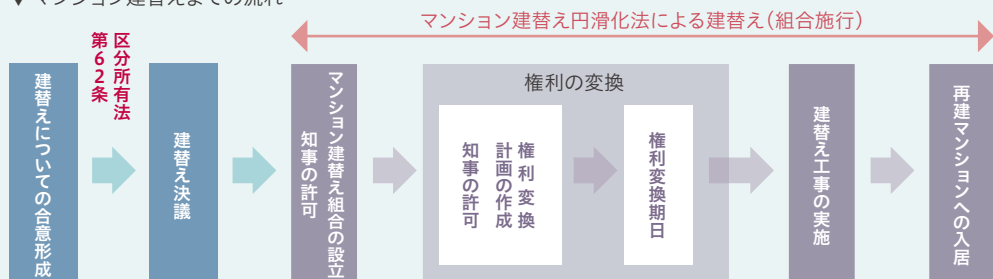
▼ 建替え後（竣工時）



▼ 建替え前



▼ マンション建替えまでの流れ



◎ 主な融資制度

(令和5年4月現在)

ご融資の種類	ご利用いただける方	ご返済期間
賃貸住宅融資 (公庫本店で取り扱います)	公庫が定める基準を満たす省エネ賃貸住宅、サービス付き高齢者向け賃貸住宅を建設する方	35年以内
リフォーム融資	自ら居住する住宅、賃貸住宅等の耐震改修工事等を行う方	20年以内
	分譲マンションの共用部分(外壁、階段、廊下、エレベーター、給・排水管など)を修繕する管理組合	10年以内 (耐震改修工事等20年以内)
財形住宅融資	自ら所有及び居住するための住宅を建設・購入又はリフォームする方 ①一般財形貯蓄・財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄のいずれかを1年以上継続して行っている方 ②申込日における財形貯蓄残高が50万円以上ある方 ③申込日前2年以内に財形貯蓄の預入れを行っている方 ④事業主(勤務先)から負担軽減措置を受けられる方 (リフォームを除く)	新築住宅建設・購入 35年以内 中古住宅購入 (マンション・一戸建て等) 25年以内 優良中古住宅購入 (マンション・一戸建て等) 35年以内 リフォーム 20年以内
マイホーム新築融資 建売住宅購入融資	自ら所有及び居住するため、床面積80㎡以上175㎡以下の住宅を建設又は購入する方	35年以内

(注)マイホーム新築融資・建売住宅購入融資の貸付対象者は、年収800万円以下(事業所得者にあつては、所得金額が600万円以下)の方に限定しております。

都市居住再生資金	分譲マンションの建替え、再開発事業等に対する融資制度です。
----------	-------------------------------

融資事例②

那覇市の新たな交流拠点となる農連市場地区の再開発事業を支援 那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合

那覇市

● 事業概要

当組合は平成26年5月30日付、県知事認可を受け設立された組合であり、農連市場地区防災街区整備事業の施行者です。那覇市樋川の農連市場を核とした地域の事業として、施行面積3.1ha内に店舗棟、駐車場棟、住宅棟などの施設建築物の建設、及び幹線道路(那覇市道)の整備等がなされます。平成27年11月10日に権利変換計画の認可を受け同年度に着工、令和2年春に完成しました。

● 融資内容

沖縄公庫は都市居住再生資金を適用し、本事業の調査・設計段階から建設工事・保留床売却に至るまで、安定的な資金供給を通して、円滑な事業遂行を支援しました。

● 融資効果

本事業は、「人とものが行き交い、マチグワー文化を継承するにぎわい豊かな街」をコンセプトに、「衣食住遊」が融合した商業活動拠点として再生を図るとともに、防災機能を確保した災害に強い安全・快適な「まちづくり」をビジョンとして掲げています。農連市場地区の経済活性化、防災機能の確保、住宅の整備による「まちなか居住」を推進することから、中心市街地の活性化に大きく寄与するものと期待されます。



教育・恩給担保資金

教育資金は、向上心ある皆さまの夢をかなえる安心のサポートです。

沖縄公庫は、学ぶ機会の確保とご家庭の経済的負担の軽減を図るため、教育資金を取り扱っています。高校・専門学校・大学等の入学時、在学時に必要な資金として、多くの方々にご利用いただいております。

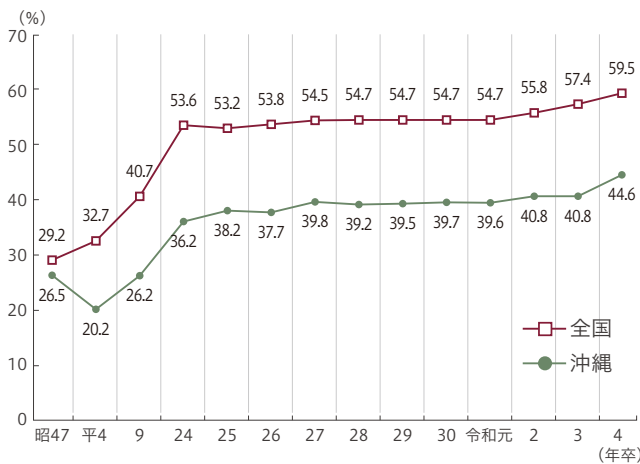
◎ 沖縄県の大学等進学率

沖縄県における大学・短期大学(以下、「大学等」という)進学率は、全国と比較して低い水準にあります。

昭和47年3月と令和4年3月の大学等進学率を比べると、沖縄県は18.1%ポイント(%P、以下同じ)の増加にとどまっており、全国の30.3%Pを下回っています。また、全国との差も昭和47年3月の2.7%Pから令和4年3月には14.9%Pに差が拡大しています。その一方で、専修学校への進学率は、令和4年3月で全国2位となっています。

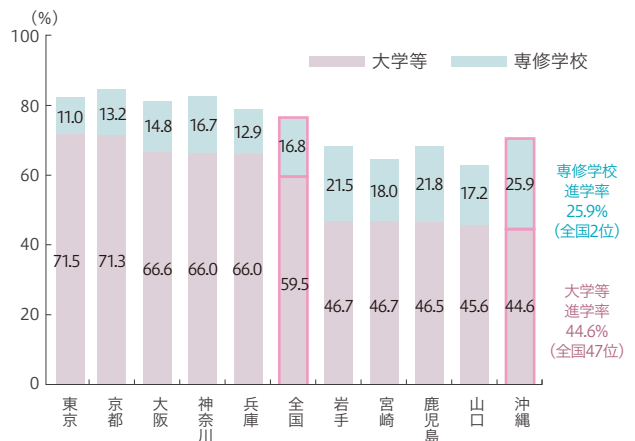
沖縄公庫は、低い県民所得や多くの有人離島が存在するという沖縄の環境を踏まえ、利用者のニーズに即した累次の制度拡充を図り、学ぶ機会の確保とご家庭の経済的負担の軽減に努めています。

▼ 大学等進学率の推移(沖縄と全国)



資料：文部科学省総合教育政策局調査企画課「学校基本調査」

▼ 専修学校等進学率(令和4年3月末)

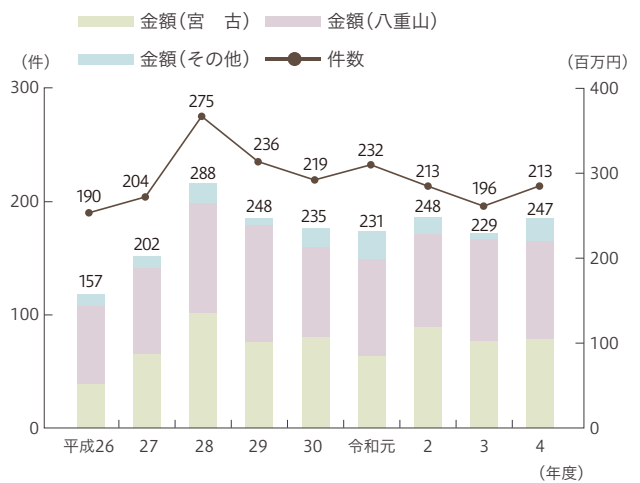


◎ 「教育離島特例制度」の実績

平成22年度に、沖縄県内離島の人材育成を金融面から支援するため、離島に住所を有する方に対する教育一般資金貸付の金利優遇制度を創設しました。

教育離島特例制度の利用実績は、平成22年度から令和4年度までの累計で2,665件、26億80百万円となっています。

▼ 「教育離島特例制度」の実績(直接貸付)



◎ 「沖縄人材育成資金」の実績

平成24年度に、経済的理由により高等教育機関への進学を断念することなどを極力防ぐことを目的に、沖縄人材育成資金(教育一般資金を限度額まで利用されている方が別枠で融資を受けられることができる制度)を創設しました。

▼ 「沖縄人材育成資金」の実績

(単位：件、百万円)

	平成30	令和元	2	3	4年度
件数	278	264	97	115	100
金額	282	236	89	108	101

◎ご利用いただける方

高校・専門学校・大学等に入学・在学される方の保護者又はご本人が対象となります。

▼教育資金の概要

(令和5年4月現在)

ご融資の種類	ご融資の限度額	ご返済期間	うち据置期間
一般貸付	学生・生徒お一人につき350万円 (自宅外通学、大学(修業年限5年以上(昼間部))、大学院、海外留学(修業年限3ヵ月以上)する資金として利用する場合は、450万円以内)	18年以内	在学期間以内
沖縄人材育成資金	学生・生徒お一人につき200万円 (原則、一般貸付の限度額までご融資を受けられている方が対象)	20年以内	

◎特例制度

沖縄公庫は、学ぶ機会の確保とご家族の経済的負担の軽減、離島地域における人材の育成、ひとり親家庭の親の学び直しといった政策的な観点から、金利を優遇する特例制度を設けています。

[制度の名称] 教育離島特例、母子家庭・父子家庭特例、所得特例、年収200万円以下世帯特例、
教育ひとり親特例、多子特例、交通遺児家庭特例

◎制度説明会の開催

沖縄公庫は、高等学校等のご要望に応じて教育資金の制度説明会を開催しています。また、各学校等で行われる制度説明会に積極的に参加し、教育資金制度の周知に努めています。



制度説明会の様子

恩給などを担保としてご融資しています。

恩給担保資金は、恩給などを担保としてご融資する制度で、事業資金や消費資金など幅広くご利用いただけます。

▼恩給担保資金の概要

(令和5年4月現在)

ご利用いただける方	資金の使いみち	ご融資の限度額	ご返済期間	ご返済方法
恩給などを受けている方	事業資金又は消費資金	250万円	4年以内	恩給などの給与金等を公庫が受け取り、元利金などに充当します。

高校生を対象とした起業家教育を実施

沖縄公庫は、日本公庫が主催する「想像力、無限大∞高校生ビジネスプラン・グランプリ」を後援しています。令和4年度はご要望のあった県内5校の高校生の皆さまに対し、ビジネスプランの作成を支援する出張授業を実施しました。

第10回(令和4年度)の同グランプリでは、沖縄県立北部農林高等学校のチーム「ムジっ娘」のプラン「身体も地域も元気にイエ〜イ。〜事業を繋ぐ18パンの思い〜」が、過去最多となる応募総数4,996プランの中から、県内高校で初となる審査員特別賞を受賞しました。

沖縄公庫は、高校生がビジネスプランを作成する過程において、多様なもの見方や自ら未来を切り拓いていける力を養えるよう、若者の起業マインドの育成を推進します。

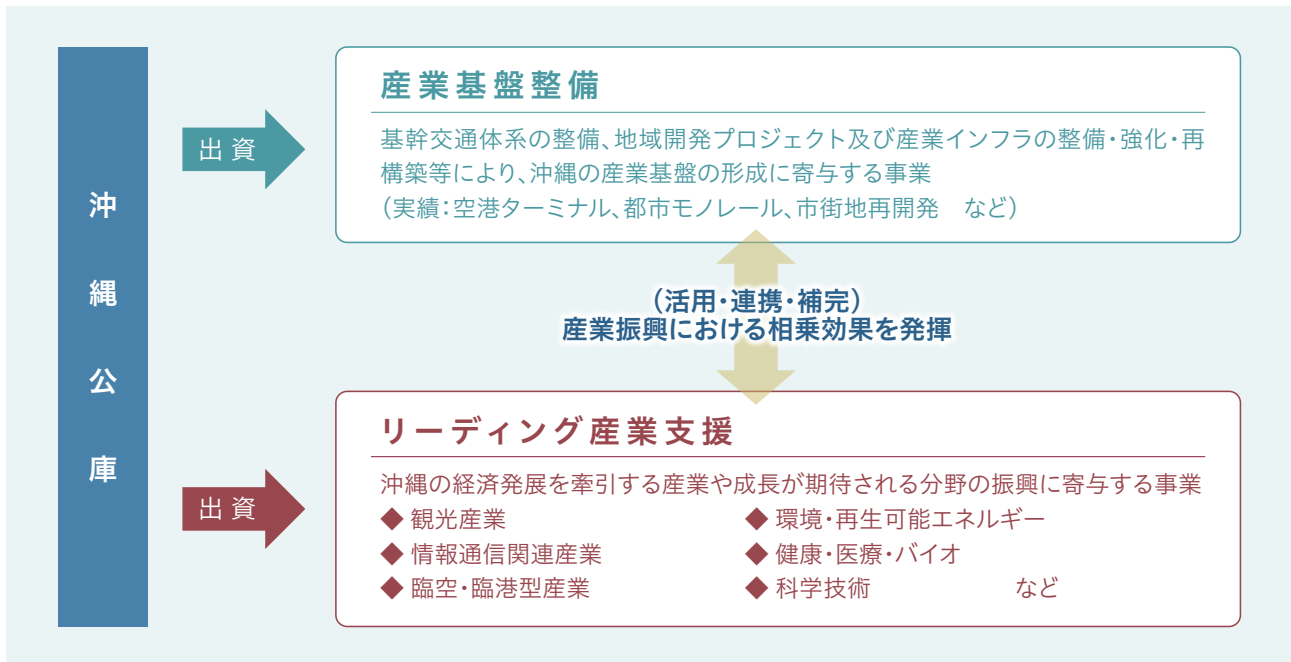


出 資（産業基盤整備、リーディング産業支援）

◎ 地域開発、地域企業の成長に必要な長期安定資金の供給

沖縄公庫の出資は、沖縄における産業の振興開発を図るうえで特に政策意義の大きな事業に対して、長期安定資金を供給することにより、民間金融を補完し、当該事業の経営基盤強化を図ることを目的としています。

これまで、出資機能を活用して、基幹交通体系の整備や市街地の再開発など大規模な地域開発プロジェクトの実現に取り組むほか、沖縄のリーディング産業に関連する企業の事業拡大など競争力強化に必要な資金を供給することにより、沖縄振興を積極的・戦略的に推進しています。



◎ ご利用いただける方

沖縄において産業の振興開発に寄与する事業を営む企業等（設立中の企業等を含みます）又は沖縄において営まれる産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金の供給を行う企業等（銀行その他の金融機関を除きます）にご利用いただけます。また、事業再生等の一定の要件を満たす場合、商法上の匿名組合等への出資も可能です。

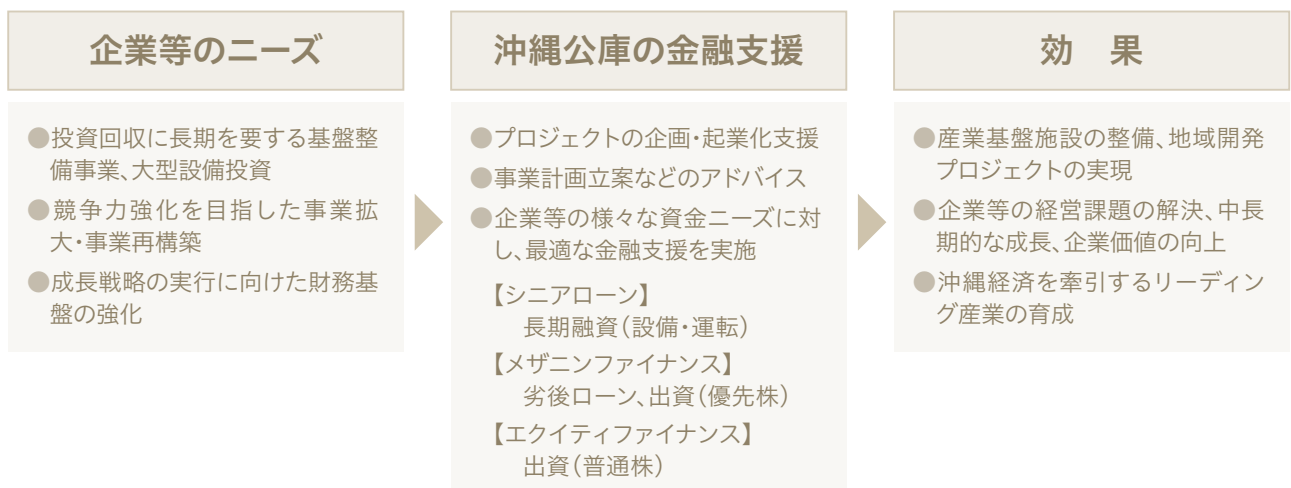
◎ 出資の限度額

事業に必要な資本の額の50%以内です。

なお、融資等と併せてご利用いただけます。その場合、出融資等の合計額の限度は、所要資金の70%以内です。

◎ 出資の手続き

出資の実行に際しては、主務大臣の認可が必要です。



出融資事例(産業基盤整備)

沖縄の空の玄関口の拡大、機能向上を支援 那覇空港ビルディング株式会社



● 事業概要 当社は、平成4年12月に那覇空港旅客ターミナルビルの建設、管理、運営を目的として設立された第三セクターです。

● 出融資内容 沖縄公庫は国の航空政策に基づき、国内線旅客ターミナルビルの増築及び新国際線ターミナルビル建設を支援するため、出資を行いました。また、那覇空港乗降客数の増加に対応するための、国内線ビルと国際線ビルを拡張・一体化した際内連結ターミナル施設の建設資金について融資を行いました。



● 出資効果 那覇空港は、世界から選ばれる持続可能な観光地を目指す沖縄の空の玄関口であり、沖縄振興を支える交通インフラとして重要な役割が求められています。空港ターミナルビルの利便性、快適性、機能性向上は、沖縄観光のブランド力強化に大きく寄与するものと期待されます。

新たな産業クラスターの中核となる国内初のMRO事業を支援 MROJapan株式会社



● 事業概要 当社は、平成27年6月にANAホールディングス(株)の100%出資により設立された航空機整備会社(MRO: Maintenance, Repair, Overhaul)です。ANA及びパートナーエアラインの中・小型機の機体ドック整備及び大型機の塗装を手掛けており、沖縄移転に伴う同事業の拡大を企図しています。

● 出資内容 沖縄公庫は、当社事業の円滑な立ち上がり民間資本の誘導を図るため、出資を行いました。

● 出資効果 同事業は、「沖縄21世紀ビジョン基本計画(平成24年度～令和3年度)」を基に沖縄県が描いた「沖縄県アジア経済戦略構想」の重点戦略の一つである航空関連産業クラスターの旗艦事業です。沖縄の地理的優位性を活かし、国内初のMRO事業を中心とした新たな産業クラスターを創出するとともに、関連する企業の誘致やビジネスの展開等による経済及び雇用効果、航空産業の振興と地方創生に大きく貢献するものと期待されています。



出資事例(リーディング産業支援)

八重山地域の観光振興に向けた(離島初の)リーディング産業支援出資 宮平観光株式会社



● 事業概要 当社は石垣市にて「南の美ら花ホテルミヤヒラ」を運営するホテル事業者で、昭和28年創業の老舗企業です。また、当社を中核とする企業グループ「美ら花グループ」(7社)を形成しており、リネンサービスやマリッジなどの観光関連事業を幅広く展開し、長年、八重山圏域の観光振興に貢献しています。

● 出資内容 当社は、更なる事業成長に向けた新たなホテル棟の整備や滞在型観光メニューの充実に取り組んでおり、沖縄公庫は、これらの取組を支援するため、出資を行いました。

● 出資効果 当社の取組は、魅力ある宿泊施設の整備と滞在型観光を促進するもので、離島の特色を生かした産業振興による地域経済の活性化、交流人口の拡大、雇用の創出に大きく寄与するものと期待されます。



新事業創出促進出資

◎ 沖縄における新事業の創出を積極的に支援

新事業創出促進出資は、沖縄における新たな事業の創出を促進することを目的に、「沖縄振興特別措置法」(平成14年4月1日施行)において定められている沖縄公庫の特例業務です。

地域資源やノウハウ等を活用した創業、事業化の取組みは、新たなモノやサービス等の供給による地域経済の活性化、雇用の場の創出に向けて重要であり、沖縄公庫は本出資機能の活用により積極的に支援しています。

また、出資後においては、関係機関と連携した創業支援体制を構築しながら、経営課題に関する助言や情報提供を行うなど、沖縄の自立的発展に資する新事業の創出促進に積極的に取り組んでいます。

◎ ご利用いただける方

沖縄において

- 新たな事業を行う方
- 既に別事業を行っており、新たな事業分野の開拓を行う方

◎ 出資の手続き

ご 相 談

- 出資対象要件の確認
- 設立・増資スケジュールの確認
- 資金調達方法の確認
- 事業の概況等

お 申 し 込 み

- 出資申込書
- 事業計画書
- 資金計画書
- 定款等

審 査

新事業創出促進出資評価委員会
事業可能性の評価
(技術・ノウハウ・市場性等)

決 定

実 行

◎ 出資の限度額

新事業に必要な資本の額の50%以内です。



◎ 出資実績

平成14年度創設の新事業創出促進出資の実績は、累計で80件、34億55百万円(令和5年3月末現在)で、業種は各種製造・販売業からITやバイオ関連の企業など多岐にわたっています。

◎ 事後のフォロー

出資後のフォローとして、出資先企業の財務面等について専門的な観点から助言・指導を行い、立ち上がり期の経営安定化に向けた支援策を積極的に講じていきます。

産学連携によるベンチャー創業支援

産学連携によるベンチャー創業支援にかかる県内関係機関との協力体制

県内の新事業育成支援機関や研究機関等と連携し、沖縄の優位性を発揮する新事業及び社会的課題の解決に資する新事業の創出促進に努めるため、沖縄公庫においては次のような産学連携の取組みを行っております。

●研究機関及び研究支援機関等との覚書締結

県内の研究機関等と覚書を締結し、ベンチャー企業の発掘や事業化に向けての協力体制を構築しています。

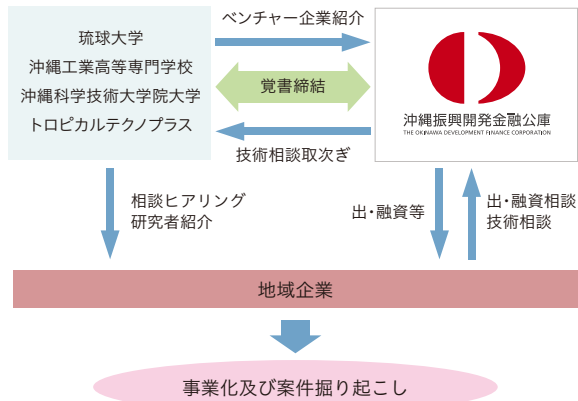
〈覚書による協力体制から期待される効果〉

- ・研究成果や技術情報等のシーズと地域企業の技術ニーズとのマッチング
- ・相互連携による事業化支援及び事業化に際しての沖縄公庫の出・融資制度の活用
- ・沖縄公庫の取引先企業の技術改善・改良、新技術導入等の連携先への取次ぎ

●産学連携連絡会議

県内において新事業の創出や事業化を支援する機関と各々の取組みを共有し、ネットワーク作りを通して円滑な相互連携に繋げていくために適時開催しています。

〈産学連携にかかる覚書による協力スキーム図〉



▼産学連携にかかる覚書締結先一覧

締結年月	機関名
平成20年 5月	琉球大学
平成26年11月	沖縄工業高等専門学校
平成29年 3月	沖縄科学技術大学院大学
平成30年 2月	トロピカルテクノプラス

(参考)

○沖縄振興特別措置法(沖縄振興開発金融公庫の行う新事業創出促進業務)

第68条 沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」という。)は、沖縄振興開発金融公庫法(昭和47年法律第31号)第19条第1項若しくは第3項又は第21条の業務のほか、沖縄における新たな事業の創出を促進するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 沖縄において新たな事業を行う者及び新たな事業分野を開拓する者に対して、その事業に必要な資金の出資を行うこと。
- 二 前号の業務に付帯する業務を行うこと。

出資事例

100%天然由来の超吸水性ポリマーによる持続可能な農業の実現を支援 EF Polymer株式会社

恩納村



- **事業概要** 当社は、沖縄科学技術大学院大学が実施するプログラムを通じて、当時21歳のインド人起業家ナラヤン・ラル・ガルジャール氏により令和2年に設立されました。当社は果物の不可食部分の残渣をアップサイクルした環境に優しい100%天然由来の超吸水性ポリマーを開発し、農業資材としてグローバルに展開しています。



- **出資内容** 沖縄公庫は、当社の製品が世界中の農家の抱える課題や水不足等の解決に資するものであること等を評価し、出資を行いました。増資資金は、成長拡大のための新規雇用や研究開発費等の運転資金として活用されています。

- **出資効果** 当社製品を農地に活用すると、土壌の保水力と保肥力を向上させる効果があり、約40%の節水、約20%の肥料の節約に加え、10-15%の収量増加が見込まれ、農家の収益拡大が期待できます。また、当社製品は食品残渣を原料としているため、利用後も生分解されるなど環境に優しく、持続可能な農業の実現への貢献が期待されます。



沖縄公庫独自制度

沖縄の地域的諸課題に応えるために

沖縄公庫は、本土における日本公庫などの機関と同様の制度のほか、沖縄の地域的諸課題に応えるため、国や県の沖縄振興策などに則した様々な独自制度(34制度)を活用し、地域に密着した政策金融を推進しています。

(令和5年4月現在)

出・融資の種類	資金の使いみち	資金名	出・融資の限度額	
電 気	・発電設備、送電設備、変電設備、配電設備又は通信設備の取得・改良に必要な資金	産業開発資金	所要資金の8割	
ガ ス	・ガス製造設備又はガス供給設備の取得・改良に必要な資金		所要資金の7割 (沖縄離島又は海外航路に係る就航船は8割)	
海 運	・1,000G/T未満の沖縄離島航路就航船の建造又は改造に必要な資金 ・1,000G/T以上の旅客船又は貨物船の建造又は改造に必要な資金		所要資金の7割	
航 空	・定期航空に寄与する設備の購入に必要な資金		所要資金の8割	
	・航空機等の購入に必要な資金			
沖縄自立型経済発展	・沖縄の民間主導の自立型経済の発展に向けた産業の振興開発に寄与する特定の事業(情報通信関連産業の集積、交通体系の整備事業、県内事業者による海外展開事業)に必要な資金 ・地方公共団体等の事業・資産を譲り受け又は地方公共団体等の資産の貸付け等を受け、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して効率的かつ効果的に実施される事業に必要な資金 ・高等教育を実施するために必要な施設等の整備に必要な資金 ・廃棄物を適正に処理する事業に必要な施設の整備に必要な資金 ・再生可能エネルギーを導入する施設を取得するために必要な資金 ・非設備事業資金		所要資金の7割 (一定の要件を満たす場合はこの限りではない)	
基本資金	・沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に係る設備の取得、改良若しくは補修に必要な資金			
駐留軍用地跡地開発促進貸付	・駐留軍用地跡地の開発を促進するため、跡地の開発に資する施設の整備に必要な資金(産業開発資金については土地の造成に必要な資金を含む)		産業開発資金	所要資金の7割
			中小企業資金	7億2,000万円
			生業資金	7,200万円
沖縄観光リゾート産業振興貸付	・国又は県の観光関連施策に基づく整備地域において、観光リゾート産業の振興に寄与する事業を行うために必要な資金	産業開発資金	所要資金の7割	
		中小企業資金	7億2,000万円	
		生業資金	7,200万円	
国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付	・国際物流拠点産業集積地域、産業イノベーション促進地域内において事業を行うために必要な資金又は当該事業の用に供する施設、設備の設置又は整備を行うために必要な資金	産業開発資金	所要資金の7割	
		中小企業資金	7億2,000万円	
		生業資金	7,200万円	
沖縄情報通信産業支援貸付	・国又は県の情報通信産業振興関連施策に基づく指定地域内において、情報通信関連事業を行うために必要な資金及び情報通信産業の振興に寄与する情報関連人材を養成又は派遣する事業を行うために必要な資金	産業開発資金 (情報通信関連事業のみ)	所要資金の7割	
		中小企業資金	7億2,000万円	
		生業資金	7,200万円	
沖縄特産品振興貸付	・沖縄の地域資源を活かした製品の開発、製造又は販売を行うために必要な資金 ・沖縄固有の技術・ノウハウを活用した製品の製造又は販売を行うために必要な資金	中小企業資金	7億2,000万円	
		生業資金	7,200万円	
沖縄創業者等支援貸付	・新規市場の創出が見込まれる事業を新たに行うために必要な資金等 ・雇用の創出を伴う事業の新規開業を行うために必要な資金等 ・母子家庭の母又は父子家庭の父が、事業を新たに行うために必要な資金等 ・経営多角化を図るために必要な資金等	中小企業資金	7億2,000万円	
		生業資金	7,200万円	

出・融資の種類	資金の使いみち	資金名	出・融資の限度額
沖縄離島・北部地域振興貸付	・沖縄県内の離島及び北部地域(名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町)において産業の振興及び経済の活性化に資する事業を行うために必要な資金	中小企業資金	7億2,000万円
		生業資金	7,200万円
沖縄生産性向上促進貸付	・中小企業等経営強化法に基づき、先端設備等導入計画の認定を受けた方が当該計画を行うために必要な資金	中小企業資金	7億2,000万円
		生業資金	7,200万円
沖縄雇用・経営基盤強化資金貸付	・沖縄県が定める沖縄雇用・経営基盤強化事業に基づき、商工会・商工会議所等の実施する経営強化指導を受けているものが、経営強化を行うために必要な資金	生業資金	2,000万円
位置境界明確化資金	・位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化に伴い、土地、借地権、建物等を取得するために必要な資金		所要資金の8割 (最高1,500万円)
沖縄人材育成資金	・高等学校卒業相当の資格を得た後、大学等で教育を受けるために必要な資金	教育資金	1学生・生徒あたり 200万円
おきなわブランド振興資金	・県の認定と主務大臣の指定を受けた拠点産地で生産される農林水産物(戦略品目)について、その競争力を強化する事業に必要な資金	農林漁業資金	所要資金の8割 農林漁業者は 7,200万円
沖縄農林漁業経営改善資金	・農業関係施設、農機具、林産物の処理加工・流通・販売に必要な設備の改良、造成又は取得等に必要な資金 ・漁船(20t未満)の改造、建造又は取得に必要な資金		使途に応じて 1,300万円～3億円 又は所要資金の8割の いずれか低い方
製糖企業等資金	・製糖業、パイナップル缶詰類の製造に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金及び当該製造業者の合併に伴う合理化に必要な資金		所要資金の8割
水産加工施設資金	・水産動植物を原料又は材料として使用する製造又は加工に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金		
沖縄農林漁業台風災害支援資金	・台風により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金		300万円 (農林漁業セーフティネット資金 の貸付限度額を超える部分)
沖縄農林畜水産物等起業化支援資金	・農林畜水産物等を用いた製品の開発又は農林畜水産物の品種改良を行うために必要な資金		4,800万円
出資 (産業基盤整備・リーディング産業支援)	・産業の振興開発に寄与する事業を行う企業等に対する出資	出資	事業に必要な資本の 額の5割以内 融資等併用の場合出 融資等の合計額は所 要資金の7割以内
新事業創出促進出資	・沖縄において新たな事業を行う者及び新たな事業分野の開拓を行う者に対する出資	出資	新事業に必要な 資本額の5割以内

制度名	制度の内容
沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度	・国によるひとり親の雇用にかかる助成を受ける方(受けた方を含む)、沖縄県の「女性の就職総合支援事業」を活用してひとり親を雇用している方、事業所内保育施設等を設置又は増改築する方、雇用の維持又は拡大を図る方、沖縄県において雇用調整助成金に係る実施計画の届出が受理された方、キャリアアップ助成金・業務改善助成金・人材開発支援助成金のいずれかを受けた方、非正規雇用の処遇改善に取組む方又は沖縄県による「沖縄県人材育成企業認証制度」・「沖縄県所得向上応援企業認証制度」の認証を受けた方に対する貸付利率の特例
赤土等流出防止低利(ちゅら海低利)	・当公庫の既存の融資制度が適用される設備投資等のうち「沖縄県赤土等流出防止条例」が適用され、かつ、排出する濁水の浮遊物質量を同条例に定める基準(200mg/l)を下回る100mg/l以下に抑える方に対する利率の特例
沖縄特区等無担保貸付利率特例	・産業開発資金及び中小企業資金を対象として、国又は県の施策に基づく特区・地域制度において対象業種等を営む者が行う、新たな事業所の設置や耐震対策のために必要な資金の貸付に対する利率の特例
産業開発資金資本金劣後ローン特例制度	・沖縄における産業の振興開発に寄与する事業を行う方の財務体質を強化する資本金劣後ローンを供給することをもって、生産性向上及び地域経済の活性化を図る特例制度
産業開発資金カーボンニュートラル推進投資利率特例制度	・再生可能エネルギーの導入等、脱炭素に資する設備投資の貸付に対する利率の特例
離島・過疎地域特例	・離島・過疎地域における病院等の新築及び増改築資金の融資限度額の特例(所要資金の10割)
教育離島特例	・沖縄県内の離島から居住島以外の地域へ進学するための教育資金の貸付利率の特例
所得特例	・所得が一定以下の方に対する教育資金の貸付利率の特例
教育ひとり親特例	・ひとり親家庭の親が修学するための教育資金の貸付利率の特例



組織運営の仕組み

リスク管理体制	56
法令遵守体制／顧客保護等管理方針	57
個人情報の保護	58
金融円滑化管理体制	59
政策金融評価	60
ディスクロージャー	61

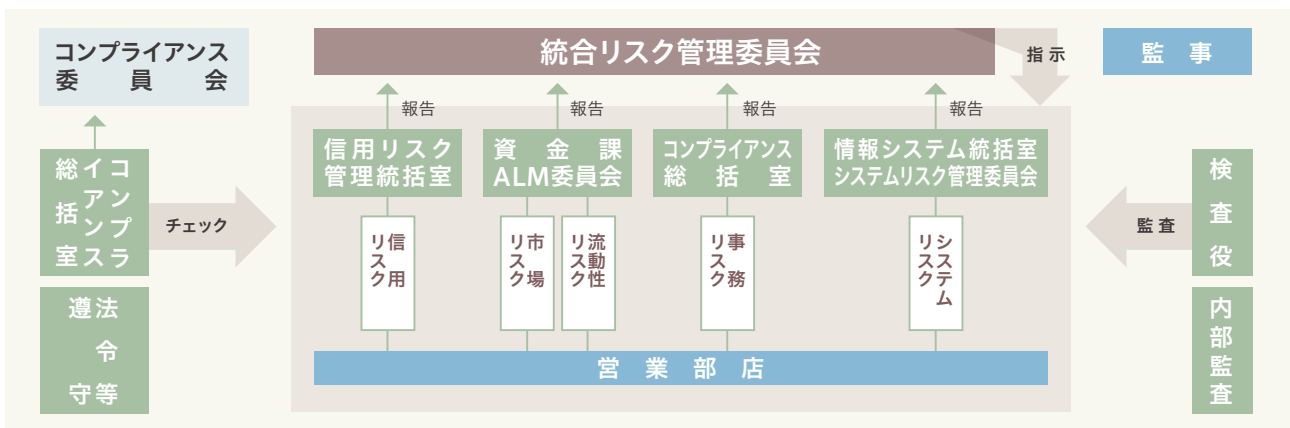
リスク管理体制

沖縄公庫は、総合公庫として県内における各分野の多様な資金需要に適切かつ親身に対応するため、事務処理の電算化推進、職員教育の徹底、不断の事務の見直し・改善等を図り、迅速かつ正確な事務処理体制の整備を進めています。

経営の健全性の維持とさらなる向上を図るため、各種リスクを統合的に管理する体制を整備・強化することにより、沖縄公庫の業務に対する県民の理解と信頼を得られるよう努めています。

● 統合リスク管理

沖縄公庫では、「統合リスク管理規程」を制定し、業務運営上留意すべき重要なリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク等）を適切に管理するため、理事長をトップとした統合リスク管理委員会を設置し、適切かつ効果的なリスク管理体制を整備しています。



● 信用リスク

沖縄公庫では、本店の各出融資部門及び事業管理部門が当該業務に係る企画、立案及び各支店等への指導を行っていますが、これらの部署から独立して、自己査定、信用格付等の信用リスク管理を担う「信用リスク管理統括室」を設置し、信用リスク管理態勢の強化を図っています。

また、各出融資部門及び事業管理部門から独立した「審査役」を設置し、個別案件の審査・与信管理にあたり、牽制が働く態勢としています。

なお、政府系金融機関である当公庫は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」の対象ではありませんが、「信用リスク管理規程」等を定め、自己査定を実施しています。

● 市場リスク

沖縄公庫は、現状、外貨建ての資産及び負債を保有しておらず、為替リスクは存在しないことから、主に貸付と資金調達の間期間のミスマッチに起因する金利リスクの把握・分析に努めています。金利リスクの分析にあたっては、デュレーション分析、マチュリティ・ラダー分析等の手法を活用しています。

なお、一時的に発生する余裕金の運用にあたり保有できる債券は、法令により国債、地方債又は政府保証債に限定されています。運用については、価格変動リスクを負わないよう現先取引としています。

● 流動性リスク

沖縄公庫の資金調達には、安定的な財政融資資金からの借入れが大宗を占めており、流動性リスクは限定的なものと考えています。

なお、年度途中における日々の資金繰りの調節及び不測の事態に備えるため、複数の民間金融機関に当座貸越枠を設定し、適宜、短期借入れを行えるようにしています。

● 事務リスク

沖縄公庫は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより公庫が損失を被るリスクを適切に管理するため、「事務リスク管理規程」を定め、各種事務マニュアル等の策定や、研修・内部会議における周知、内部の点検結果等を踏まえた再発防止策の整備により、事務リスクの管理に努めています。

● システムリスク

沖縄公庫は、情報処理技術の進展によるシステムリスク管理の重要性の高まりを踏まえ、「システムリスク管理規程」、「情報セキュリティ対策に関する規程」を定め、システムリスク統括部署を中心に、システムリスクの極小化と情報資産の適切な保護に努めています。

また、管理体制として、担当役員を長に、システム部門及び各現業部門には、それぞれの役割に応じた管理者と担当者配置して、安全対策を組織的に有効に機能させる仕組みとしています。

法令遵守体制

沖縄公庫では、沖縄振興開発金融公庫法に基づき監事が業務を監査しているほか、業務全般について会計検査院の検査が行なわれるとともに、主務省による検査も行われます。毎年度の決算は国会に提出され、その承認を得ています。

また、政策金融機関として高い公共性を有する沖縄公庫は、その使命を達成するため、誠実、公正な職務の執行に努め、顧客をはじめ広く社会の信頼を得ていく責務があると考えます。

このため沖縄公庫においては、適切かつ健全な業務運営を図るために、コンプライアンス体制の構築を業務運営上の重要課題と位置付け、その徹底を図るべく、以下のような組織的取組を進めています。

● コンプライアンス体制

コンプライアンスに関する組織的取組についての基本事項を定めた「法令等の遵守に関する規程」を制定し、役員自ら率先して体制の整備に取り組んでいます。また、同規程に基づいて理事長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置して、コンプライアンスに関する重要な事項を審議しています。

また、コンプライアンスに関わる企画立案・総合調整を担う「コンプライアンス総括室」を設置しているほか、各店舗にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者をそれぞれ配置し、他のセクションから独立した「検査役」が、全店舗を対象に内部監査を行い、コンプライアンスの徹底状況を確認しています。

● コンプライアンスの具体的な取組

1. コンプライアンスマニュアル

コンプライアンスを実践するための手引書として「コンプライアンスマニュアル」を策定し、全役職員に周知徹底しています。

2. コンプライアンスプログラム

体制整備や関連研修等の具体的な実践計画としてコンプライアンスプログラムを毎年度策定し、研修の開催を通じて、周知・徹底しています。

3. 反社会的勢力の排除

反社会的勢力との関係を遮断し、排除することが、国民からの信頼を維持し、業務の適切性及び健全性の確保のために不可欠であることを認識し、警察等関係機関とも連携して適切に対応しています。

顧客保護等管理方針

沖縄公庫は、お客様の保護及び利便性の向上のために以下の事項について、取り組んでまいります。

1. お客様への説明及び情報提供

沖縄公庫は、お客様への説明が必要な取引にあたり、お客様の理解及び経験等に応じ、適切かつ十分な説明及び情報の提供を行います。

2. お客様のサポート

沖縄公庫は、お客様からのご相談・ご意見・苦情等について、適切かつ誠実に対応し、お客様のご理解と信頼を得られるよう努めます。

3. お客様の情報の管理

沖縄公庫は、お客様の情報を、適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き、利用目的以外の目的のための利用及び第三者への提供を行いません。また、お客様の情報を正確に保つよう努力するとともに、情報の漏えい、紛失等のないよう適切な措置を講じます。

4. お客様の情報の外部委託の管理

沖縄公庫が行う業務を外部に委託する場合は、お客様の情報及びお客様への対応が適切に行われるよう管理いたします。

5. その他

その他お客様の保護及び利便の向上のために必要と沖縄公庫が判断した業務について、適切に行うよう努めます。

※本方針においてお客様とは、以下の事項に掲げる法人、その他団体又は個人をいいます。

- ・過去に公庫とお取引を頂いた方
- ・現在、公庫とお取引を頂いている方
- ・公庫とのお取引を検討している方

※公庫におけるお客様の保護の必要性のある業務とは、沖縄振興開発金融公庫法第19条（業務の範囲）及び第21条（業務の受託）並びに公庫が行うものとして法令に規定する業務をいいます。

個人情報保護の保護

沖縄公庫は、保有する個人情報の適切な管理について必要な事項を定めた「個人情報保護宣言」を策定し、公表しています。

個人情報保護宣言

1. 取組方針について

沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」といいます。）では、お客さまの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報の重要性を深く認識し、お客さまの個人情報を適正に取り扱い、保護することが公庫のお客さまに対する責務であると考えています。

公庫では、お客さまの個人情報を保護するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」といいます。）、行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針等を遵守した業務運営を行います。

2. 個人情報の取得について

公庫は、適正かつ適法な手段により、お客さまの個人情報を取得いたします。

なお、お客さまの個人情報をお客さまから直接、書面により取得する際は、あらかじめ公庫の業務において必要な範囲での利用目的を明示します。

3. 個人情報の利用について

公庫は、取得するお客さまに関する必要な情報を、次のとおり利用目的を特定するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において利用いたします。

- (1) お客さまご本人の確認
- (2) ご融資のお申込の受付、ご融資の判断及びご融資後・お取引終了後の管理
- (3) ご契約の締結や法律等に基づく権利の行使や義務の履行
- (4) アンケートの実施等による調査・研究、参考情報の提供
- (5) ご質問・お問合せ、公庫からの照会その他のお取引を適切かつ円滑に履行するための対応

なお、上記以外の利用目的等については、それぞれ取得する際に明示いたします。

4. 個人情報の第三者提供について

公庫は、お客さまから取得しました個人情報は、次のいずれかに該当する場合を除いて、第三者に提供しません。

- (1) 法令に基づく場合（個人情報保護法第69条第1項）
- (2) 利用目的の範囲内で提供する場合
- (3) お客様本人の同意があるとき、又はお客様本人に提供するとき（同第2項第1号）
- (4) 公庫が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（同第2号）
- (5) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（同第3号）
- (6) (3)から(5)までに掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき（同第4号）

5. 業務委託について

公庫の業務を円滑に遂行するために、お客さまの個人情報の取扱いを委託業者に業務委託する場合があります。この場合、十分な個人情報の安全管理対策を講じている信頼できる事業者を選定するとともに、守秘義務契約等を締結したうえで、その取扱い・管理が十分されていることを監督し、個人情報の保護に万全を期すよう努めます。

6. 個人情報の管理について

- (1) 公庫は、お客さまの個人情報を、業務遂行する範囲において、正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、不当なアクセスや個人情報の漏えい・紛失・滅失・改ざん等に対する予防措置及び安全対策を講じます。
- (2) 公庫は、お客さまの個人情報の保護と適正な管理方法について、職員教育を継続して実施し、日常業務における適正な取扱いを徹底いたします。
- (3) 公庫は、個人情報の保護及び管理が適正に行われているかどうかについての監査を実施します。

7. 個人情報の開示、訂正、利用停止等について

お客さまが、公庫が保有するお客さまの個人情報の開示、訂正、利用停止等（以下「開示等」といいます。）を希望される場合は、個人情報保護法の開示等の手続きに基づき取り扱います。

なお、個人情報保護法の開示等の手続きによらず、開示等ができる場合がありますので、最寄りの店舗にご相談ください。

8. 個人情報の取扱いに関するお問い合わせについて

公庫におけるお客さまの個人情報の取扱い等のご相談、苦情等につきましては、最寄りの店舗にご相談ください。

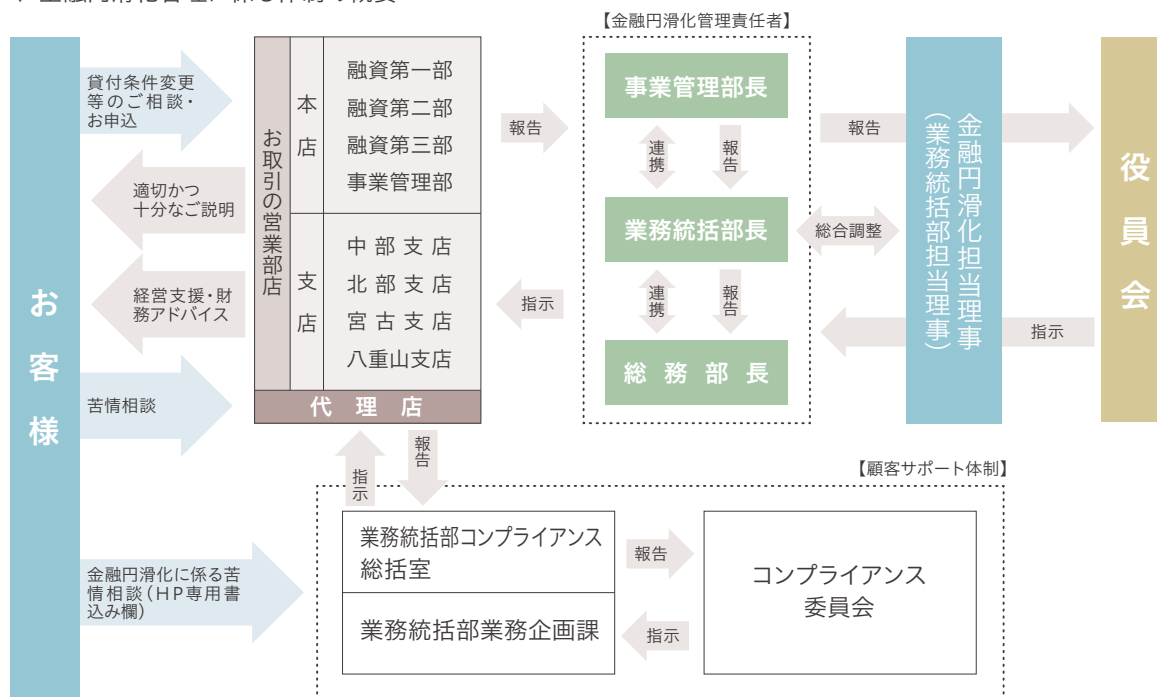
9. 継続的な改善について

公庫は、お客さまの個人情報の取扱いについては、必要に応じて改善を行ってまいります。

金融円滑化管理体制

沖縄公庫は、これまでも政府の経済対策等に対応し、特別相談窓口の開設やセーフティネット貸付の推進、貸付条件変更の対応等により、中小企業者等の資金繰り支援を行ってきたところですが、引き続き業況の厳しい中小企業者等の金融の円滑化を図るため、お客様からのご相談に親身に対応してまいります。

▼ 金融円滑化管理に係る体制の概要



苦情相談につきましては、従来の顧客サポート体制に加え、統括部署を業務統括部コンプライアンス総括室及び業務統括部業務企画課とし、沖縄公庫ホームページの「中小企業者等に対する金融円滑化に関するご意見・お問合せのコーナー」を通じて統括部署でも直接ご相談を受け付けております。

▼ 新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた資金繰り支援について

沖縄公庫は、新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた沖縄県域の中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関するご相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細かな対応に努めてまいります。

▼ 貸付条件の変更の実績(令和2年3月10日～令和5年3月末)

<中小企業者等に対する実施状況>

	件数(件)
貸付けの条件の変更の申込みを受けた貸付債権	8,017
うち、実行に係る貸付債権	7,980
うち、謝絶に係る貸付債権	0
うち、審査中の貸付債権	31
うち、取下げに係る貸付債権	6

<住宅資金借入者に対する実施状況>

	件数(件)
貸付けの条件の変更の申込みを受けた貸付債権	436
うち、実行に係る貸付債権	427
うち、謝絶に係る貸付債権	2
うち、審査中の貸付債権	0
うち、取下げに係る貸付債権	7

(注) 謝絶については、お客さまのご都合等により諸手続きに時間を要しているケース等で、申出から3ヶ月以内の実行に至らなかったもの等です。

政策金融評価

沖縄公庫は、業務の適切な運営のための自己改善を推進するため、政策評価の結果を事業に反映させる仕組みの構築について外部有識者の意見等を踏まえながら取り組んできました。

沖縄振興施策の各分野別に融資実績を整理し、融資先事業者へのアンケート及び経済団体等に対するヒアリングをとおして、①売上高や雇用面から見た事業の継続発展への貢献状況、②沖縄振興施策に対する貢献状況、③民業補完の状況といった視点から評価を行い、「令和4年度政策金融評価報告書」として取りまとめ、公表しました。

また、「沖縄21世紀ビジョン基本計画(第5次沖縄振興計画)」の計画期間において沖縄公庫が果たしてきた役割を動画にまとめ、ホームページ上に公開*しました。

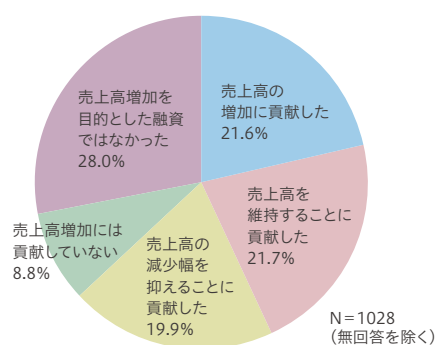
今後とも、政策金融評価等による自己改革を通じて、沖縄振興に貢献していく政策金融機関として、地域に根ざした政策金融を進めていきます。

※詳しくは沖縄公庫ホームページをご覧ください。
<https://www.okinawakouko.go.jp/information/1682301516/>

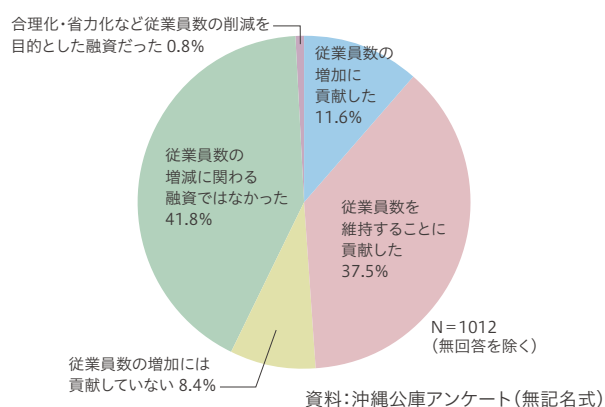


◎ 主な評価結果／融資効果

▼ 売上高への貢献度 (令和2年度に貸付契約したお客様)



▼ 従業員数への貢献度 (令和2年度に貸付契約したお客様)



▼ 沖縄公庫が沖縄振興施策に果たしてきた役割(出融資実績の累計／平成24～令和3年度)

(単位: 件、億円)

No.	7施策ベース	No.	15施策ベース	件数	金額
1	21世紀「万国津梁」実現の基盤づくり	(1)	自立型経済の構築に向けた基盤の整備	35	837
		(2)	アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点の形成	231	332
		(3)	科学技術の振興と知的・産業クラスターの形成	10	28
				276	1,197
2	リーディング産業と地場産業が好循環構造をもつ経済の構築	(4)	世界水準の観光リゾート地の形成	490	1,668
		(5)	情報通信関連産業の高度化・多様化	164	73
		(6)	沖縄の魅力や優位性を生かした新たな産業の創出	319	108
		(7)	亜熱帯性気候等を生かした農林水産業の振興	1,205	324
		(8)	地域を支える中小企業等の振興	23,308	2,799
		(9)	ものづくり産業の振興と地域ブランドの形成	302	198
				25,788	5,170
3	駐留軍用地跡地の有効利用の推進	(10)	駐留軍用地跡地の有効利用の推進	60	523
4	地域特性に応じた生活基盤の充実・強化	(11)	地域特性に応じた生活基盤の充実・強化	4,435	2,092
5	離島の定住条件向上等による持続可能な地域社会づくり	(12)	離島における定住条件の整備	110	44
		(13)	離島の特色を生かした産業振興と新たな展開	857	284
				967	328
6	雇用対策と多様な人材の確保	(14)	雇用対策と多様な人材の確保	21,394	4,526
7	公平な教育機会の享受に向けた環境整備	(15)	公平な教育機会の享受に向けた環境整備	21,755	270
			合計	74,675	14,106
			(再掲) 駐留軍用地跡地関連実績(事業系への融資実績)※	730	728

※再掲の駐留軍用地跡地関連実績は、NO.3以外の他の施策も含む駐留軍用地跡地に対する事業系の融資実績として再集計したものであり、重複して計上している。

注) 1. 金額の単位未満は、四捨五入している。したがって、合計の計数は内訳を集計した計数と一致しない。

2. 「21世紀ビジョン基本計画」に基づき、遡って組み替えて掲載している。

ディスクロージャー

● 情報公開

沖縄公庫の業務内容、財務状況等について次のとおり開示しています。

資料の種類	開示場所・方法	開示時期(予定)
財務諸表 (損益計算書・貸借対照表及び財産目録)	・官報にて公告 ・各店舗に常備	8月
附属明細書	・各店舗に常備	8月
決算報告書	・各店舗に常備	8月
監事の意見書 (財務諸表及び決算報告書に係るもの)	・各店舗に常備	8月
業務報告書 (業務内容、業務実績、組織概要、財務内容等を掲載)	・国会提出 ・各店舗に常備 ・国会図書館、地方公共団体、経済団体、ご希望の方等に配布	8月
行政コスト計算財務書類 行政コスト計算書 (添付) ・民間企業仮定貸借対照表 ・民間企業仮定損益計算書 ・キャッシュ・フロー計算書 ・民間企業仮定株主資本等変動計算書 ・附属明細書	・各店舗に常備	7月
沖縄振興開発金融公庫 Report 2023(本誌)	・各店舗に常備 ・ご希望の方等に配布	8月
ホームページ (業務内容、業務実績、組織概要、財務内容等を掲載)	・インターネット上に開設 沖縄公庫に関するさまざまな情報をご覧いただけます。 (ホームページアドレス https://www.okinawakouko.go.jp/)	随時内容を更新



資料編

業績	64
財務諸表	70
財務の状況	72
貸付金の状況	76
行政コスト計算財務書類	78
参考情報	84
沖縄振興開発金融公庫法(抜粋)	90
会計等に関する関連法の規定(抜粋)	92
沿革	94
組織機構	95
店舗	96

Appendix

(注)本誌の計数について

1.単位未満の計数

金額の単位未満は四捨五入しています。また比率(%)は表示前桁を四捨五入しています。したがって、合計欄の計数は、内訳を集計した計数と一致しないものがあります。

2.表示方法

単位に満たない数字は「0」、該当数字がない場合は「-」と表示しています。

3.各明細中、「当期」とは令和4年度のことを指します。

4.出融資実績、残高に関する統計について、特に注記がない限り社債の取得を含みます。

業績

沖縄県内の経済概況

令和4年度の県内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響があったものの、4月以降、行動制限のない状況が続いたことから、観光客をはじめとした人流が回復し、年間を通して持ち直しが続きました。一方で令和3年度から上昇基調にあった資源・原材料価格の動向は、ウクライナ情勢や米国の金融引き締め策に伴う円安により引き続き影響を受けることとなりました。

個人消費関連は、百貨店・スーパー販売額は、外出機会の増加を受け、衣料品などの需要が戻りつつあること、飲食料品は販売価格上昇の影響もあって、全店舗・既存店とも前年度を上回りました。耐久消費財では、半導体や部品供給不足の影響が継続しましたが、徐々に緩和され、新車販売は前年度を上回りました。

建設関連は、公共工事で県、市町村の発注が減少しましたが、国及び独立行政法人等の発注が増加し、全体で前年度並みとなりました。民間工事は、新設住宅着工戸数で、貸家の減少基調は継続したものの、分譲は前年度を上回る水準で推移し、全体でも前年度を上回りました。また、非居住用の着工床面積は、前年度を下回りましたが、宿泊業・飲食サービス業用建築物で上回りました。

観光関連は、入域観光客数について、677万4,600人（前年比+106.9%）と前年度を上回りました。4月以降行動制

限がない状況が続いたことや10月から全国旅行支援が実施されたことから、国内客（657万4,500人）はコロナ禍前（平成30年度）の94%まで回復しました。外国客は、10月に海外から日本への水際対策が大幅に緩和され、海外航空路線の運航が再開したことから、20万100人を計上しました。県内主要ホテルについては、客室稼働率、売上高ともに前年度を上回りました。

企業倒産関連では、東京商工リサーチ(株)の調査によると、倒産件数は、金融支援の効果持続から、過去最少記録（32件）となりました。休廃業・解散の件数（暦年）は、378件と前年比27件（7.69%）増となりました。

雇用関連は、有効求人倍率は1.04倍（前年比+0.21P）と3年ぶりに1倍を超え、完全失業率は3.2%（前年比▲0.4%P）と低下しました。

企業景況を公庫「県内企業景況調査」の業況判断D.I.で見ると、4～6月期以降は、原材料高等に対する懸念は一部にあるものの、行動制限のない状況が継続し、観光需要の高まりにより飲食・観光関連産業を中心に4期連続で好転超が続きしました。

民間主要企業の設備投資額（令和5年3月公庫調査：令和4年度実績見込）は、製造業で前年度比25.2%減、非製造業で同1.2%減となり、全産業では同2.7%減となりました。

令和4年度出・融資実績

(1) 前年度対比表

(単位：百万円、%)

	令和4年度(A)	令和3年度(B)	増減(A)-(B)	対前年度実績比 (A)/(B)×100
融資実績	137,575	126,259	11,316	109.0
出資実績	277	61	217	454.1
計	137,852	126,319	11,533	109.1

(2) 計画と実績対比表

(単位：百万円、%)

資金名	令和4年度 当初計画(A)	令和4年度 実績(B)	計画比 (B)/(A)×100	対前年度 実績比
産業開発資金	77,000	60,985	79.2	162.3
中小企業等資金	171,000	62,363	36.5	82.8
(中小企業資金)	(70,000)	(24,873)	(35.5)	(86.5)
(生業資金)	(101,000)	(37,490)	(37.1)	(80.5)
生活衛生資金	11,000	2,235	20.3	98.8
医療資金	18,000	8,121	45.1	155.9
農林漁業資金	11,000	2,690	24.5	52.9
住宅資金	5,000	1,181	23.6	141.1
貸付計	293,000	137,575	47.0	109.0
出資	2,100	277	13.2	454.1
合計	295,100	137,852	46.7	109.1

(注) 生業資金には教育資金及び恩給担保資金を含みます。

(3) 概況

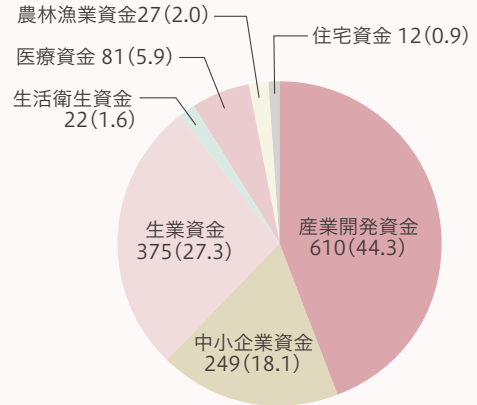
令和4年度の事業計画は、当初計画で貸付2,930億円、出資21億円と決定されました。貸付実績は1,376億円(当初計画比47.0%、前年度比9.0%増)となりました。また、出資の実績は2億77百万円となりました。

資金別にみると、産業開発資金609億85百万円(前年度比62.3%増)、中小企業等資金623億63百万円(同17.2%減)、生活衛生資金22億35百万円(同1.2%減)、医療資金81億21百万円(同55.9%増)、農林漁業資金26億90百万円(同47.1%減)、住宅資金11億81百万円(同41.0%増)となっています。

この結果、当公庫の令和4年度末の貸付残高は1兆667億円、出資残高は72億41百万円となりました。貸付残高については、前年度に比べ239億円、2.3%の増加となっています。

また、県内の金融機関(国内銀行、信用金庫の県内店舗、6行庫ベース)の総貸付残高に占める当公庫の融資比率(シェア)は令和4年度末現在で19.0%となりました。

令和4年度実績の資金別割合



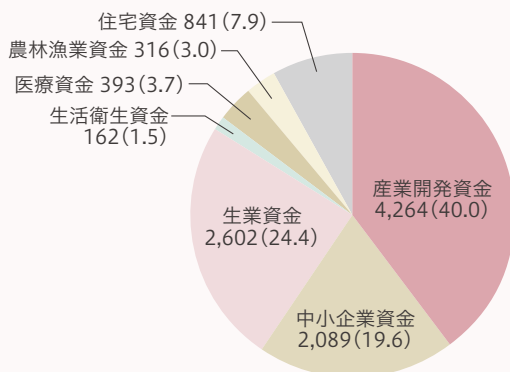
(単位:億円、()内は構成比で%)

令和4年度末融資残高及び融資累計額

(単位:百万円、%)

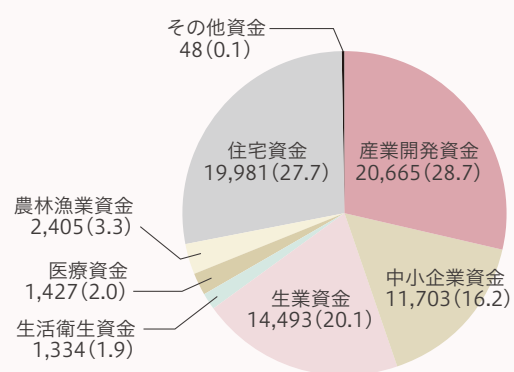
資金名	令和4年度末 融資残高(A)	構成比	令和3年度末 融資残高(B)	増減 (A)-(B)	伸び率	融資累計額 (昭和47~令和4年度)	構成比
産業開発資金	426,405	40.0	401,418	24,987	6.2	2,066,536	28.7
中小企業等資金 (中小企業資金)	469,037 (208,875)	44.0 (19.6)	467,803 (208,999)	1,234 (△124)	0.3 (△0.1)	2,619,588 (1,170,269)	36.4 (16.2)
(生業資金)	(260,162)	(24.4)	(258,804)	(1,358)	(0.5)	(1,449,319)	(20.1)
生活衛生資金	16,194	1.5	16,514	△320	△1.9	133,441	1.9
医療資金	39,334	3.7	32,652	6,682	20.5	142,684	2.0
農林漁業資金	31,634	3.0	32,245	△611	1.9	240,536	3.3
住宅資金	84,097	7.9	92,128	△8,031	△8.7	1,998,146	27.7
その他資金	-	-	-	-	-	4,781	0.1
合計	1,066,702	100.0	1,042,759	23,942	2.3	7,205,713	100.0

令和4年度末残高の資金別割合



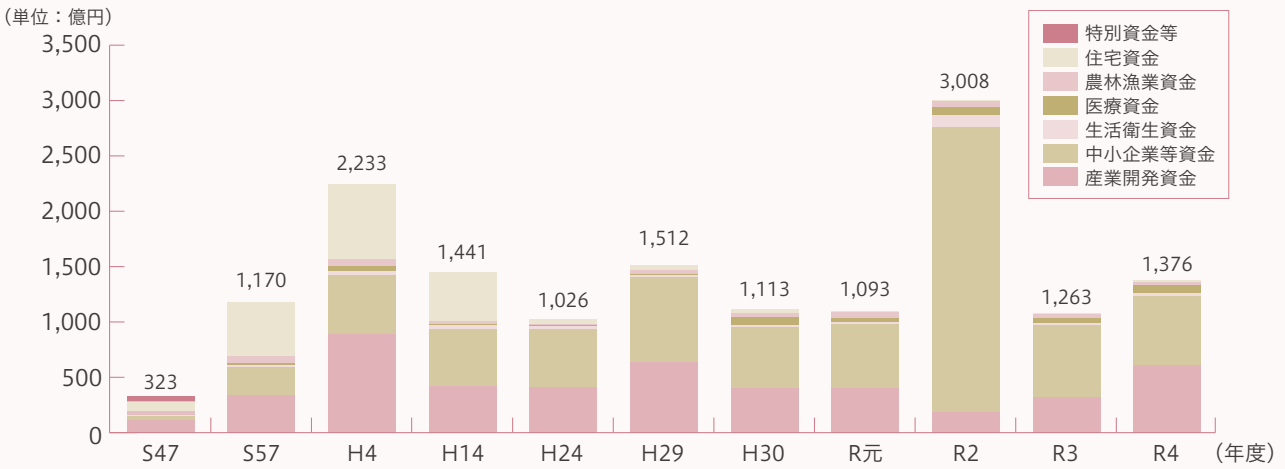
(単位:億円、()内は構成比で%)

融資累計額の資金別割合

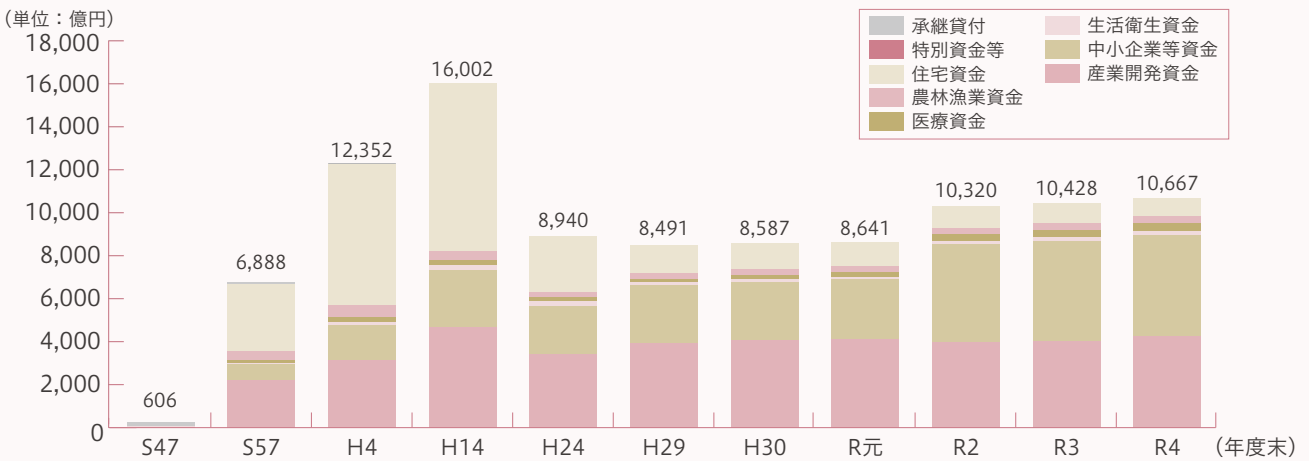


(単位:億円、()内は構成比で%)

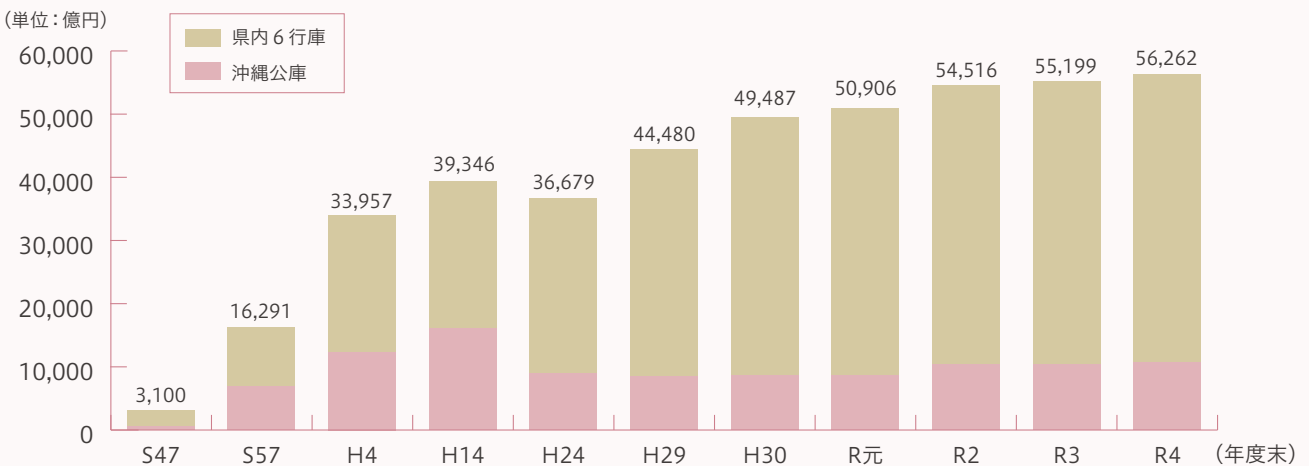
融資実績の推移



融資残高の推移



沖縄県内融資残高の推移



注) 1. 平成14～29年度は年末、平残ベース。その他の年度は年度末、末残ベース。

2. 県内6行庫は、国内銀行、信用金庫の県内店舗。

資料：日本銀行那覇支店資料を基に沖縄公庫作成

出・融資実績の推移

(単位：百万円)

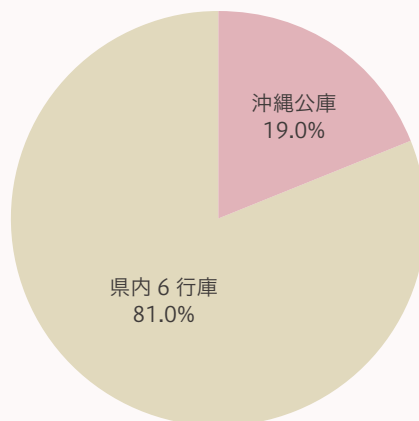
	昭和 47	57	平成 4	14	24	29	30	令和元	2	3	4 年度
産業開発資金	11,000	33,964	88,555	41,942	41,442	63,628	40,564	40,283	18,344	37,574	60,985
中小企業等資金	4,097	25,403	53,500	50,627	52,041	76,727	54,984	57,332	257,182	75,292	62,363
生活衛生資金	510	1,296	3,000	3,731	2,134	2,099	1,420	1,460	10,880	2,262	2,235
医療資金	121	1,777	4,200	1,545	1,375	70	7,350	4,080	7,352	5,209	8,121
農林漁業資金	3,308	5,598	6,500	2,435	1,096	3,844	3,624	4,820	6,167	5,085	2,690
住宅資金	8,470	48,995	67,500	43,833	4,547	4,848	3,316	1,279	891	837	1,181
特殊資金	264	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別資金	4,517	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	32,287	117,032	223,255	144,113	102,634	151,216	111,258	109,253	300,815	126,259	137,575
出資	-	-	120	90	428	330	240	1,073	216	61	277
合計	32,287	117,032	223,375	144,203	103,062	151,546	111,498	110,325	301,031	126,319	137,852

出・融資残高の推移

(単位：百万円)

	昭和 47	57	平成 4	14	24	29	30	令和元	2	3	4 年度
産業開発資金	7,686	224,479	317,622	467,460	341,160	393,177	405,476	412,161	397,763	401,418	426,405
中小企業等資金	3,328	74,244	162,183	264,370	225,167	270,601	273,411	279,847	456,046	467,803	469,037
生活衛生資金	408	4,790	11,099	20,788	18,636	12,311	11,009	10,384	16,954	16,514	16,194
医療資金	118	15,275	24,995	25,362	19,611	14,905	20,577	22,779	28,734	32,652	39,334
農林漁業資金	1,169	44,739	55,206	38,753	24,346	26,737	27,241	28,487	31,033	32,245	31,634
住宅資金	1,404	313,328	660,687	783,421	265,082	131,360	120,984	110,454	101,421	92,128	84,097
特殊資金	262	118	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別資金	4,504	85	2	-	-	-	-	-	-	-	-
承継貸付	41,724	11,696	3,412	0	-	-	-	-	-	-	-
小計	60,603	688,753	1,235,205	1,600,155	894,003	849,090	858,698	864,112	1,031,951	1,042,759	1,066,702
出資	-	400	700	2,260	-	7,034	6,949	7,473	7,609	7,579	7,241
合計	60,603	689,153	1,235,905	1,602,415	894,003	856,125	865,647	871,585	1,039,560	1,050,338	1,073,943

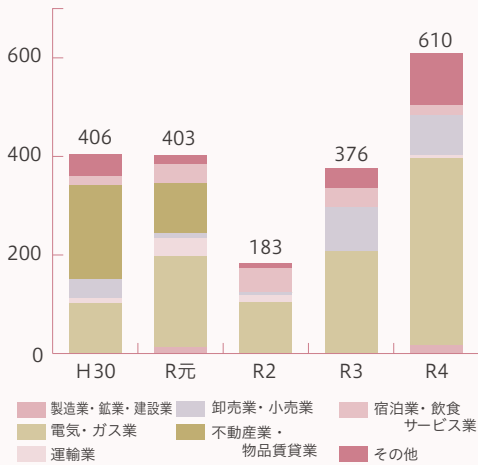
沖縄県内融資残高構成比 (令和4年度末)



注)「県内6行庫」…国内銀行、信用金庫の県内店舗 資料：日本銀行那覇支店資料を基に沖縄公庫作成

資金別融資実績の推移

産業開発資金 (単位：億円)

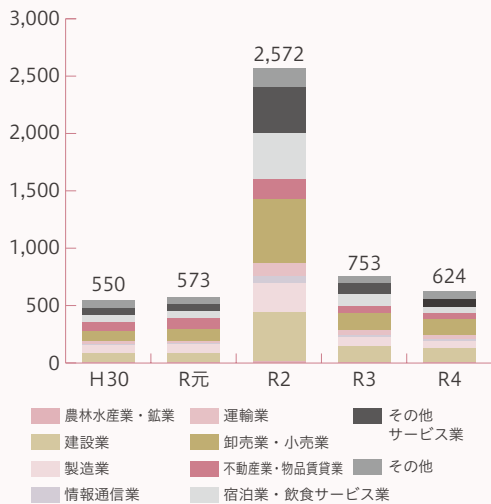


貸付金の業種別貸付状況

(単位：百万円)

	平成 30	令和元	2	3	4 年度
製造業・鉱業・建設業	-	1,350	-	-	1,700
電気・ガス業	10,276	18,428	10,525	20,840	37,999
運輸業	1,000	3,632	1,239	-	496
卸売業・小売業	3,800	910	690	-	-
不動産業・物品賃貸業	18,988	10,249	-	8,860	8,250
宿泊業・飲食サービス業	1,840	3,890	4,900	3,750	1,910
その他	4,660	1,824	990	4,124	10,630
合計	40,564	40,283	18,344	37,574	60,985

中小企業等資金 (単位：億円)

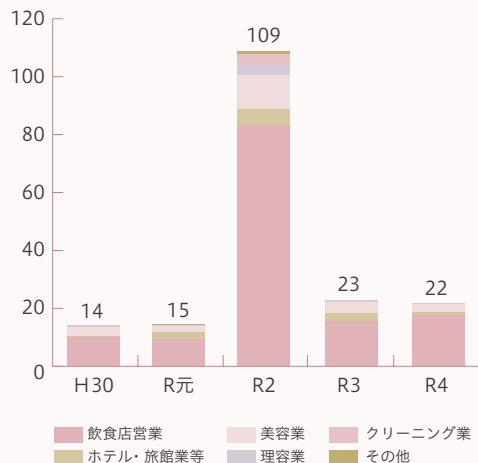


貸付金の業種別貸付状況

(単位：百万円)

	平成 30	令和元	2	3	4 年度
農林水産業・鉱業	176	552	1,593	603	530
建設業	7,877	8,528	42,810	13,357	11,975
製造業	7,562	7,167	24,988	8,495	6,522
情報通信業	633	917	5,994	1,712	1,191
運輸業	2,806	1,946	11,366	4,083	3,689
卸売業・小売業	8,764	9,743	56,040	14,644	14,424
不動産業・物品賃貸業	7,838	9,604	17,010	6,775	4,498
宿泊業・飲食サービス業	5,787	6,490	40,712	10,322	5,792
その他サービス業	6,277	6,067	39,470	9,278	7,093
その他	7,265	6,320	17,197	6,022	6,649
合計	54,984	57,332	257,182	75,292	62,363

生活衛生資金 (単位：億円)

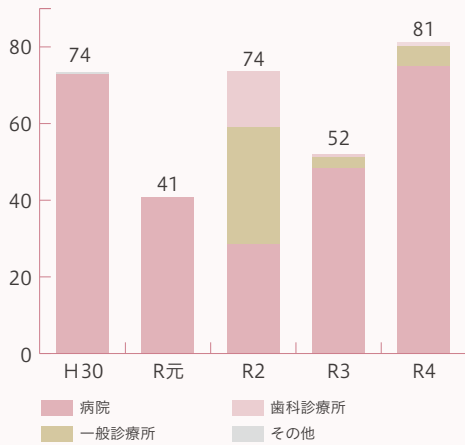


貸付金の業種別貸付状況

(単位：百万円)

	平成 30	令和元	2	3	4 年度
飲食店営業	987	906	8,314	1,540	1,750
ホテル・旅館業等	65	256	559	290	119
美容業	277	208	1,169	376	261
理容業	69	36	352	48	45
クリーニング業	13	20	352	6	60
その他	9	34	133	2	1
合計	1,420	1,460	10,880	2,262	2,235

医療資金（単位：億円）

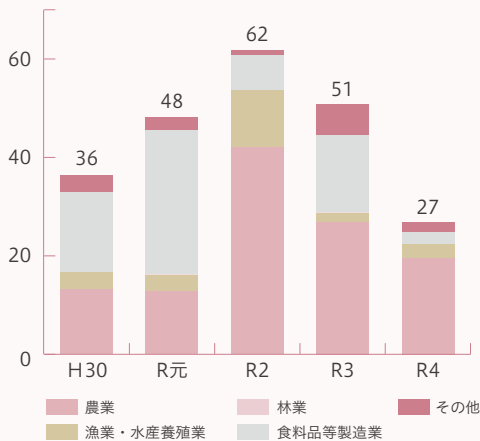


貸付金の施設別貸付状況

（単位：百万円）

	平成 30	令和元	2	3	4 年度
病 院	7,300	4,080	2,850	4,830	7,510
一 般 診 療 所	-	-	3,056	283	517
歯 科 診 療 所	-	-	1,446	96	94
そ の 他	50	-	-	-	-
合 計	7,350	4,080	7,352	5,209	8,121

農林漁業資金（単位：億円）

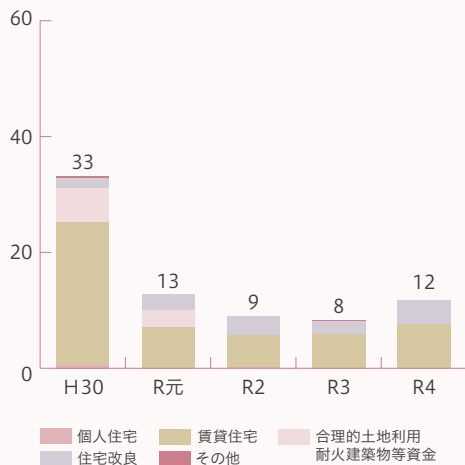


貸付金の業種別貸付状況

（単位：百万円）

	平成 30	令和元	2	3	4 年度
農 業	1,319	1,272	4,195	2,693	1,956
漁 業・水 産 養 殖 業	334	343	1,164	180	268
林 業	10	10	10	11	11
食 料 品 等 製 造 業	1,632	2,923	707	1,559	246
そ の 他	329	272	91	642	210
合 計	3,624	4,820	6,167	5,085	2,690

住宅資金（単位：億円）



貸付金の種類別貸付状況

（単位：百万円）

	平成 30	令和元	2	3	4 年度
個 人 住 宅	55	-	13	-	-
賃 貸 住 宅	2,466	714	567	592	769
合理的土地利用耐火建築物等資金	585	278	-	-	-
住 宅 改 良	176	287	312	216	412
そ の 他	34	-	-	29	-
合 計	3,316	1,279	891	837	1,181

財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
貸付金	1,038,554	1,062,539
出資金	7,579	7,241
現金預け金	38,406	21,227
有価証券	4,205	4,163
代理店勘定	12	38
未収収益	525	511
雑勘定	8	9
固定資産	6,650	6,605
貸倒引当金	△ 14,825	△ 20,186
資産合計	1,081,114	1,082,147
借入金	752,899	735,243
債券	157,600	157,681
債券発行差額	△ 1	△ 0
貸付受入金	10,015	28,515
未払費用	833	851
雑勘定	71	70
賞与引当金	163	167
退職給付引当金	2,468	2,588
負債合計	924,048	925,114
資本金	155,849	155,849
積立金	1,289	1,217
繰越損失金	△ 2,753	-
当期末処分利益又は当期末処理損失 (△)	2,680	△33
純資産合計	157,066	157,032
負債・純資産合計	1,081,114	1,082,147

(注) 貸借対照表の「当期末処分利益(又は当期末処理損失)」及び損益計算書の「当期利益金(又は当期損失金)」のうち、一般勘定の利益金については沖縄振興開発金融公庫の国庫納付金に関する政令第1条第1項の規定により、国庫納付することとし、米穀資金・新事業創出促進特別勘定の利益金(又は損失金)については、沖縄振興開発金融公庫法施行令附則第4条第2項(又は第3項)の規定により同勘定の積立金として積み立てる(又は減額して整理する)こととしています。なお、国庫に納付すべき利益金は、繰越損失金を除いた額とされているため、令和3年度において生じた一般勘定の利益金については、その全額を繰越損失金の補てんに充てています。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
経常収益	26,482	29,716
貸付金利息		
公庫貸付金利息	8,270	7,814
受取配当金	21	22
住宅資金貸付手数料収入	3	2
受託手数料	5	5
一般会計より受入	7,352	6,916
エネルギー対策特別会計より受入	5	4
有価証券益	24	27
雑収入	36	101
貸倒引当金戻入益	10,766	14,825
経常費用	23,802	29,749
借入金利息	2,505	2,298
債券利息	652	580
業務委託費	102	96
事務費	4,598	4,742
債券発行諸費	51	47
償却費	1,030	1,785
貸付金償却	889	1,644
固定資産減価償却費	141	141
貸倒引当金繰入	14,825	20,186
雑損	39	16
当期利益金又は当期損失金(△)	2,680	△33

重要な会計方針等 (令和4年度決算)

- 有価証券の評価基準及び評価方法
移動平均法による原価法によっている。
- 固定資産の減価償却方法
法人税法(昭和40年法律第34号)の基準を採用し、定額法により行っている。
なお、減価償却累計額は次のとおりである。
固定資産 3,739百万円
- 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金
貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、沖縄振興開発金融公庫の国庫納付金に関する政令(昭和26年政令第162号)第1条第3項の規定により一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積もった額の範囲内で計上している。
 - 賞与引当金
賞与引当金は、役員及び職員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上している。
 - 退職給付引当金
退職給付引当金は、役員及び職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。
退職一時金については、当公庫は職員300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用し、自己都合によ

る期末退職金要支給額を退職給付債務とする方法によっている。

なお、企業年金基金制度については、基金全体の令和4年3月末の年金債務額から令和5年3月末の年金資産額を控除した不足額を標準給与月額の内給振興開発金融公庫の負担割合に応じて退職給付債務を計上している。

- その他財務諸表作成のための重要な事項
 - 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。
 - 繰延勘定の処理方法
債券発行費
支出時に全額費用として処理している。
 - 債券発行差額の償却基準
債券の償還年限(9又は19年間)で均等償却している。
 - 延滞債権額
貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高)は、4,022百万円となっている。

財務の状況

主要経営指標の推移

(単位：百万円)

科 目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
経常収益	20,227	17,855	17,528	26,482	29,716
当期利益金又は当期損失金 (△)	△ 16	△ 71	△ 2,787	2,680	△ 33
貸付金残高	852,949	858,365	1,026,219	1,038,554	1,062,539
純資産残高	79,719	84,392	109,565	157,066	157,032
総資産残高	893,277	892,933	1,054,859	1,081,114	1,082,147

(注) 貸付金残高には、社債の取得は含みません。

資金計画の実績推移

(単位：億円)

科 目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
(支出)					
貸付金	1,326	1,166	3,376	1,373	1,186
出資金	2	11	2	1	3
借入金等償還	928	925	955	898	1,044
事業損金等	380	306	274	467	290
合計 (A)	2,636	2,408	4,607	2,738	2,522
(収入)					
貸付回収金	979	1,018	1,278	1,136	1,115
事業益金等	384	432	597	797	539
合計 (B)	1,363	1,450	1,875	1,932	1,654
借入金・債券 (A) - (B)	1,273	958	2,732	806	868
(借入金・債券の内訳)					
借入金	970	855	2,628	703	765
財政融資資金借入金	970	855	2,628	700	762
独立行政法人勤労者退職金共済機構借入金	-	-	0	3	3
債 券	303	103	103	103	103
沖縄振興開発金融公庫債券	300	100	100	100	100
沖縄振興開発金融公庫住宅地債券	3	3	3	3	3

(注) 民間借入金は、公庫法の規定により借入れした事業年度内に償還することが定められており、年度末の残高はゼロであるため本表には表示していません。なお、平成 30 年度から令和 4 年度までの借入実績はありません。

借入金等の明細

(単位：百万円)

借入金等の名称	当期首残高	当期借入額	当期償還額	当期末残高
財政融資資金借入金	748,348	76,200	93,336	731,212
一般会計借入金	2	-	1	1
独立行政法人勤労者退職金共済機構借入金	4,548	256	775	4,029
合 計	752,899	76,456	94,113	735,243

債券の明細

(単位：百万円)

債券の名称	当期首残高	当期発行額	当期償還額	当期末残高
沖縄振興開発金融公庫債券	155,000	10,000	10,000	155,000
沖縄振興開発金融公庫住宅地債券	2,600	338	257	2,681
合 計	157,600	10,338	10,257	157,681

引当金の明細

(単位：百万円)

引当金の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	14,825	20,186	14,825	20,186
賞与引当金	163	167	163	167
退職給付引当金	2,468	334	214	2,588

(注) 貸倒引当金の当期減少額は、洗替えによる取崩し額です。

出資者及び出資額の明細

(単位：百万円)

国の会計区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
一般会計	121,678	-	-	121,678
承 継	21,556	-	-	21,556
財政投融资特別会計投資勘定	12,615	-	-	12,615
合 計	155,849	-	-	155,849

固定資産の明細

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高 (取得価額)	当 期 増加額	当 期 減少額	当期末残高 (取得価額)	減価償却累計額		差引当期末 残 高
						当期償却額	
土 地	3,313	-	-	3,313	-	-	3,313
建 物	6,215	74	-	6,290	3,370	129	2,920
構築物	238	-	-	238	210	3	28
機械器具備品	191	16	8	199	160	9	39
敷 金	62	-	-	62	-	-	62
固定資産仮払金	237	10	5	243	-	-	243
合 計	10,256	101	12	10,344	3,739	141	6,605

保有有価証券の状況

(単位：億円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1. 株式及社債	57	57	57	42	42
2. 運用に係るもの	有価証券期末残高	-	-	-	-
	有価証券平均残高	-	-	-	-

(注) 株式及社債は、資産流動化法に基づき取得した特定社債です。

資本金の推移

(単位：百万円)

年度	資本金額	年度	資本金額	年度	資本金額	年度	資本金額
昭和47年5月(設立時)	21,556	平成2~3年度	28,526	平成13年度	68,582	平成28年度	77,672
47~52	24,556	4	29,183	14~16	70,182	29	77,837
53	24,656	5	30,550	17~19	70,232	30	78,324
54	24,856	6	31,580	20~21	71,692	令和元年度	83,068
55~56	24,956	7	36,116	22	71,892	2	111,028
57	25,356	8	39,767	23	72,336	3	155,849
58	26,956	9	43,618	24	73,489	4	155,849
59~62	27,556	10	52,918	25	74,089		
63	27,956	11	58,605	26	75,828		
平成元年度	28,026	12	63,192	27	77,293		

事務費の明細

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
役員給	79	79
職員基本給・諸手当	1,638	1,677
賞与引当金繰入	163	167
退職給付費用	342	334
諸支出金	288	289
旅費	33	63
業務諸費	2,015	2,086
債権保全費	2	3
税金	38	43
合計	4,598	4,742

経費率

(単位：億円、%)

	令和3年度	令和4年度
経費(A)	48	49
貸付金平均残高(B)(貸付受入金平均残高を除く)	10,224	10,261
経費率(A) / (B)	0.46	0.48

(注) 経費 = 事務費 + 業務委託費 + 債券発行諸費

利益率

(単位：%)

	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.24	-
資本経常利益率	2.08	-
総資産当期利益率	0.24	-
資本当期利益率	2.08	-

(注) 1. 総資産経常(当期)利益率 = 経常(当期)利益 / 総資産(保証債務見返勘定を除く)平均残高 × 100
 2. 資本経常(当期)利益率 = 経常(当期)利益 / 資本勘定(貸倒引当金勘定を含む)平均残高 × 100

(参考) 自己資本比率

(単位：億円、%)

項 目		令和3年度	令和4年度
基本的項目	資本金	1,558	1,558
	米穀資金・新事業創出促進積立金	13	12
	当期末処分利益又は当期末処理損失(△)	△1	△0
	合 計 (A)	1,571	1,570
補完的項目	一般貸倒引当金(不参入額差引後) (B)	59	61
自己資本計 (C)	(A)+(B)	1,630	1,631
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	9,348	9,639
	オフ・バランス取引項目	-	-
	オペレーショナルリスク相当額を8%で除して得た額	100	97
合 計 (D)	9,449	9,736	
自己資本比率=(C)/(D)×100	17.24	16.75	

- (注) 1. 自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に準拠して算出しています。
国内基準を適用のうえ、信用リスクアセットの算出において標準的手法を、オペレーショナル・リスクにおいて基礎的手法を採用しています。
マーケットリスクは適用していません。
2. 自己資本比率は小数点第3位以下を切り捨てています。
3. 当期末処分利益又は当期末処理損失については、米穀資金・新事業創出促進特別勘定分のみを記載しています。

資金運用収支の内訳等

(単位：億円、%)

	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	10,224	83	0.81	10,261	78	0.76
資金調達勘定	9,303	32	0.34	8,850	29	0.33
資金運用収支(利回り差)	-	51	(0.47)	-	49	(0.44)

- (注) 1. 資金運用勘定(平均残高) = 貸付金平均残高 - 貸付受入金平均残高
2. 資金調達勘定(平均残高) = 借入金等平均残高
3. 資金運用収支 = 貸付金利息 - 借入金利息 - 債券利息 - 寄託金利息

貸付金利息・支払利息の分析

(単位：億円)

	令和3年度			令和4年度		
	残高による増減	利回りによる増減	純増減	残高による増減	利回りによる増減	純増減
貸付金利息	7	△14	△7	0	△5	△5
支払利息	1	△5	△4	△2	△1	△3

(参考) 各種金利の推移(月末時点)

(単位：%)

年 月	基準金利	住宅資金金利	長期プライムレート	財政融資資金貸付金利				
				①	②	③	④	
令和4年	1月	0.77(0.70)	1.04	1.00	0.003	0.200	0.300	0.400
	2月	0.80(0.80)	↓	1.10	0.006	↓	↓	↓
	3月	0.85(↓)	1.05	↓	0.050	0.300	0.400	0.600
	4月	0.95(↓)	1.25	↓	0.070	↓	0.500	↓
	5月	↓(↓)	1.26	↓	0.060	0.400	↓	0.700
	6月	0.85(0.90)	1.35	1.20	0.030	0.300	↓	0.600
	7月	0.95(↓)	1.25	↓	0.070	0.400	0.600	0.800
	8月	0.84(↓)	1.38	↓	0.030	0.300	0.500	0.700
	9月	0.95(0.95)	1.33	1.25	0.060	0.400	0.600	↓
	10月	0.90(↓)	1.36	↓	0.100	↓	0.700	0.800
	11月	1.00(↓)	1.49	↓	0.200	0.500	0.800	1.000
	12月	0.90(↓)	1.63	↓	0.080	0.400	0.700	0.900
5年	1月	1.10(1.10)	1.53	1.40	0.300	0.600	0.800	1.000
	2月	1.00(1.20)	1.69	1.50	0.200	↓	0.900	1.100
	3月	1.10(1.15)	1.72	1.45	0.300	0.700	1.000	↓

- (注) 1. 基準金利欄は、中小企業資金の基準金利(() 内は産業開発資金の基準金利) で、貸付期間10年(据置なし)の金利です。
2. 財政融資資金貸付金利率欄は、①期間7年据置1年、②期間15年据置2年、③期間20年据置2年、④期間25年据置2年の金利です。

貸付金の状況

総貸付金残高

(単位：億円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
期末残高	8,529	8,584	10,262	10,386	10,625
平均残高	8,357	8,407	9,883	10,388	10,559

(注) 社債の取得は含みません。

業種別貸付金残高

(単位：百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
農林水産業	19,001	18,213	22,290	22,924	23,169
鉱業・採石業・砂利採取業	1,442	1,387	1,294	2,499	2,311
建設業	31,867	32,080	60,721	63,980	65,350
製造業	43,578	47,986	62,780	65,899	66,544
電気・ガス・熱供給・水道業	117,835	124,699	123,354	131,126	156,997
情報通信業	4,813	4,366	8,425	8,906	9,080
運輸業・郵便業	48,537	46,323	50,651	48,729	45,941
卸売業・小売業	56,965	56,143	94,310	95,652	95,270
金融業・保険業	313	312	600	586	611
不動産業・物品賃貸業	250,113	254,301	251,019	245,972	242,840
学術研究・専門・技術サービス業	4,773	4,735	11,444	12,053	12,448
宿泊業・飲食サービス業	90,556	92,523	133,303	136,116	130,017
生活関連サービス業・娯楽業	22,956	23,926	42,066	43,229	51,829
教育・学習支援業	9,153	9,309	11,421	10,670	10,045
医療・福祉	48,506	48,752	61,731	64,712	71,138
複合サービス事業	280	236	281	636	753
サービス業（他に分類されない）	11,409	12,095	17,642	17,777	17,980
その他	96,601	86,726	78,618	71,294	64,379
合 計	858,698	864,112	1,031,951	1,042,759	1,066,702

(注) 「その他」は、教育資金、恩給担保資金及び住宅資金（個人関係）等に係るものです。

使途別貸付金残高

(単位：百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
設備資金	738,283	746,194	695,923	689,814	710,910
運転資金	120,414	117,919	336,029	352,946	355,792
合 計	858,698	864,112	1,031,951	1,042,759	1,066,702

業種別・資金使途別貸付金残高

(単位：百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	設備資金	運転資金	合計	設備資金	運転資金	合計
農林水産業	10,024	12,900	22,924	9,704	13,465	23,169
鉱業・採石業・砂利採取業	2,238	261	2,499	2,047	264	2,311
建設業	10,123	53,856	63,980	9,454	55,896	65,350
製造業	33,768	32,131	65,899	33,679	32,866	66,544
電気・ガス・熱供給・水道業	131,035	91	131,126	156,921	76	156,997
情報通信業	1,476	7,430	8,906	1,516	7,564	9,080
運輸業・郵便業	36,071	12,658	48,729	32,568	13,373	45,941
卸売業・小売業	27,241	68,411	95,652	26,924	68,345	95,270
金融業・保険業	91	495	586	70	541	611
不動産業・物品賃貸業	228,236	17,736	245,972	225,354	17,486	242,840
学術研究・専門・技術サービス業	1,322	10,732	12,053	1,641	10,807	12,448
宿泊業・飲食サービス業	77,719	58,397	136,116	72,648	57,368	130,017
生活関連サービス業・娯楽業	16,044	27,185	43,229	25,606	26,224	51,829
教育・学習支援業	6,778	3,892	10,670	6,059	3,986	10,045
医療・福祉	43,497	21,215	64,712	49,380	21,759	71,138
複合サービス事業	540	96	636	555	199	753
サービス業(他に分類されない)	8,778	8,998	17,777	8,968	9,012	17,980
その他	54,831	16,463	71,294	47,818	16,561	64,379
合計	689,814	352,946	1,042,759	710,910	355,792	1,066,702

(注)「その他」は、教育資金、恩給担保資金及び住宅資金(個人関係)等に係るものです。

職員1人当たり及び1店舗当たりの貸付金残高

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
職員1人当たり残高	4,805	4,893
1店舗当たり残高	173,793	177,784

貸付金償却額

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸付金償却額	3,433	1,108	1,141	889	1,644

延滞債権額(6ヵ月以上延滞)

(単位：百万円、%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延滞債権額(A)	2,846	3,530	2,523	2,746	4,022
総貸付金残高(B)	852,949	858,365	1,026,219	1,038,554	1,062,539
比率(A)/(B)×100	0.33	0.41	0.25	0.26	0.38

(注) 1. 延滞債権額：弁済期限を6ヵ月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高額
 2. 総貸付金残高には、社債の取得は含まれません。

行政コスト計算財務書類

沖縄公庫を含む特殊法人等は、国民に対する説明責任を確保し、透明性の一層の向上を図る観点から「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」(平成13年6月財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会の報告書に基づく通達)に拠り、行政コスト計算財務書類を作成公表しています。

行政コスト計算財務書類とは、特殊法人等が民間企業として活動を行っているとは仮定して企業会計原則に準拠した民間企業仮定財務諸表を作成するとともに、通常コストとして認識されない政府出資金等に係る機会費用についても加算し、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示する書類です。

行政コスト計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
I 業務費用		
仮定損益計算書上の費用		
資金調達費用	3,156	2,878
役務取引等費用	102	96
その他業務費用	51	47
業務経費	4,782	4,917
その他経常費用	5,732	7,633
特別損失	2	0
(控除) 業務収益		
資金運用収益	△ 8,318	△ 7,859
役務取引等収益	△ 7	△ 6
その他経常収益	△ 41	△ 174
業務費用合計	5,461	7,532
II 機会費用		
政府出資の機会費用	340	606
低利借入金に係る機会費用	0	0
公務員からの出向職員に係る退職給付引当金増加額	9	8
機会費用合計	349	615
III 行政コスト	5,809	8,147

民間企業仮定貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
(資産の部)		
現金預け金	38,418	21,264
現金	2	3
預け金	38,415	21,262
有価証券	10,635	10,051
株式	6,433	5,959
社債	4,202	4,093
貸出金	1,028,540	1,034,024
手形貸付	—	101
証書貸付	1,038,554	1,062,438
未貸付額	△ 10,015	△ 28,515
その他資産	573	556
未収収益	504	485
その他の資産	69	71
有形固定資産	6,993	8,392
建物	6,204	6,278
土地	3,295	3,295
建設仮勘定	237	243
その他の有形固定資産	1,429	3,160
減価償却累計額	△ 4,172	△ 4,585
無形固定資産	426	403
ソフトウェア	411	389
ソフトウェア仮勘定	16	14
貸倒引当金	△ 15,403	△ 21,156
資産の部合計	1,070,182	1,053,534
(負債の部)		
借入金	752,899	735,243
債券	157,599	157,680
その他負債	1,357	2,840
未払費用	833	851
その他の負債	525	1,988
賞与引当金	163	167
退職給付引当金	2,468	2,588
負債の部合計	914,487	898,518
(純資産の部)		
資本金	155,849	155,849
利益剰余金	△ 151	△ 763
その他利益剰余金	△ 151	△ 763
米穀資金・新事業創出促進積立金	1,289	1,217
繰越利益剰余金	△ 1,440	△ 1,980
その他有価証券評価差額金	△ 3	△ 70
純資産の部合計	155,695	155,016
負債及び純資産の部合計	1,070,182	1,053,534

民間企業仮定損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
経常収益	15,723	14,959
資金運用収益	8,318	7,859
貸出金利息	8,273	7,810
有価証券利息配当金	45	49
その他の受入利息	0	0
役員取引等収益	7	6
国庫補助金収入	5	4
政府補助金収入	7,352	6,916
その他経常収益	41	174
株式等売却益	12	92
その他の経常収益	28	82
経常費用	13,824	15,571
資金調達費用	3,156	2,878
借入金利息	2,505	2,298
債券利息	652	580
役員取引等費用	102	96
その他業務費用	51	47
業務経費	4,782	4,917
その他経常費用	5,732	7,633
貸倒引当金繰入額	5,286	7,036
貸出金償却	239	361
株式等売却損	—	15
株式等償却	198	220
その他の経常費用	9	1
経常利益又は経常損失 (△)	1,899	△ 612
特別損失	2	0
固定資産処分損	2	0
当期純利益又は当期純損失 (△)	1,897	△ 612

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
I 業務活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益又は当期純損失(△)	1,897	△ 612
減価償却費	802	719
貸倒引当金の増減額	4,637	5,753
退職給付引当金の増減額	82	120
賞与引当金の増減額	△ 8	4
資金運用収益	△ 8,318	△ 7,859
資金調達費用	3,156	2,878
有価証券関連損	185	143
固定資産処分損益	2	0
貸出金の純増減	△ 24,315	△ 5,484
債券の純増減	66	81
借入金の純増減	△ 9,322	△ 17,657
資金運用による収入	8,347	7,878
資金調達による支出	△ 3,220	△ 2,858
その他	△ 20	△ 4
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 26,029	△ 16,898
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 61	△ 277
有価証券の売却による収入	1,591	651
有形固定資産の取得による支出	△ 322	△ 96
無形固定資産の取得による支出	△ 94	△ 124
有形固定資産の売却による収入	—	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,115	153
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資金の受入による収入	44,821	—
リース債務の返済による支出	△ 516	△ 409
財務活動によるキャッシュ・フロー	44,305	△ 409
IV 現金及び現金同等物の増加額(△減少額)	19,391	△ 17,153
V 現金及び現金同等物の期首残高	19,027	38,418
VI 現金及び現金同等物の期末残高	38,418	21,264

民間企業仮定株主資本等変動計算書 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			株主資本 合 計	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産 合 計
	資 本 金	利益剰余金				
		米穀資金・新事業 創出促進積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	111,028	1,324	△ 3,372	108,980	△ 11	108,970
当期変動額						
出資金の受入	44,821			44,821		44,821
当期純利益			1,897	1,897		1,897
米穀資金・新事業創出促進積立金		△ 35	35	—		—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					8	8
当期変動額合計	44,821	△ 35	1,931	46,718	8	46,725
当期末残高	155,849	1,289	△ 1,440	155,698	△ 3	155,695

民間企業仮定株主資本等変動計算書 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			株主資本 合 計	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産 合 計
	資 本 金	利益剰余金				
		米穀資金・新事業 創出促進積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	155,849	1,289	△ 1,440	155,698	△ 3	155,695
当期変動額						
当期純損失			△ 612	△ 612		△ 612
米穀資金・新事業創出促進積立金		△ 72	72	—		—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					△ 67	△ 67
当期変動額合計	—	△ 72	△ 540	△ 612	△ 67	△ 679
当期末残高	155,849	1,217	△ 1,980	155,086	△ 70	155,016

(注) 1. 米穀資金・新事業創出促進積立金については民間企業仮定損益計算書から計算されたものではなく、現行の財務諸表から計算された金額です。
2. 米穀資金・新事業創出促進積立金は、沖縄振興開発金融公庫法施行令附則第4条第2項に基づく法第19条第4項の業務に係る積立金です。

財務書類の注記

令和3年度

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
2. 固定資産の償却方法
 - (1)有形固定資産(リース資産を除く)
有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 8～50年
動産 5～15年
 - (2)無形固定資産
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。
自社利用のソフトウェア(公庫内利用分)については、公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
 - (3)リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている貸倒引当金算定基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和2年10月8日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで引き当てており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。
破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、業務関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

(2)賞与引当金

賞与引当金は、役員及び職員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。
退職給付引当金は、役員及び職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
なお、企業年金基金制度については、基金全体の令和3年3月末の年金債務額から令和4年3月末の年金資産額を控除した積立不足額を標準給付月額当公庫の負担割合に応じた退職給付債務を認識しております。また、退職一時金については、当公庫は職員300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用し、自己都合による期末退職金要支給額を退職給付債務とする方法によっております。

令和4年度

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
同左
2. 固定資産の償却方法
 - (1)有形固定資産(リース資産を除く)
同左
 - (2)無形固定資産
同左
 - (3)リース資産
同左
3. 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている貸倒引当金算定基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和4年4月14日最終改正)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで引き当てており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。
破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、業務関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

(2)賞与引当金

同左

(3)退職給付引当金

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。
退職給付引当金は、役員及び職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
なお、企業年金基金制度については、基金全体の令和4年3月末の年金債務額から令和5年3月末の年金資産額を控除した積立不足額を標準給付月額当公庫の負担割合に応じた退職給付債務を認識しております。また、退職一時金については、当公庫は職員300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用し、自己都合による期末退職金要支給額を退職給付債務とする方法によっております。

令和3年度

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、業務経費等の費用は税込方式によっております。

5. 債券発行費の会計処理

支出時に全額費用として処理しております。

注記事項－貸借対照表関係

1. リスク管理債権の明細

沖縄振興開発金融公庫は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)」の対象ではありませんが、自己査定の結果を踏まえて、銀行法に基づくリスク管理債権について開示しています。

なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,523百万円
危険債権額	21,338百万円
三月以上延滞債権額	0円
貸出条件緩和債権額	49,288百万円
合計額	76,149百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

上記の債権額は、資産査定結果を踏まえ算出したもので、貸倒引当金控除前の金額であります。なお、上記債権額は未貸付額を含んだ金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

2. 未貸付額

貸借対照表にて、貸出金より控除している未貸付額は、貸付資金の未交付額であります。

3. 有価証券関係

(1)子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価評価の対象とはしていません。

令和4年度

4. 消費税等の会計処理

同左

5. 債券発行費の会計処理

同左

注記事項－貸借対照表関係

1. リスク管理債権の明細

沖縄振興開発金融公庫は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)」の対象ではありませんが、自己査定の結果を踏まえて、銀行法に基づくリスク管理債権について開示しています。

なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,926百万円
危険債権額	31,562百万円
三月以上延滞債権額	0円
貸出条件緩和債権額	53,932百万円
合計額	91,420百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

上記の債権額は、資産査定結果を踏まえ算出したもので、貸倒引当金控除前の金額であります。なお、上記債権額は未貸付額を含んだ金額であります。

(表示方法の変更)

同左

2. 未貸付額

同左

3. 有価証券関係

(1)子会社株式及び関連会社株式

同左

令和3年度

(注)市場価格のない株式等の民間企業仮定貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	民間企業仮定貸借対照表計上額
関連会社株式	2,115
合計	2,115

(2)その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	民間企業仮定貸借対照表計上額	取得原価	差額
時価が民間企業仮定貸借対照表計上額を超えるもの	社債	2,147	2,147	0
時価が民間企業仮定貸借対照表計上額を超えないもの	社債	2,055	2,058	△3
	合計	4,202	4,205	△3

(※1)社債の時価については、当期末において同様の新規引受を行った場合に想定される信用リスクを加味した利率により、将来の元利金の受取額を割り引いた現在価値を時価としています。

(注)上表に含まれない市場価格のない株式等の民間企業仮定貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	民間企業仮定貸借対照表計上額
非上場株式	4,318
合計	4,318

注記事項－キャッシュ・フロー計算書関係

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、民間企業仮定貸借対照表上の「現金預け金」であります。

現金及び現金同等物の期末残高と民間企業仮定貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

現金預け金勘定	38,418百万円
現金及び現金同等物	38,418百万円

注記事項－行政コスト計算書関係

1. 機会費用の計上基準

(1)政府出資

政府出資金に係る機会費用の算定における利率は0.218%を採用しております。

(2)通常の資金調達よりも有利な条件による資金調達

無利率による政府からの資金調達に係る機会費用は、各年度における通常の資金調達に係る約定利率の加重平均値を実質金利として算定し、これを各無利率借入金の借入残高に乗じて算定しております。

(3)公務員からの出向職員に係る退職給付引当金の当期増加額

公務員からの出向職員に係る、自己都合による期末退職手当所要額と期首退職手当所要額の差額を計上しております。

その他

持分法損益

持分法を適用した場合の関連会社株式の評価額及び持分法を適用した場合の投資利益は次のとおりであります。

関連会社に対する投資の金額	2,115百万円
持分法を適用した場合の関連会社株式評価額	3,330百万円
貸借対照表価額との差額	1,215百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	129百万円

重要な後発事象

該当事項はありません。

令和4年度

(注)市場価格のない株式等の民間企業仮定貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	民間企業仮定貸借対照表計上額
関連会社株式	2,115
合計	2,115

(2)その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	民間企業仮定貸借対照表計上額	取得原価	差額
時価が民間企業仮定貸借対照表計上額を超えないもの	社債	4,093	4,163	△70
	合計	4,093	4,163	△70

(※1)社債の時価については、当期末において同様の新規引受を行った場合に想定される信用リスクを加味した利率により、将来の元利金の受取額を割り引いた現在価値を時価としています。

(注)上表に含まれない市場価格のない株式等の民間企業仮定貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	民間企業仮定貸借対照表計上額
非上場株式	3,844
合計	3,844

注記事項－キャッシュ・フロー計算書関係

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、民間企業仮定貸借対照表上の「現金預け金」であります。

現金及び現金同等物の期末残高と民間企業仮定貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

現金預け金勘定	21,264百万円
現金及び現金同等物	21,264百万円

注記事項－行政コスト計算書関係

1. 機会費用の計上基準

(1)政府出資

政府出資金に係る機会費用の算定における利率は0.389%を採用しております。

(2)通常の資金調達よりも有利な条件による資金調達

同左

(3)公務員からの出向職員に係る退職給付引当金の当期増加額

同左

その他

持分法損益

持分法を適用した場合の関連会社株式の評価額及び持分法を適用した場合の投資利益は次のとおりであります。

関連会社に対する投資の金額	2,115百万円
持分法を適用した場合の関連会社株式評価額	3,460百万円
貸借対照表価額との差額	1,345百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	130百万円

重要な後発事象

同左

参考情報

リスク管理債権等

沖縄公庫は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)」の対象ではありませんが、自己査定の結果を踏まえて、銀行法に基づくリスク管理債権及び金融再生法に基づく開示債権について開示しています。

1. リスク管理債権

銀行法に基づくリスク管理債権は以下のとおりです。

(単位：百万円)		
区 分	令和3年度	令和4年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,523	5,926
危険債権	21,338	31,562
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	49,288	53,932
小 計	76,149	91,420
正常債権	967,118	975,771
合 計	1,043,266	1,067,191

(注) 計数は、単位未満四捨五入によるため、各計数の和は必ずしも合計と一致しません。以下、各表とも同じ。

各区分の定義は以下のとおりです。

(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

(2)危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

(3)三月以上延滞債権

元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金(上記(1)及び(2)を除く)

(4)貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(上記(1)~(3)を除く)

(5)正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記(1)~(4)以外のものに区分される債権

2. 金融再生法に基づく開示債権

金融再生法に基づく開示債権は以下のとおりです。

(単位：百万円)		
区 分	令和3年度	令和4年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,523	5,926
危険債権	21,338	31,562
要管理債権	49,288	53,932
小 計	76,149	91,420
正常債権	967,118	975,771
合 計	1,043,266	1,067,191

各区分の定義は以下のとおりです。

(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権

同左

(2)危険債権

同左

(3)要管理債権

三月以上延滞債権(上記(1)及び(2)を除く)及び貸出条件緩和債権(上記(1)及び(2)並びに「三月以上延滞債権」を除く)

(4)正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記(1)~(3)以外のものに区分される債権

自己査定・金融再生法開示債権・リスク管理債権一覧 (令和5年3月末時点)

(単位:百万円)

自己査定 債務者区分	自己査定分類区分				引当金 (引当率)	金融再生法 開示債権	リスク管理債権
	非分類	II分類	III分類	IV分類			
破綻先 実質破綻先 5,926	担保・保証による保全部分 1,101		非保全部分の全額を個別引当 4,825		4,825 (100%)	破産更生債権及び これらに準ずる債権 5,926	破産更生債権及び これらに準ずる債権 5,926
破綻懸念先 31,562	担保・保証による保全部分 6,605		非保全部分の一部 (劣後ローンは全額) を個別引当 24,948		劣後ローン 581 (100%) 7,090 (29.0957%)	危険債権 31,562	危険債権 31,562
要 注 意 先	要管理先(注2) 60,378	貸倒実績率に基づく今後3年間の 予想損失により一般引当 60,158		劣後ローンの非 保全部分全額を 一般引当 220	劣後ローン 220 (100%) 1,889 (3.1404%)	要管理債権 53,932	三月以上延滞債権 — 貸出条件緩和債権 53,932
	その他要注意先 149,648	貸倒実績率に基づく今後1年間の 予想損失により一般引当 145,409		劣後ローンの非 保全部分全額を 一般引当 3,632	劣後ローン 3,632 (100%) 1,973 (1.3572%)		
正常先 819,030	同上 791,131				947 (0.1197%)	正常債権 975,771	正常債権 975,771
地方公共団体に対する債権 647							
総計(注1) 1,067,191					個別 12,495 一般 8,661 合計 21,156	総計 1,067,191	総計 1,067,191

(注) 1. 自己査定の対象資産は貸付金、未収貸付金利息、貸付資産関連の仮払金、引受社債としての有価証券、引受社債関連の未収有価証券利息及び保証債務見返です。
 2. 自己査定上の「要管理先」債権は、当該債務者に対する総与信ベースの金額です。
 ※計数は、単位未満四捨五入によるため、各計数の和は必ずしも合計と一致しません。

役職員の報酬・給与等について

1 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当公庫は、沖縄県を対象地域とし、本土における政策金融機関の業務を一元的に担う総合的な政策金融機関として、沖縄の経済の振興と社会の開発を金融面から支援している。

役員については、沖縄地域の金融・経済事情や国及び沖縄における広範な公共政策の動向などに識見のある者で構成されており、役員報酬については、国会の議決を経て承認された予算に従い、国家公務員の指定職に準じた水準となっている。

② 令和4年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員報酬のうち、特別手当の額については、役員の勤務実績に応じ、増額又は減額することができることとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び令和4年度における改定内容

役員報酬は、下表のとおり、本俸、特別調整手当、通勤手当、特別手当から構成されている。

令和4年度は次の改定を実施。

- ・特別手当について、国家公務員に準じた引上げ(+0.05ヵ月)。
- ・特別手当の支給基準は、下表のとおりである。

給与の種類	支給基準
	月額(単位:千円)
イ 本俸	理事長…………… 1,106
	副理事長…………… 950
	理事…………… 822
	監事(非常勤)…………… 492
ロ 特別調整手当	東京都特別区に在勤する役員 本俸月額×0.2
ハ 通勤手当	一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第12条第1項及び第2項の規定に準じて支給
ニ 特別手当	{本俸月額+(本俸月額×0.45)}× 支給割合(※)×在職期間 (※)令和4年度支給割合:3.30ヶ月

・監事(非常勤)については、特別調整手当、通勤手当、特別手当の支給はない。

2 役員報酬等の支給状況

役名	令和4年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
理事長	千円 18,564	千円 13,272	千円 5,292	千円 -			
副理事長	千円 18,367	千円 11,400	千円 4,545	千円 2,280 141 (特別調整手当) (通勤手当)			◇
A理事	千円 15,855	千円 9,864	千円 3,933	千円 1,972 85 (特別調整手当) (通勤手当)			◇
B理事	千円 13,797	千円 9,864	千円 3,933	千円 -		令和5年 3月31日	※
C理事	千円 13,797	千円 9,864	千円 3,933	千円 -	令和4年 4月1日		※
監事 (非常勤)	千円 5,904	千円 5,904	千円 -	千円 -		令和5年 3月31日	*

注1:「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:本表の「前職」欄の「*」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者、「*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す。

注3:各項目で端数処理を行っているため、各項目の合計が、総額と一致しない場合がある。

3 役員報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

当公庫は、昭和47年の本土復帰以来、沖縄における政策金融を一元的・総合的に進めている政策金融機関であり、国及び沖縄県の重点施策と一体となって沖縄の振興開発に取り組んでいる。

理事長

副理事長

理事

監事(非常勤)

したがって、当公庫の役員については、経済や金融について高い専門性はもとより国及び沖縄における広範な公共政策に関する幅広い知見が必要であり、そのような広範かつ高度な見識を持つ人材を登用するためにも、国家公務員の指定職に準じた報酬水準は妥当であると考えられる。

また、役員報酬については、国会の議決を経て承認された予算の範囲内で適正に執行している。

【主務大臣の検証結果】

役員の職務・職責や国家公務員指定職の俸給との比較等を踏まえると、現行の報酬水準は概ね妥当であると考えられる。

4 役員退職手当の支給状況

(令和4年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績助成率	前職
理事長	該当者なし	年 月			
副理事長	千円 該当者なし	年 月			
理事	千円 2,948	2 年 0 月	令和4年 3月31日	1.4	※

注:本表の「前職」欄の「*」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者、「*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す。

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
理事長	該当者なし
副理事長	該当者なし
理事	退職手当の算定の基礎となる業績助成率については、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員退職金について」(平成15年12月19日閣議決定)の趣旨を踏まえ、内部規程の定めに従い、在職期間における法人の業績や当該役員の実績を個別に検討した上で、外部有識者からなる業績評価委員会において決定。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

役員報酬のうち、特別手当の額については、役員の勤務実績に応じ、増額又は減額することができることとしている。今後についても、継続していく予定である。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

給与水準については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の給与水準等に準拠して定められている国家公務員の給与水準等を勘案して、自律的・自主的な労使関係の中で決定している。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方（業績給の仕組み及び導入実績を含む。）

人事課に基づき職員の勤務成績を昇給・昇格に反映させるとともに、奨励手当において半期毎の勤務成績を反映させる仕組みとしている。

③ 給与制度の内容及び令和4年度における主な改定内容

1 給与制度の内容

職員の給与については、給与規程第2条において、基本給及び諸手当を定めており、それぞれの区分は以下のとおりである。

基本給：本俸、扶養手当、管理職手当

諸手当：特別都市手当、時間外勤務手当、管理職特別勤務手当、特地勤務手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、宿日直手当、期末手当、奨励手当

2 令和4年度における主な改定内容

国家公務員に準じて次の改定を実施した。

- ・本俸の引上げ（平均0.23％）
ただし、若年層の本俸表の改定に限る。
- ・賞与の引上げ（+0.10ヵ月）

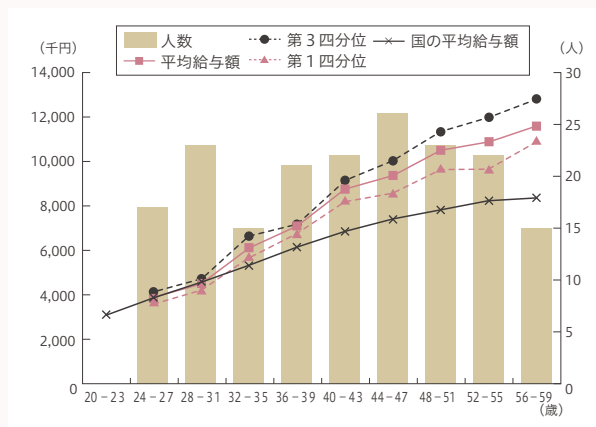
2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和4年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	184人	42.3歳	千円 8,224	千円 5,866	千円 66	千円 2,358
事務・技術	184人	42.3歳	千円 8,224	千円 5,866	千円 66	千円 2,358
非常勤職員	16人	52.9歳	千円 3,351	千円 2,880	千円 76	千円 471
事務・技術	3人	47.5歳	千円 2,974	千円 2,498	千円 111	千円 476
嘱託	13人	54.1歳	千円 3,438	千円 2,968	千円 67	千円 470

注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。
 注2：常勤職員については、「事務・技術」以外の職種の該当者がいないことから欄を省略した。
 注3：在外職員、任期付職員、再任用職員については、該当者がいないことから欄を省略した。
 注4：嘱託とは、業務の繁忙等の事由により、専門性の高い業務を委嘱された者をいう。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員) (在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。)



注1：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。
 注2：近年の新規採用は四大卒以上に限られており、入庫後1年未満の職員は本調査の対象から除外されていることから、20～23歳の該当職員がいない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
代表的職位	人	歳	千円	千円
本店・本部課長	22	53.4	11,634	13,805～10,204
本店・本部係員	21	28.3	4,224	4,224～3,682

④ 賞与(令和4年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	54.7%	52.2%	53.4%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	45.3%	47.8%	46.6%
	最高～最低	54.0～42.6%	56.1～45.0%	55.0～43.8%
一般職員	一律支給分(期末相当)	55.9%	53.4%	54.6%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	44.1%	46.6%	45.4%
	最高～最低	45.4～42.0%	47.8～44.6%	46.5～43.4%

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内 容	
対国家公務員 指数の状況	年齢勘案	123.9
	年齢・地域勘案	133.7
	年齢・学歴勘案	120.6
	年齢・地域・学歴勘案	131.8

1 高い専門性を有する人材の確保

当公庫は、沖縄県のみを対象地域とし、本土における政策金融機関の業務を一元的に担っているほか、沖縄の地域的な政策課題に応えるための独自の業務として、産業基盤整備、地域開発事業への出融資や新事業支援のための出資業務を行っており、総合的な政策金融機関として、沖縄の経済の振興と社会の開発を金融面から支援している。

一般の金融機関が行う金融サービスを補完し、民間投資を促進するため、電力・空港関連施設・ホテル等の地域開発事業や、中小・小規模事業者、農林漁業者の必要とする長期資金を出融資しているほか、住宅・医療・教育等の生活分野における多様な資金ニーズにも応えている。また、蓄積した経済・金融情報やノウハウの提供により、各種の産業施策の立案やプロジェクトの企画形成の支援に加え、事業再生、創業者の支援、新規事業育成のための出資にも積極的に取り組んでいる。

限られた定員のなかでこのような業務を遂行するため、当公庫の職員には、幅広い分野のより高い専門性に対応できる能力が必要であることから、大学卒以上を中心とする職員採用を継続的に実施している。なお、職員の95.7%が審査、法務、企画、調査等の業務を担う総合職職員となっており、国家公務員(行(一))大学卒61.7%)に比べ大学卒の割合が高い。

(学歴別の人員構成)

	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
当公庫	95.7%	3.3%	1.1%	—
国家公務員 (行(一))	61.7%	12.5%	25.8%	0.0%

注1：大学卒には、修士課程以上の修了者(6.0%)を含む。
注2：当公庫では、最終学歴が中学卒の職員はいないことから、「—」にて表示。

2 総合政策金融機関としての執行態勢の確保

当公庫においては、限られた人数で、高い専門性が求められる多様な政策金融を一元的、効率的に実施するとともに、金融機関として求められている責任の下、適切に業務を行う執行態勢の確保を図るため、相応の権限と責

国に比べて
給与水準が
高くなって
いる理由

任を持った管理職職員を一定数必要としていることから、管理職職員の割合が、国家公務員(行(一))と比べて高くなっている。なお、当公庫の管理職職員は、組織のマネジメントのみならず、事案によっては直接顧客との交渉にあたるなど、部下職員には困難な業務を直接遂行するプレイングマネージャーとしての役割も果たしている。

(管理職層の割合)

当公庫	29.9%	(支店課長級以上)
国家公務員(行(一))	18.0%	(俸給の特別調整額受給者)

(級別人員構成の割合)

当公庫	20.1%	(2等級以上)
国家公務員(行(一))	5.4%	(7級以上)

3 離島地域の資金ニーズに対する対応

当公庫は、多くの離島を抱える沖縄にあって、離島地域のニーズにきめ細かく対応するため、宮古支店、八重山支店を有している。両支店の職員に対しては、国家公務員に準じて特勤手当を支給しているが、その受給者の割合が国家公務員(行(一))と比べて高くなっている。

(特勤手当受給者の割合)

当公庫	9.8%
国家公務員(行(一))	0.7%

4 沖縄県に本店を有することによる地域勘案指数への影響

当公庫の本店(沖縄県)には、組織の中核を担う役職層が多数勤務している。沖縄県は、国家公務員における「地域手当の非支給地」に該当するが、同じ「地域手当の非支給地」にある国の機関は、小規模な地方事務所が多く、役職層の割合が少ないことから、当公庫の地域勘案指数は高くなっていると考えられる。

【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 16.4%】
(国からの財政支出額 1,935百万円、支出予算の総額 11,797百万円:令和4年度予算)

【累積欠損額:貸借対照表上の繰越損失金は△2,752百万円(これにより純資産額合計は157,065百万円)(令和3年度決算)】

【管理職の割合 29.9%(常勤職員数 184名中55名)】
【大卒以上の高学歴者の割合 95.7%(常勤職員数 184名中176名)】

【支出総額に占める給与・報酬等支給総額 23.8%】
(支出総額 7,893百万円、給与・報酬等支給総額 1,881百万円:令和3年度決算)

給与水準の妥当性の検証

【検証結果】

(法人の検証結果)

令和4年度の対国家公務員指数は123.9と令和3年度(122.8)に比べ1.1ポイント上昇した。その主因は、令和3年度の賞与の年間支給月数が当公庫は4.30月(国家公務員は4.45月)であったため令和3年度の対国家公務員指数は低下していたものであり、令和4年度はその反動があった。

また、当公庫はプロパー職員、国及び他政策金融機関からの出向者で構成される小規模な組織であることから、ラスパイレース指数の算定対象者となる1年超在籍者の職階構成がその時々的人事異動で変動することも影響している。

給与水準については、上記の「国に比べて給与水準が高くなっている理由欄」にも記載したとおりであり、給与は、国会の議決を経て決定された人件費予算の範囲内で適正に執行・管理している。

(主務大臣の検証結果)

沖繩公庫においては、少ない人数で、日本政策金融公庫並びの融資業務に加え、産業開発資金等の融資や出資といった幅広い業務を行うために、高度な専門性を有する優秀な人材の確保を必要としており、令和4年度の対国家公務員指数は123.9となっている。引き続き、国民の理解が得られるよう、給与水準の適正化の努力が求められる。

講ずる措置

【講ずる措置】

令和5年度においても、国における取組みを踏まえつつ、給与制度の不断の見直しについて、自律的・自主的な労使関係の中で取り組むこととしており、これらにより、給与水準の適正化に取り組む考えである。

【改善策】

上述のとおり、国における取組みを踏まえつつ、給与制度の見直しについて、自律的・自主的な労使関係の中で、給与水準の適正化に取り組む。

III 総人件費について

区 分	当年度 (令和4年度)	前年度 (令和3年度)	比較増△減	
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 1,913,538	千円 1,881,635	千円 31,902	(%) (1.7%)
退職手当支給額 (B)	千円 117,050	千円 162,989	千円 △ 45,938	(%) (△ 28.2%)
非常勤役員等給与 (C)	千円 307,943	千円 310,204	千円 △ 2,260	(%) (△ 0.7%)
福利厚生費 (D)	千円 498,931	千円 498,171	千円 760	(%) (0.2%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 2,837,464	千円 2,853,000	千円 △ 15,535	(%) (△ 0.5%)

注：各項目で端数処理を行っているため、各項目((A)～(D))の合計が、総額(A+B+C+D)と一致しない場合がある。

総人件費について参考となる事項

- ①令和4年度においては、時間外勤務手当の増加等により、「給与、報酬等支給総額」が前年度比1.7%増となったが、「最広義人件費」は前年度比0.5%減となった。
- ②「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月7日閣議決定)及び「独立行政法人及び特殊法人等における役職員の給与及び退職手当について」(平成29年11月17日事務連絡)に基づき、平成30年1月から以下の措置を講ずることとした。
役員に関する講じた措置：平成30年1月1日以降は、△16.3%
職員に関する講じた措置：平成30年1月1日以降は、△16.3%
- ③総人件費については、国の動向等を踏まえ、必要な検討を行うほか、公庫独自の給与の見直しを進めることとしており、これらにより総人件費抑制に取り組む考えである。

IV その他

(特になし)

4 モデル給与

(扶養親族がない場合)

- 22歳(大卒初任給) 月額201,100円 年間給与2,978,291円
- 35歳(本店調査役) 月額378,600円 年間給与6,375,624円
- 50歳(本店課長) 月額623,800円 年間給与10,877,542円
- ※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者、父母等6,500円、子一人につき10,000円)を支給。
- モデル給与の月額及び年間給与は、本俸、管理職手当、特別都市手当、特勤勤務手当を基礎に算出している。

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

- 当公庫は、公正な処遇、人材育成、人材活用、組織目標の達成を目的とした人事考課制度を導入しており、人事考課制度による職員の勤務成績を昇給・昇格に反映させるとともに、奨励手当において半期毎の勤務成績を反映させる仕組みとしている。
- 今後も、同制度を活用し、継続して取り組む考えである。

沖縄振興開発金融公庫法(抜粋)

(目的)

第1条 沖縄振興開発金融公庫は、沖縄(沖縄県の区域をいう。以下同じ。)における産業の開発を促進するため、長期資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励するとともに、沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金で、一般の金融機関が供給することを困難とするものを供給し、もつて沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的とする。

(役員)

第8条 公庫に役員として理事長1人、副理事長1人、理事3人以内及び監事1人を置く。

(役員の給与及び退職手当の支給の基準)

第18条 公庫は、その役員の給与及び退職手当の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(業務の範囲)

第19条 公庫は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金(沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み特に必要があると認められるものとして主務大臣が定めるものに限る。)であつて次に掲げるものの貸付け、当該資金に係る債務の保証(債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。以下同じ。)、当該資金の調達のために発行される社債(特別の法律により設立された法人で会社でないものの発行する債券を含む。以下同じ。)の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けを行うこと。ただし、当該保証に係る債務の履行期限(ただし、当該債務の保証の日から起算する。)及び当該取得に係る社債の償還期限(ただし、当該取得の日から起算する。)及び当該譲受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限(ただし、当該譲受けの日から起算する。)は、一年未満のものであつてはならない。
- イ 設備の取得(設備の賃借権その他の設備の利用に係る権利の取得を含む。)、改良若しくは補修(以下この号において「取得等」という。)に必要な資金、当該設備の取得等に関連する資金、土地の造成(当該造成に必要な土地の取得を含む。)に必要な資金又は既存市街地若しくは駐留軍用地跡地(沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(平成七年法律第百二号)第二条第二号に規定する駐留軍用地跡地をいう。)の整備改善に著しく寄与する事業(住宅の建設に係るもので政令で定めるものを除く。)に係る施設若しくは地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設の建設若しくは整備に必要な資金
- ロ イに掲げるもののほか、事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ若しくは物品の購入等に必要資金(沖縄における産業の振興開発に特に寄与する資金として主務大臣が定めるものに限る。)又は高度で新しい技術の研究開発に必要な資金
- ハ イ又はロに掲げる資金の返済に必要な資金(イ又はロに掲げる資金の調達のために発行された社債の償還に必要な資金を含む。)
- 一の二 主務大臣の認可を受けて、沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な資金(沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み特に必要があると認められるものとして主務大臣が定めるものに限る。)の出資を行うこと。
- 一の三 前2号に掲げるもののほか、前2号の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な業務(前2号の業務と密接な関連を有する業務として政令で定めるものに限る。)を行うこと。
- 二 沖縄に住所を有する者で沖縄において事業を営むものに対して、小口の事業資金の貸付けを行い、並びに沖縄に住所を有する者に対して、小口の教育資金の貸付け(所得の水準その他の政令で定める要件を満たす者に対するものに限る。)を行い、及び恩給等を担保として小口の資金を貸し付けること。
- 三 次に掲げる者に対して、住宅の建設、住宅の用に供する土地の取得又は借地権の取得その他の政令で定める用途に充てるため必要な長期資金を貸し付けること及びこれらに関する業務で政令で定めるものを行うこと。
 - イ 沖縄において自ら居住するため住宅を必要とする者
 - ロ 沖縄において親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者
 - ハ 沖縄において次に掲げる者に対し住宅を建設して賃貸する事業を行う者(地方公共団体を除く。)
 - (1) 自ら居住するため住宅を必要とする者
 - (2) 自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者
 - ニ その他政令で定める者
- 四 沖縄において農業(畜産業及び養蚕業を含む。)、林業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人その他政令で定める者に対して、必要な長期資金で政令で定めるものを貸し付けること。
- 五 沖縄において事業を行う中小企業者に対して事業の振興に必要な資金(特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従つて貸付けが行われる長期の資金又は沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み特に必要があると認められる長期の資金として、主務大臣が定めるものに限る。)の貸付けを行い、及び沖縄において事業を行う中小企業者が事業の振興に必要な長期資金を調達するために新たに発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第66条第1号に規定する短期社債を除く。)の応募その他の方法による取得(特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従つて行われるもの又は沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み特に必要があると認められるものとして、主務大臣が定めるものに限る。)を行うこと。
- 六 沖縄において病院、診療所、薬局その他政令で定める施設を開設する個人又は医療法人その他政令で定める法人に対して、当該施設(当該施設の運営に関し必要な附属施設を含むものとし、薬局にあつては、調剤のために必要な施設とする。)の設置、整備又は運営に必要な長期資金の貸付けを行い、及び沖縄において指定訪問看護事業を行う医療法人その他政令で定める者に対して、当該事業に必要な長期資金を貸し付けること。
- 七 沖縄において営業を営む生活衛生関係営業者その他の政令で定める者に対して、当該営業を営むのに要する資金(当該営業に係る衛生水準の向上及び近代化の促進に必要なものに限る。)並びに生活衛生関係営業者の共通の利益を増進するための事業その他当該営業に係る衛生水準の向上及び近代化の促進に必要な事業を行うのに要する資金で、政令で定めるものを貸し付けること。
- 八 公庫に対して次のイからニまでに掲げる債務を有する当該イからニまでに定める者(イ、ロ又はニに定める者にあつては、中小企業者又は中小規模の事業者として主務省令で定めるものに限る。)の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためにするものを行うこと。
 - イ 第二号の規定による小口の事業資金の貸付けに係る債務 沖縄に住所を有する者で沖縄において事業を営むもの

- ロ 第四号の規定による貸付けに係る債務 同号に規定する者
- ハ 第五号の規定による貸付け又は同号の規定により公庫が取得した社債に係る債務 沖縄において事業を行う中小企業者
- ニ 前号の規定による貸付けに係る債務 同号の規定する政令で定める者
- 九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 小口の事業資金 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)別表第1第1号の下欄に規定する小口の事業資金をいう。
 - 一の二 小口の教育資金 株式会社日本政策金融公庫法別表第1第2号の下欄に規定する小口の教育資金をいう。
 - 二 恩給等 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和29年法律第91号)第2条第1項に規定する恩給等をいう。
 - 三 中小企業者 株式会社日本政策金融公庫法第2条第3号に規定する中小企業者をいう。
 - 四(略)
 - 五 生活衛生関係営業者 株式会社日本政策金融公庫法第2条第1号に規定する生活衛生関係営業者をいう。
- 3(略)
- 4 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第3条から第9条までの規定は、公庫が同法第2条第1項に規定する恩給等を担保として貸付けをする場合について準用する。

(業務の委託等)

- 第20条 公庫は、主務省令で定める金融機関、地方公共団体その他政令で定める法人に対し、その業務(次条第1項の規定により委託を受けた業務を含む。)のうち政令で定めるものを委託することができる。
- 2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、公庫が前項の規定により当該金融機関に対し委託した業務を受託することができる。
- 3 第1項の規定により業務の委託を受けた金融機関又は同項に規定する政令で定める法人(以下「受託金融機関等」という。)の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務の受託)

- 第21条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、独立行政法人住宅金融支援機構の行う独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)第13条第1項第1号から第3号までに規定する業務若しくはこれらに附帯する業務の一部、株式会社日本政策金融公庫の行う株式会社日本政策金融公庫法第11条第1項第2号の規定による同法別表第2第1号から第5号までに掲げる業務若しくはこれらに附帯する業務又は特別の法律によつて設立された法人で政令で定めるものの行う貸付けの業務を受託することができる。
- 2 公庫は、前項の規定により業務の委託を受けたときは、当該委託を受けた業務に係る貸付けによつて生ずる債務の保証を行うことができる。

(業務方法書)

- 第22条 公庫は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

(事業計画及び資金計画)

第23条 公庫は、四半期ごとに、事業計画及び資金計画を作成し、並びに当該四半期における第26条第2項の規定による短期借入金の借入れの最高額を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(参考)

「役員に対する給与及び退職手当の支給の基準」に係る公表について

当公庫の役員の給与及び退職手当の支給の基準は次のとおりです。これは沖縄振興開発金融公庫法第18条の規定に基づき、公表するものです。

役員に対する給与及び退職手当の支給の基準

(令和5年4月1日現在)

- 1 基本的な考え方(社会一般の情勢への適合)
 - 沖縄振興開発金融公庫法第18条においては、役員の給与及び退職手当(以下「給与等」という。)の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定めることとされている。その際、基本的な考え方として次の点に配慮するものとする。
 - (1) 役員の給与等は、各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。
 - (2) 役員の給与等は、沖縄振興開発金融公庫の適切な業務運営を図るために必要な人材を確保しうるものとし、そうした人材の民間企業等における処遇の実情を勘案すること。
 - (3) 役員の給与等は、沖縄振興開発金融公庫の業務及び財産の公共性に鑑み、その総額を含め適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。
- 2 役員の給与等
 - (1) 給与

給与の種類	支給基準等	
	月額(※)により支給	(※) 本俸月額
イ 本俸	月額 (単位: 千円)	
	理事長	1,106
	副理事長	950
	理事	822
	監事(非常勤)	492
ロ 特別調整手当	東京都特別区に在勤する役員 本俸月額×0.20	
ハ 通勤手当	一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第12条第1項及び第2項の規定に準じて支給	
ニ 特別手当	{ 本俸月額 + (本俸月額×0.45) } × 支給割合(※) × 在職期間(※) 令和4年度支給割合: 3.30ヵ月	

(2) 退職手当

退職の日における本俸月額 × 10.4625 / 100 × 100 / 98 × 業績助案率(※) × 在職期間(月数)

(※) 外部の学識経験者で構成される業績評価委員会が、0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する率

役員退職手当の支給状況 (令和4年度中に支給された退職手当)

区分	支給額(総額)	在職期間	退職年月日	業績助案率	摘要
理事	2,948	千円 2年	月 0 令和4年3月31日	1.4	-

会計等に関する関連法の規定(抜粋)

◇沖縄振興開発金融公庫法

(資本金)

- 第4条 公庫の資本金は、附則第4条第2項の規定により政府から出資があつたものとされた金額に相当する金額とする。
- 2 政府は、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。
 - 3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(予算及び決算)

- 第24条 公庫の予算及び決算に関しては、沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)の定めるところによる。

(国庫納付金)

- 第25条 公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の5月31日までに国庫に納付しなければならない。
- 2 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。
 - 3 第1項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属する会計については、政令で定める。

(借入金等)

- 第26条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から資金の借入れをすることができる。
- 2 公庫は、資金繰りのため必要があるときは、前項に規定する政府からの資金の借入れの予算で定める限度額及び次条第1項に規定する沖縄振興開発金融公庫債券(以下この項において「公庫債券」という。)の発行の予算で定める限度額の合計額に相当する金額から、前項の規定により既に借り入れている資金の借入れの額及び既に発行している公庫債券の額の合計額に相当する金額を差し引いた金額(当該金額が第23条の規定により定めた短期借入金の借入れの最高額を上回るときは、当該最高額)を限度として、主務省令で定める金融機関から短期借入金をすることができる。
 - 3 前項の規定による短期借入金は、当該短期借入金をした事業年度内に償還しなければならない。
 - 4 公庫は、主務大臣の認可を受けて、勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第10条第2項本文の規定による貸付け(以下「財形住宅貸付け」という。)に必要な資金を調達するため、政府以外の者から資金の借入れをすることができる。
 - 5 公庫は、主務大臣の認可を受けて、沖縄における産業の振興開発に金融上の寄与をするために必要な資金の財源に充てるため、政令で定めるところにより、寄託金の受入れをすることができる。
 - 6 第1項、第2項、第4項及び前項に規定する場合を除くほか、公庫は、資金の借入れ又は寄託金の受入れをしてはならない。

(債券の発行)

- 第27条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、沖縄振興開発金融公庫債券(以下「公庫債券」という。)を発行することができる。
- 2 前項に定めるもののほか、公庫は、公庫債券を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、公庫債券を発行することができる。
 - 3 公庫は、主務大臣の認可を受けて、財形住宅貸付けに必要な資金を調達するため、沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券(以下「財形住宅債券」という。)を発行することができる。
 - 4 公庫は、主務大臣の認可を受けて、第19条第1項第3号イに掲げる者で同号の規定による貸付けを希望するものその他政令で定める者が引き受けるべきものとして、沖縄振興開発金融公庫住宅地債権(以下「住宅地債権」という。)を発行することができる。
 - 5 公庫債券、財形住宅債券又は住宅地債権の債権者は、公庫の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
 - 6 前項の先取特権の順位は、民法(明治29年法律第89号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
 - 7 公庫は、公庫債券、財形住宅債券又は住宅地債権の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は金融商品取引業(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第8項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。)を行う者に委託することができる。
 - 8 会社法(平成17年法律第86号)第705条第1項及び第2項並びに第709条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は金融商品取引業を行う者について準用する。
 - 9 前各項に定めるもののほか、公庫債券、財形住宅債券又は住宅地債権に関し必要な事項は、政令で定める。

(政府保証)

- 第27条の2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和21年法律第24号)第3条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公庫が前条第1項の規定により発行する公庫債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和28年法律第51号)第2条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。次項において同じ。)について保証することができる。
- 2 政府は、前項の規定によるほか、公庫が前条第2項の規定により発行する公庫債券に係る債務について、保証することができる。

(余裕金の運用等)

- 第28条 公庫は、次の方法による場合のほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
- 一 国債、地方債又は政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)の保有
 - 二 財政融資資金への預託
 - 三 銀行への預金
 - 四 前3号の方法に準ずるものとして主務省令で定める方法

- 2 前項に規定する方法による余裕金の運用は、安全かつ効率的に行わなければならない。
- 3 公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。

附則

（琉球開発金融公社等からの権利義務の承継等）

- 第4条 公庫の成立の際、現に琉球開発金融公社の有する権利義務で、協定に基づいて政府が引き継ぐこととなるもの、大衆金融公庫の有する権利義務及び琉球政府の産業開発資金融通特別会計、運搬船建造資金融通特別会計、住宅建設資金融通特別会計、農林漁業資金融通特別会計又は本土産米穀資金特別会計に属する権利義務は、政令で定めるものを除き、その時において公庫が承継する。
- 2 前項の規定により公庫が権利義務を承継したときは、その承継された権利義務に係る資産の価額の合計額から負債の価額の合計額を差し引いた金額に相当する金額が、政府から公庫に出資されたものとする。
 - 3 前項の資産及び負債の評価の方法については、政令で定める。

◇沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律

（事業年度）

第2条 公庫の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

（決算の完結）

第17条 公庫は、毎事業年度の決算を翌年度の5月31日までに完結しなければならない。

（財務諸表の作成、提出等）

- 第18条 公庫は、毎事業年度、損益計算書、貸借対照表及び財産目録（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。次条第1項において同じ。）を含む。以下「財務諸表」という。）を作成し、当該財務諸表に関する監事の意見を付して、決算完結後1月以内に主務大臣を経由して財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 公庫は、前項の規定による財務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び業務報告書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。
 - 3 前項に規定する附属明細書及び業務報告書に記載すべき事項は、財務省令で定める。

（決算報告書の作成、提出等）

第19条 公庫は、決算完結後第5条第4項及び第9条第1項に規定する予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書（当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下第21条までにおいて同じ。）を作成し、当該決算報告書に

関する監事の意見を付し、かつ、前条第1項の規定による財務大臣の承認を受けたときは、当該承認に係る当該事業年度の財務諸表を添え、遅滞なく主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

- 2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の財務諸表を添え、内閣に送付しなければならない。
- 3 公庫は、第1項の規定による提出を行つたときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。
- 4 第1項に規定する決算報告書の形式及び内容については、財務大臣が定める。

（決算報告書等の会計検査院への送付）

第20条 内閣は、前条第2項の規定により公庫の決算報告書の送付を受けたときは、同条第1項の財務諸表を添え、翌年度の11月30日までに、会計検査院に送付しなければならない。

（決算報告書等の国会への提出）

第21条 内閣は、会計検査院の検査を経た公庫の決算報告書に第19条第1項の財務諸表を添え、国の歳入歳出決算とともに国会に提出しなければならない。

その他

財務諸表の作成方法等については、「特殊法人等会計処理基準」（昭和62年10月2日財政制度審議会公企業会計小委員会報告）に準拠している。

◇簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（抄）

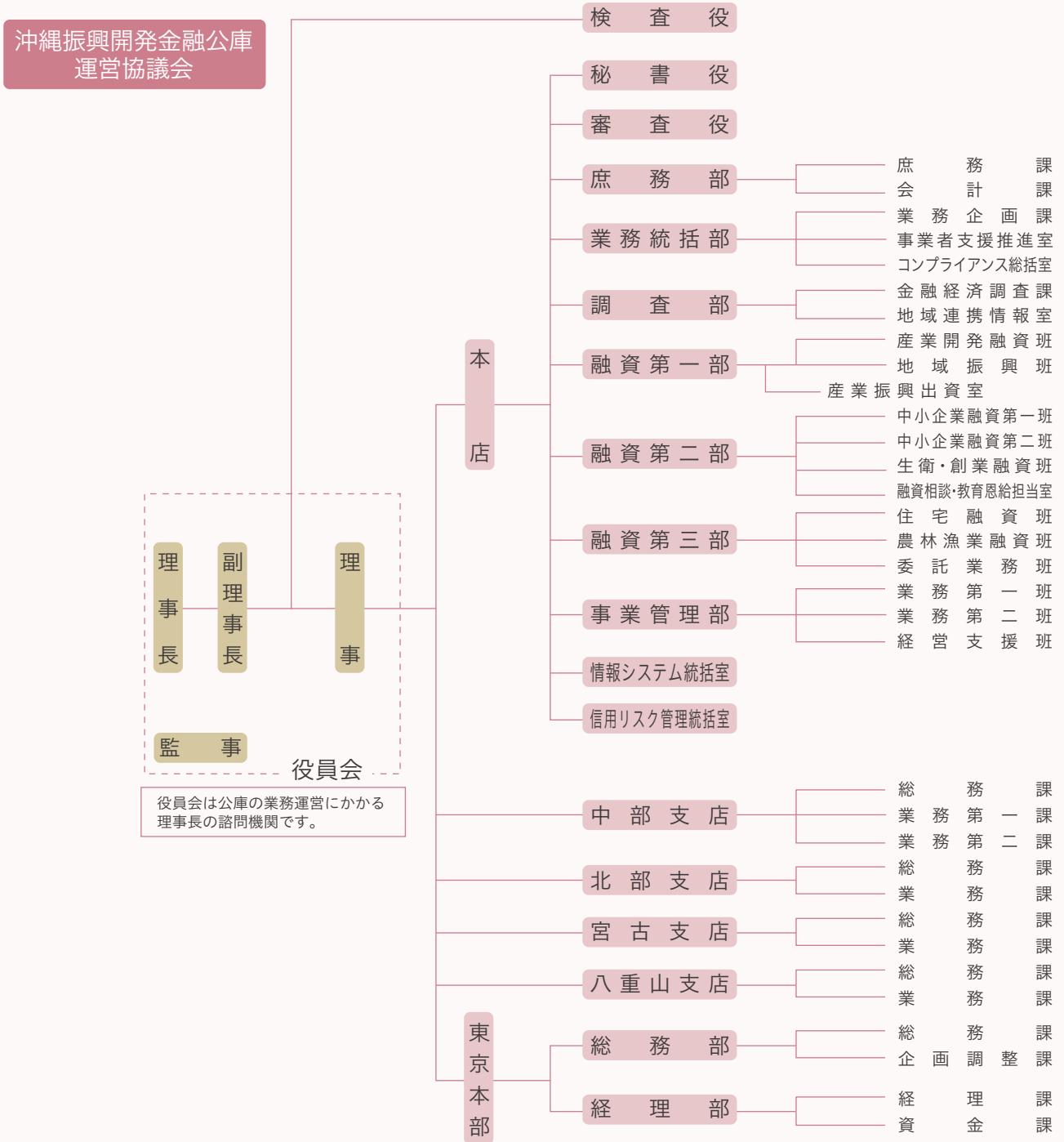
（沖縄振興開発金融公庫の在り方）

- 第11条 沖縄振興開発金融公庫は、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条の2第1項の沖縄振興基本方針に係る同条第3項に規定する令和4年度を初年度とする10箇年の期間が経過した後において、新政策金融機関に統合するものとする。
- 2 沖縄振興開発金融公庫の業務は、新政策金融機関に承継させる。ただし、平成20年度において、沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ特に存続させる必要があるものを除き、日本政策投資銀行の業務に相当する業務は廃止し、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫の業務に相当する業務については第8条第2項ただし書、第9条第2項ただし書及び前条第2項ただし書の規定に準じた措置を講ずるものとする。
 - 3 第1項の統合に当たっては、沖縄県の区域を管轄する新政策金融機関の事務所が、沖縄の振興に関する施策に金融上の寄与をするため、前項本文の業務を自立的かつ主体的に遂行することを可能とする体制を整備するものとする。

県内外の主な動き		沖縄公庫の沿革
本土復帰により沖縄県発足(47年5月) 「沖縄振興開発計画政府決定」(47年12月) 復帰記念「若夏国体」開催(48年5月) 石油危機発生(48年10月) ベトナム戦争終結(50年4月) 「海洋博」開催(50年7月～51年1月)	1972 (昭和47年) } 1975 (昭和50年)	沖縄公庫設立(47年5月) 中小・零細企業特別融資開始(47年6月) 那覇支店を本店に統合等の機構改革実施(49年4月) 本店事務所、那覇市久茂地へ移転(49年12月) 財形住宅資金創設(50年6月) 環境衛生資金に従業員独立開業資金創設(50年7月)
沖縄石油基地(CTS)建設許可(51年6月) 交通方法変更実施(53年7月) 第二次石油危機(54年) 県、中城湾港開発基本計画決定(55年7月)	1976 (昭和51年) } 1980 (昭和55年)	赤瓦住宅融資制度創設(52年6月) 出資及び債務保証業務追加(53年) 進学資金融資制度創設(53年) 交通方法変更に伴う特別融資制度創設(53年)
沖縄振興開発特別措置法の10年間延長決定(57年5月) 第二次沖縄振興開発計画スタート(57年) 沖縄県中央卸売市場開設(59年4月) 郵政省、沖縄をテレビピアモデル地域に指定(60年3月)	1981 (昭和56年) } 1985 (昭和60年)	住宅資金に段階金利制度創設(57年10月) 研修会館「鐘秀館」竣工(57年11月) 中古住宅購入資金創設(58年) 北部支店新店舗落成(59年5月) システム開発事務局発足(60年4月)
県、「沖縄県観光振興基本計画」策定(61年9月) 「海邦国体」開催(62年9月) 沖縄自動車道、石川～那覇間開通(62年10月) 国内初の「沖縄自由貿易地域那覇地区」完成(63年5月) 昭和天皇崩御、新元号「平成」と改元(元年1月) 消費税スタート(元年4月) 県庁新庁舎行政棟落成(2年1月) 県「リゾート沖縄マスタープラン」発表(2年3月)	1986 (昭和61年) } 1990 (平成2年)	沖縄観光レクリエーション拠点整備資金創設(61年) 沖縄自由貿易地域振興資金創設(62年) 融資相談室発足(62年) NTT無利子貸付制度創設(62年9月) プロジェクト推進室発足(63年4月) 中部支店新店舗落成(2年3月) 産業開発資金に立ち上がり支援資金等を創設(2年6月)
湾岸戦争勃発(3年1月) 第三次沖縄振興開発計画決定(4年9月) 首里城公園開園正殿復元(4年11月) EC統合市場発足(5年1月) 阪神・淡路大震災(7年1月)	1991 (平成3年) } 1995 (平成7年)	進学資金を教育資金に改正(3年4月) 宮古支店新店舗落成(6年3月) プロジェクト推進課発足(6年6月) 年金福祉事業団へ年金教育貸付の業務委託を開始(6年11月) 自由貿易地域等特定地域振興資金創設(7年4月)
普天間飛行場の全面返還合意(8年4月) 沖縄都市モノレール着工(8年11月) 県、「国際都市形成構想」を決定(8年11月) 香港返還(9年7月) 山一証券経営破綻、自主廃業決定(9年11月) 沖振法改正により「特別自由貿易地域」、「情報通信産業振興地域」及び「観光振興地域」創設(10年3月) 長銀、日債銀破綻、国有化(10年10月) 「沖縄経済振興21世紀プラン」中間報告(11年6月) 九州・沖縄サミット開催(12年7月) 琉球王国のグスク及び関連遺産群が世界遺産登録(12年11月)	1996 (平成8年) } 2000 (平成12年)	沖縄特産品振興資金創設(8年6月) 代理店の業務範囲に中小企業等の特定資金、恩給担保資金を追加拡大(9年1月・4月) 産発・中小・生業資金に金融環境変化対応貸付創設(9年) 新規事業支援室発足(9年4月) 沖縄農林畜水産物等起業化支援資金創設(9年4月) 産業開発資金に非設備資金創設(10年12月) 沖縄創業者等支援緊急特別資金創設(10年12月) 沖縄離島地域経済活性化資金創設(11年4月) 本店新店舗落成(12年4月) 住宅地債券(マンション修繕コース)制度創設(12年6月)
中央省庁再編。沖縄開発庁は内閣府に統合(13年1月) 「特殊法人等改革基本法」成立(13年6月) 米国同時テロ発生(13年9月) 沖縄信用金庫破綻(13年10月) 「沖縄振興特別措置法」施行(14年4月) 「沖縄振興計画」策定(14年7月) イラク戦争勃発(15年3月) 日本郵政公社発足(15年4月) 沖縄都市モノレール開業(15年8月) 国立劇場おきなわ開場(16年1月) 沖縄国際大学に米軍ヘリ墜落炎上(16年8月) 「行政改革の重要方針」閣議決定(17年12月)	2001 (平成13年) } 2005 (平成17年)	「わたしたちの行動指針」の制定(13年3月) 沖縄情報通信産業支援資金創設(13年4月) おきなわブランド振興資金創設(13年4月) 沖縄観光関連業者緊急特別資金創設(13年10月) 新事業創出促進出資業務追加(14年4月) 融資第一、二、三部及び債権管理部に班制導入、新事業育成出資室及び信用リスク管理統括室発足(14年4月) 第1回沖縄公庫債券100億円発行(14年10月) 赤土等流出防止低利(ちゅう海低利)制度創設(15年4月) コンプライアンス総括室発足(16年4月) 沖縄離島振興貸付・沖縄特産品振興貸付「泡盛特例」、沖縄中小企業経営基盤強化貸付を創設(17年4月)
「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」公布(18年6月) リーマン・ブラザーズ経営破綻(20年9月) 「株式会社日本政策金融公庫法」及び「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」公布(19年5月)施行(20年10月) 株式会社日本政策金融公庫発足(20年10月) 株式会社日本政策投資銀行発足(20年10月)	2006 (平成18年) } 2010 (平成22年)	審査役、創業支援班及び生業融資・契約班が発足(18年4月) 融資第一部と事業管理部(債権管理部から改称)の再編を実施(19年4月) 八重山支店新店舗落成(19年4月) 東京本部事務所移転(19年9月) 情報システム統括室発足(20年4月) 沖縄自立型社会資本整備貸付創設(20年4月) 沖縄経済自立支援貸付創設(21年4月) 教育離島利率特例制度創設(22年4月)
東日本大震災(23年3月) 「沖縄振興特別措置法」改正(24年3月) 「沖縄21世紀ビジョン基本計画」策定(24年5月) 南ぬ島石垣空港開港(25年3月) 伊良部大橋開通(27年1月) 共通番号(マイナンバー)制度関連法施行(27年10月) アジアインフラ投資銀行(AIIB)発足(27年12月)	2011 (平成23年) } 2015 (平成27年)	沖縄雇用・経営基盤強化資金創設(24年4月) 沖縄人材育成資金創設(24年4月) 駐留軍用地跡地開発促進貸付制度創設(25年5月) 中小企業等資金を中心とした本店融資部門の再編を実施(25年6月) 産投出資規模拡充(リーディング産業支援)(26年4月) コンプライアンス総括室を総務部から企画調査部に移管(27年4月) 沖縄観光リゾート産業振興貸付制度創設(27年4月)
日銀がマイナス金利導入決定(28年1月) 沖縄県内の有効求人倍率が復帰後初めて1倍を突破(28年6月) 「沖縄21世紀ビジョン基本計画」改定(29年5月) 年平均の有効求人倍率が本土復帰後初の1倍超(30年1月) 県内入域観光客数1,000万人を超過去最高を更新(31年3月) 新元号「令和」と改元(元年5月) 首里城公園で大規模火災。正殿ほか主要施設全焼(元年10月) 新型コロナウイルス感染症が流行(2年1月) 那覇空港第二滑走路供用開始(2年3月) 沖縄・奄美の世界自然遺産登録決定(3年7月) 東京五輪・パラリンピック(3年7月～9月) 軽石大量漂着(3年10月)	2016 (平成28年) } 2021 (令和3年)	沖縄地方創生雇用促進貸付利率特例制度創設(28年2月) 沖縄ひとり親雇用等促進貸付利率特例制度創設(28年4月) 沖縄農林漁業台風災害支援貸付制度創設(28年4月) 融資第二部に「ひとり親支援担当」を配置(29年4月) 中部支店移転(30年5月) 沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度創設(31年4月) 企画調査部を業務統括部と調査部に再編(31年4月) 「くるみんマーク」取得(元年6月) 新型コロナウイルス感染症特別貸付制度創設(2年3月) 沖縄生産性向上促進貸付制度創設(2年4月) 新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援強化特別貸付制度創設(2年8月) 産業開発資金資本性劣後ローン特例制度創設(3年4月) 本支店に「事業承継担当者」を配置(3年11月) 第30回沖縄公庫債券(サステナビリティボンド)100億円発行(3年12月)
ロシアによるウクライナ軍事侵襲(4年2月) 「沖縄振興特別措置法」改正(4年3月) 沖縄復帰50周年(4年5月) 「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」策定(4年5月) 第7回世界のウチナーンチュ大会開催(4年10月) 首里城正殿起工(4年11月) 新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症へ移行(5年5月)	2022 (令和4年)	沖縄振興開発金融公庫法改正(4年3月) 出資部門再編により融資第一部産業振興出資室発足(4年4月) 沖縄振興特別措置法の改正に伴い新事業創出促進出資の出資対象を拡充(4年4月) 産業開発資金カーボンニュートラル推進投資利率特例制度創設(4年4月) 農水省共通サービスe-MAFFによるオンライン申請開始(4年5月) 業務用スマートフォンの導入(4年10月) 住宅資金省エネリフォームローンの取扱開始(4年12月) 業務統括部事業者支援推進室が発足(5年4月) 新事業創出促進出資制度拡充(出資方法に「新株予約権の取得」を追加)(5年4月)

組織機構

(令和5年4月1日現在)



沖縄振興開発金融公庫運営協議会について (昭和47年6月16日閣議決定)

沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）の業務運営が、沖縄県における経済の振興及び社会の開発のため有効適切に行われることを期し、公庫の業務運営に地元沖縄県各界及び関係行政機関等の意向を反映せしめるため、下記のとおり沖縄振興開発金融公庫運営協議会を開催することとする。

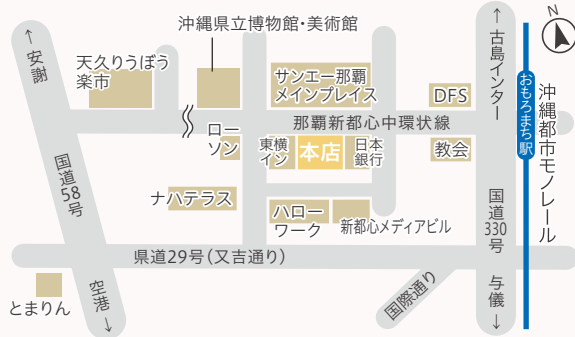
記

- 本協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。なお、関係行政機関の職員、沖縄県各界を代表する者及び学識経験者については、内閣総理大臣が財務大臣と協議のうえ委嘱するものとする。
 - 関係行政機関の職員 2人
 - 沖縄県知事及び沖縄県議会議長
 - 沖縄県各界を代表する者 9人以内
 - 学識経験者 7人以内
- 本協議会の庶務は、内閣府において処理する。

店舗

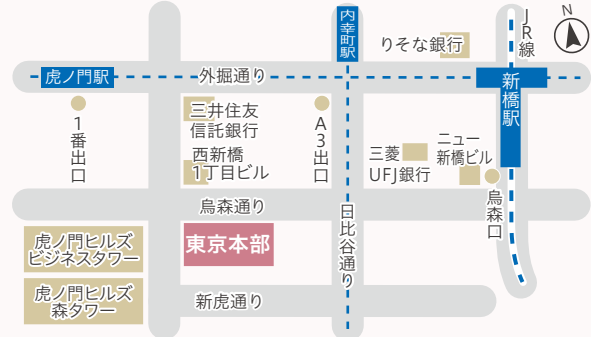
きめ細かく地域のニーズに対応します。

本 店



〒900-8520 那覇市おもろまち1-2-26
 融資第一部（産業開発資金、医療資金、出資）
 TEL:098-941-1765 FAX:098-941-1915
 融資第二部（中小企業資金、生業資金、教育資金、
 恩給担保資金、生活衛生資金）
 TEL:098-941-1785 FAX:098-941-1910
 融資第三部（住宅資金、農林漁業資金）
 TEL:098-941-1850 FAX:098-941-1915

東京本部



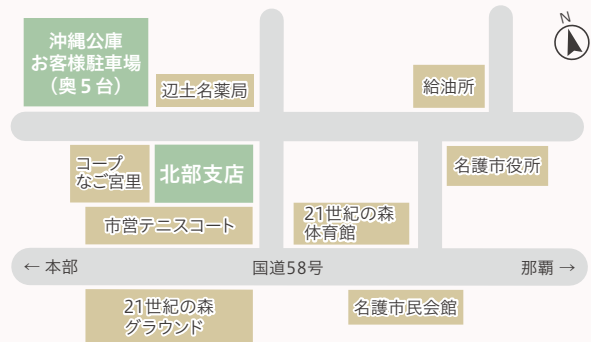
〒105-0003 東京都港区西新橋 2-1-1(興和西新橋ビル10階)
 TEL:03-3581-3241 FAX:03-5511-8233
 ※上記地図上の番号は各駅の最寄出口

中部支店



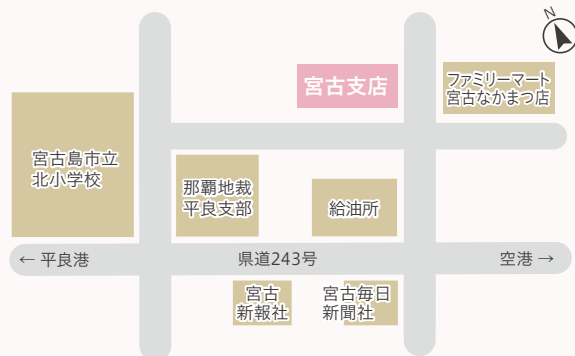
〒904-0033 沖縄市山里1-1-1-102 (パーチェ山里)
 TEL:098-989-6511 FAX:098-989-6789

北部支店



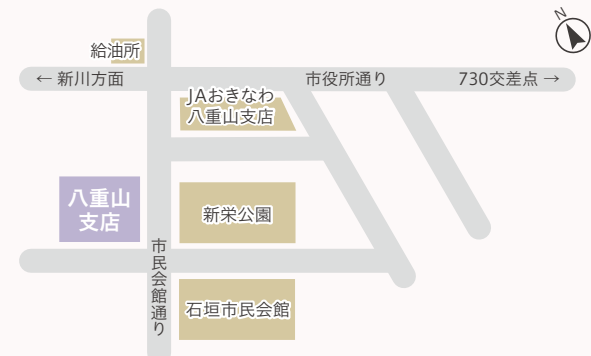
〒905-0011 名護市宮里1-28-15
 TEL:0980-52-2338 FAX:0980-51-1008

宮古支店



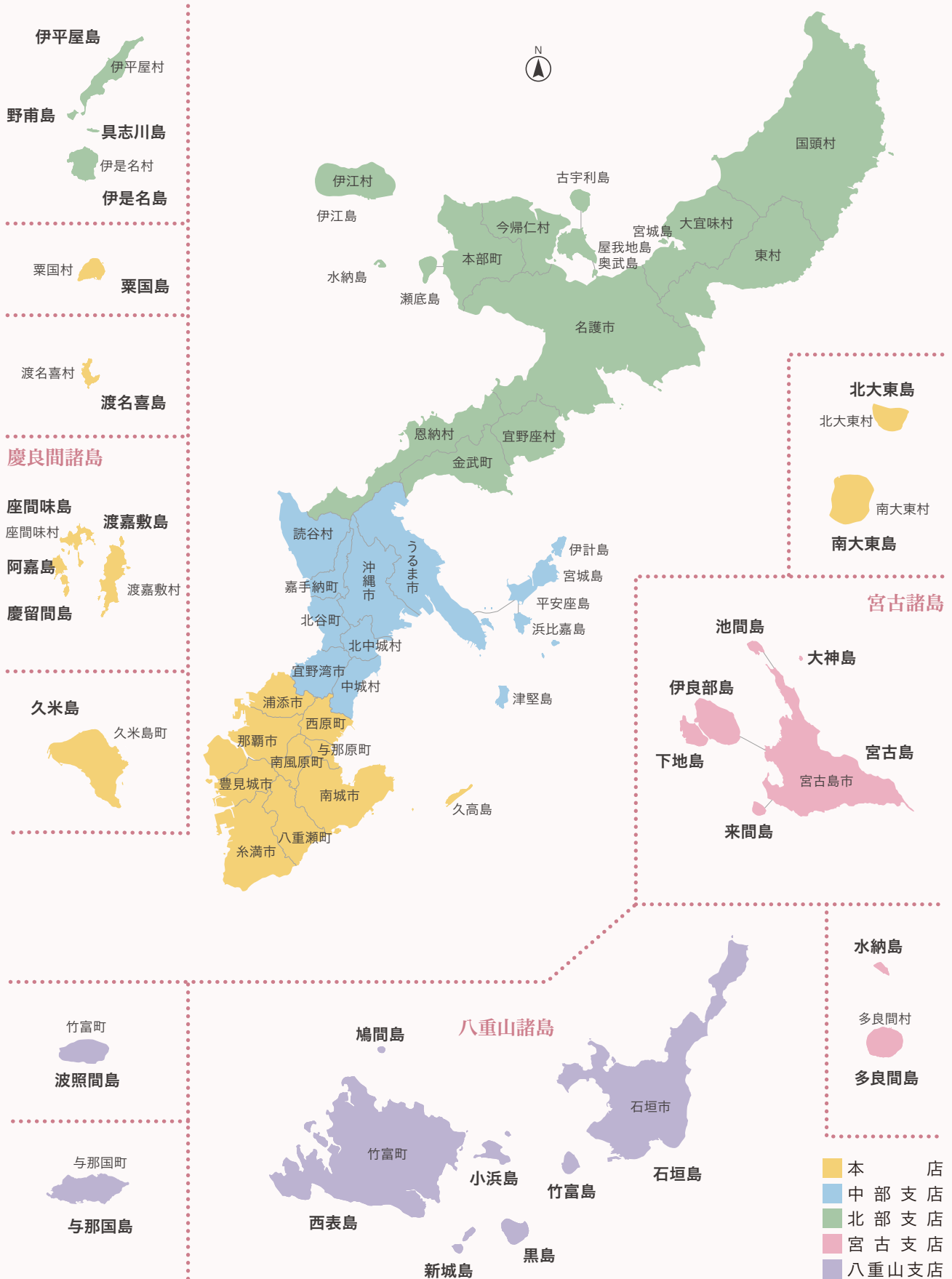
〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根118-1
 TEL:0980-72-2446 FAX:0980-72-7049

八重山支店



〒907-0014 石垣市新栄町4-1
 TEL:0980-82-2701 FAX:0980-83-1634

【本店・支店業務区域図】



Report 2023



沖縄振興開発金融公庫
THE OKINAWA DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION



www.okinawakouko.go.jp/

発行/令和5年8月

沖縄振興開発金融公庫 業務統括部業務企画課

〒900-8520 沖縄県那覇市おもろまち1丁目2番26号 TEL.098-941-1740 FAX.098-941-1925



この印刷物は、E3PAのゴールドプラス基準に適合した地球環境にやさしい印刷方法で作成されています
E3PA:環境保護印刷推進協議会
<http://www.e3pa.com>



この印刷物は個人情報保護マネジメントシステム(プライバシーマーク)を認証された事業者が印刷しています。

